イノベーション競争と独禁政策:合併規制に焦点を合わせて

公正取引委員会 競争政策研究センター 2009 年 3 月

イノベーション競争と独禁政策:合併規制に焦点を合わせて

【執筆者】

長岡貞男 一橋大学イノベーション研究センター教授・ 競争政策研究センター主任客員研究員 Nagaoka at iir.hit-u.ac.jp

> 和久井理子 大阪市立大学 法学研究科准教授 wakui at law.osaka-cu.ac.jp

青木玲子 一橋大学 経済研究所教授 Aokirei at ier.hit-u.ac.jp

伊藤隆史 東洋大学 日本大学非常勤講師 jfff.ryushi at s3.dion.ne.jp

真保智行 山形大学人文学部講師 t-shimbo at human.kj.yamagata-u.ac.jp

メールアドレス中の at は@を表す。

まえがき

イノベーションは市場成果の決定要因として非常に重要である。活発な研究開発投資の結果,市場に供給される製品の品質が持続的に向上していく,あるいはそのコストが持続的に低下していくことは,長期的にみて厚生の改善の大半を決定することになる。イノベーションがこのように重要であることを背景に,米国の独禁当局は特に合併規制において合併のイノベーションへの影響を根拠の一つにした介入を頻繁に行うようになっている。DOJとFTCがチャレンジした合併において,イノベーションへの悪影響が指摘されたケースの割合は,1990年代の前半(1990-1994)には3%に過ぎなかったのが,2000年代初頭(2000-2003)では38%に大きく上昇し,最近では研究開発が重要な産業(医薬品,ソフトウエア,化学,国防など)では合併のイノベーション効果にほぼ必ず言及していることが指摘されている。

しかしながら、合併のイノベーションへの効果は、特にそれが研究開発競争への影響を介したものである場合に、法と経済の両面において複雑な問題を提起している。DOJとFTCが 1995 年に発表した知的財産のライセンスに係るガイドラインにおいて初めて、イノベーション市場は「特定の新しいあるいは改良された製品又はプロセスに向けられた研究開発とそれを代替する研究開発」と定義された。しかし、イノベーション市場が米国の合併規制の準拠法であるクレイトン法7条の範ちゅう対象に入るかどうか自体が、必ずしも明確になっていない。また、合併は、製品供給と研究開発の競争とともに、研究開発の能力と研究開発投資の専有可能性にも影響を与え、かつ往々にして両者は相殺する方向での影響を持つので、合併がイノベーションに与える影響は理論的にみても必ずしも一意ではない。さらに、合併効果の検証という面でも、研究開発への影響を通した経済効果の把握は、供給されている財の価格や数量の動向と比べてより困難である。

こうした中にあって,本研究では,イノベーション競争への独禁政策の今後の検討に資するために,以下の3つの基礎的研究に取り組んでいる。第一に,第1章と第2章では米国を中心として合併審査実務の把握を試みている。特に,研究開発への悪影響が DOJ/FTC 等によって合併効果として指摘されたケースの分類とその分析を行うとともに,どのような情報を収集し分析を行っているかを調べるために,欧米独禁当局を訪問して行ったインタビュー調査を取りまとめている。第二に,第3章では米国におけるイノベーション競争と合併の法理論の展開のサーベイを行っている。第三に,第4章では,特許のマイクロデータを利用した合併のイノベーション効果のケース調査を行っている。特許は公開されているデータであり,合併前後における研究開発の構造変化を把握することを可能にしており,少なくとも合併の事後検証には有用なデータだと考えられる。報告書の総論では,研究のねらいと結論をまとめている。

本研究の実施に当たっては,企業結合課の木村祐二及び五十嵐俊子両氏(当時)には研究会にて貴重なコメントを頂いた。また,海外調査に当たっては,公正取引委員会の競争

政策研究センターの岡村薫研究員他の事務局,米国司法省,米国連邦取引委員,EU 競争総局及び在 EU 日本代表部の多くの方にお世話となった。あり得べき誤りは各執筆者の責任であることを明確にしておきたい。最後に,小田切宏之所長,鈴村興太郎元所長を始めとして競争政策研究センターの研究員各位には貴重なコメントを頂いたことに感謝申し上げたい。

2009年3月

一橋大学イノベーション研究センター教授・ 競争政策研究センター主任客員研究員 長岡貞男 大阪市立大学 法学研究科准教授 和久井理子 一橋大学 経済研究所教授 青木玲子 東洋大学 日本大学非常勤講師 伊藤隆史 山形大学人文学部講師 真保智行

目 次

まえがき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
総論:研究のねらいと要約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
ー橋大学イノベ ー ション研究センタ	ー教授・
競争政策研究センター主任客員研究員	長岡貞男
研究の背景とねらい	• 7
研究結果の要約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 10
第1章 企業結合と研究開発 - 米国実務の動向 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16
大阪市立大学 法学研究科准教授 和	久井理子
1.1 はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1.1.1 検討課題 •••••	16
1.1.2 調査方法 ••••••	16
1.1.3 米国における企業結合規制について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1.2 研究開発活動に対する影響の審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
1.2.1 概観 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
1.2.2 「イノベーション市場」概念について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
1.2.3 研究開発への悪影響を根拠とした介入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1.2.4 価格競争への言及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1.2.5 現実化していない価格競争への悪影響 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1.3 研究開発活動への影響分析と産業分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1.4 市場構造とイノベーション・研究開発の関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.5 禁止・問題解消措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1.6 特に事後的検証と特許について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
[添付1] Oracle による PeopleSoft の取得	
(U.S. v. Oracle Corp. 331 F. Supp. 2d 1098 (2004))	
[添付 2] Genzyme による Novazyme Pharmaceuticals の取得(合併)	30
第2章 欧州企業結合実務における研究・開発に対する影響審査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 32
大阪市立大学 法学研究科准教授 和	
2.1 はじめに	
2.2 欧州合併規制	32
2.3 ガイドライン等にみられる研究開発・イノベーションの位置付け ・・・・・・	34
2.4 事例研究	35
2.4.1 研究開発動向の考慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2.4.2 研究開発・イノベーションへの悪影響の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
2.4.3 米国競争当局規制実務との比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

第3章 合併とイノベーション競争に関する	理論的展開	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•• 40
	東洋大学	日本大学非常勤講師	伊藤隆史
3.1 序論	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•• 40
3.2 イノベーション競争に対する理論・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•• 40
3.3 イノベーション市場の肯定論 ・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•• 41
3.3.1 Gilbert&Sunshine 論文におけるイノへ	ベーション市均		• 43
3.3.2 潜在的競争論 ······	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 44
3.3.3 イノベーション市場論に肯定的な見	解の概要	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 45
3.4 イノベーション市場論に否定的な見解の	の概要 ・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•• 51
3.5 理論的示唆			
Michael L.Katz and Howard A.Shelanski	論文 の検討	を中心に ・・・・	55
第4章 特許データによる合併の研究開発へ	の影響の分析		
三菱化学の合併のケース -	• • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••• 61
	ال	山形大学人文学部講師	真保智行
	一橋大学イノ	/ ベーション研究セング	ター教授・
競争	₿政策研究セン	ノター主任客員研究員	長岡貞男
4.1 はじめに	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•• 61
4.1.1 問題意識	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 61
4.1.2 三菱化学の合併の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 62
4.2 出願件数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•• 65
4.3 技術分野	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•• 69
4.3.1 日本特許	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 69
4.3.2 米国特許	• • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 72
4.4 発明者の所属 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • •	•••••	•• 77
4.4.1 発明者の所属 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 77
4.4.2 元明日切川周切炒到		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1)
4.5 共同研究			03
4.3.1 ハロルルルのM及		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	03
4.3.2 六回则70071又图71111		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	0.5
4.6 まとめ ···································			00
事例要約表 ••••••	• • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•• 90
		法学研究科准教授 和	
(1996年以降の米国連邦取引委員会(FTC)及	なび司法省反 I	〜ラスト局(DOJ)が「	Complaint ₋
を出した事例の中から、研究開発活動への悪	影響が特に述	べられた事件)	

総論:研究のねらいと要約

ー橋大学 イノベーション研究センター教授・ 競争政策研究センター主任客員研究員 長岡貞男

研究の背景とねらい

米国の独禁当局は特に合併規制においてイノベーションへの影響を頻繁に指摘するようになっている。Gilbert(2007)によれば、DOJ と FTC がチャレンジした合併において、イノベーションへの悪影響が指摘されたケースの割合は、1990 年代の前半(1990-1994)に3%にすぎなかったのが、2000 年代初頭(2000-2003)では38%に大きく上昇している。最近では研究開発が重要な産業(医薬品、ソフトウエア、化学、国防など)では合併のイノベーション効果に必ずといって良いほど触れていることが指摘されている。2004 年以降においても、研究開発活動への悪影響が指摘されたケースが、DOJ/FTC が措置をとったケースのうちの相当の割合を占め続けている(2005-2007 年で、措置をとったケースの約4分の1、詳細は1章を参照)。

イノベーションとは,技術などの知識を利用して消費者の効用を高める新たな財の供給,あるいは,より低いコストで財を供給する生産過程の採用であり,そのために研究開発が含まれる場合もあればそうでない場合もある」。したがってイノベーション競争も本来は研究開発競争に限定されるべきではないが,米国の独禁法の運用のコンテキストではイノベーション競争とは研究開発競争を意味しており,イノベーション市場(innovation market)とは研究開発競争が行われる市場を指すのが通常である。DOJとFTCが1995年に発表した知的財産のライセンスに係るガイドライン²によれば,イノベーション市場は「特定の新しいあるいは改良された製品あるいはプロセスに向けられた研究開発とそれを代替する研究開発」である。本稿でも,イノベーション競争を研究開発競争の意味で用いることにする。

この FTC・DOJ ガイドラインは,財市場及び技術市場とは別に研究開発市場を定義する必要があるとしたことで,注目を集めた。別個に研究開発市場を定義すべき理由として,同ガイドラインは,ライセンスの文脈で,企業間の取決めが,まだ存在していない財の開発に影響を与える可能性があること,また,それが,財市場では競争が無い(特定の)地理的市場での財やプロセスの開発改良に影響をもたらす可能性があることを指摘している。異業種からの参入を含め研究開発には広範な分野からの参入があり得ること,また研究開発の機密性などから,研究開発に参加する主体の確定を第三者が行うことは必ずしも容易で

¹ 例えば, ヨーロッパにおいて行われている最近のイノベーション・サーベイでは以下のように定義している。"an innovation is a new or significantly improved product (good or service) introduced to the market or the introduction within an enterprise of a new or significantly improved process. Innovations are based on the results of new technological developments, new combinations of existing technology or the utilisation of other knowledge acquired by the enterprise."(http://europa.eu.int/estatref/info/sdds/en/inn/inn_cis4_sm.htm)

² DOJ/FTC Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property, April 6, 1995

はないと考えられるが,同ガイドラインはイノベーション市場を画定する場合を「関連した研究開発に従事する能力が特定企業の専門化された資産や特性によって特徴付けることが出来る(can be associated with)場合のみ」に限定すると述べている。

このようなイノベーション競争の考え方は,しかしながら法と経済の両面において複雑な問題を提起している。まず,法的な問題として,イノベーション競争を根拠とした合併への介入が米国の合併規制の準拠法であるクレイトン法7条の範ちゅうに入るかどうか,明確になっていない。米国においても合併が裁判所において争われるケースはそもそも少なく,イノベーション市場自体の妥当性が争われたケースはまだ存在しない。これと類似する問題は,日本法下においても,イノベーション市場を「一定の取引分野」として観念することの可否という形で,議論されてきている。

経済的観点からは,合併とイノベーションの関係は一意的には確定できないという問題 がある。合併は,製品市場の競争と市場への競争(race to the market)に影響を与え,それによ って研究開発に影響するとともに、合併企業の研究開発能力(Henderson and Cockburn (1996)) と研究開発投資の成果の専有可能性にも影響を与え、かつ、これらの効果が相殺する方向 での影響を持つ場合も多く、合併がイノベーションに与える影響は理論的にみても必ずし も一意的ではないのである(以下の表 1 を参照)。既存製品の市場の競争が弱まれれば , 既存 製品からの収益が上昇して,新製品の開発が既存製品の収益を低下させるカニバライゼー ションが強まる(Arrow(1962))。また,合併によって将来の製品市場の競争が弱まると,企業 の売上げ規模が拡大し研究開発成果の専有可能性を高める反面で(Cohen and Klepper (1996)), 市場シェアを巡る企業間のライバルリーを弱くするので研究開発投資を弱める効果もある (このような戦略的な効果については Tirole (1997)を参照)。さらに,研究開発競争に参加す る企業の減少は,市場への競争(race to the market の動機)を弱くするする。加えて,研究開 発成果の専有可能性の大小等によって,こうした効果は大きな影響を受ける。例えば,専 有可能性が高い場合には,合併による補完資産の統合の利益は小さくなり,同時に研究開 発競争を弱める効果が大きくなり、合併が研究開発に悪影響がある可能性は高くなる。ま た,合併によって企業の市場支配力が高まれば,参入阻止を行う動機も高くなる。なお, 一部には、知的財産権、先行優位性あるいは市場特有の参入コストなどによって、財の供 給は仮に独占されることになっても,その財の研究開発の競争を確保することが,財の供 給のタイミングや財の質を高めることとなることを強調する見解があるが,このような見 解が常に正しいとは限らないのである。

表 1 水平合併の研究開発への効果のとりまとめ

	能力と専有可能性への効果	競争への影響を通した効果
研究開発	研究開発のシナジー(情報共	市場への競争(race to the market)の弱まりの
	有 , 共同研究など)	可能性
補完資産	研究開発成果の専有可能性の	製品市場での競争の弱まりを通した影響
	増加	-カニバライゼーションの可能性の増大
		-戦略効果
第三者への		参入阻止戦略を選択する誘因の高まり
効果		

以上では、研究開発の水準を成果指標として議論をしてきたが、実際にはその質、すなわち、研究開発がどの程度重複無しに行われ、多様性に富んでいるかも研究開発の成果に 重要な影響をもたらす。競争は重複の可能性を高めると同時に、多様性の源泉でもある。

このようなことからすると、合併が研究開発ないしイノベーションにいかなる影響を与えるかは、事例ごとに、具体的事実を踏まえながら検討されなければならないということになるだろう。特に、研究開発競争(race to the market)は研究開発のパフォーマンスに影響を与える一つの要素にすぎない。しかしながら、これを実際に行うことは、同時に従来の合併分析の枠組みを超えるとともに、非常に高度な分析能力を要求するものとなると考えられる。

合併効果の検証は,一般的には,合併分析枠組・能力の適切さを確保し,向上する方法として有効なものである。合併効果の検証という面でも,研究開発への影響を通した経済効果の把握は,供給されている財の価格や数量の動向と比べてより困難であるという問題がある。

合併規制に当たって研究開発への影響を射程に入れて分析することは競争政策当局にとって重要ではあるが,困難な課題であるといえる。こうした中にあって,本研究では,以下の3つの基礎的研究に取り組んでいる。第一に,合併審査実務において,研究開発・イノベーションへの影響の審査を,いかに,どこまで行うことができるのかを,検証した。このために,米欧で,合併規制においてイノベーションへの影響がどのように分析されているかを調査した(第1・2章)。特に,研究開発活動への悪影響が DOJ あるいは FTC によって合併効果として指摘されたケースの分類と分析を行うとともに,そのために,どのような調査方法や情報収集などを行っているか,その合併審査実務の把握である。米国では既に指摘したように,合併審査実務において,イノベーションないし研究開発への影響の把握が頻繁に行われている。欧州でも,研究開発活動への悪影響が指摘される例がみられる。このような欧米の審査実務が実際にどのように行われているかを理解することは,日本の今後の対応を考える上で大変参考になると考えられる。このために,米欧の独禁当局への訪問によるインタビュー調査も行った。第二に,イノベーションへの影響を分析する際に参照すべき基準や経験則を定立することはできないか,一定の分析枠組を確立することはできないかどうかを検討した。この課題については,米国におけるイノベーション市

場ないしイノベーション競争をめぐる議論が,優れた参考を提供している。イノベーション市場には米国でもまだ賛否両論があり,それを把握しておくことも重要である。このため,第3章では,米国におけるイノベーション競争と合併の法理論の展開のサーベイを行っている。第三に,合併のイノベーションへの効果の検証方法について研究した。特許は公開されているデータであり,合併前後における研究開発の構造変化を把握することを可能にしており,少なくとも合併の事後検証には有用なデータだと考えられる。しかしながら,従来競争政策当局ではあまり利用されていない。そこで,第4章では,特許のマイクロデータを利用した合併のイノベーション効果のパイロット調査(三菱化学のケース)を行い,特許データを用いた合併の事後的検証を行う可能性を示した。

研究結果の要約

研究結果を要約すれば,以下のとおりである。

第1章及び第2章において,まず米欧における合併規制について,以下に挙げる項目を明らかにした。

- (1) 米国の独禁当局によって研究開発活動ないしイノベーションへの悪影響が特に述べられた事例(Complaint 発出年ベースで)として把握できた企業結合件数は,1996 年から2007 年の12 年間で59 件存在する(別添参考資料)。研究開発・イノベーションへの影響分析が,重要な比重(最近のケースでは約4分の1)を占めていることがうかがえる。
- (2) もっとも,これらのケースでは,そのほとんどにおいて,研究開発・イノベーションへの悪影響に加えて,製造・販売に係る競争にも悪影響が及ぶとも述べられている。研究開発・イノベーションへの悪影響を根拠とする介入は,製造・販売市場での影響,中でも価格競争の減殺という悪影響が,具体的かつ相当の確実性をもって予測できるケースであることが多いものと考えられる。
- (3) このようなケースには,当事企業の双方,あるいは,一方が,研究開発を実施中であって,製品を市場化していないものの,市場化すれば製造・販売について相互に競争者となるだろうとの事例が含まれる。
- (4) 産業分野では、研究開発への悪影響が問題となったケースは医薬品・医療機器・治療方法に係る事例が特に多いが、国防省が購入者である製品の供給者間の企業結合事例、コンピュータ・ソフトウェアの事例もある。特に医療分野に集中しているのは、研究開発が重要であること、特許権が重要であるために製品市場での競争と並んで研究開発競争が重要であること、FDA 規制があるために、参入が容易ではないことに加えて、研究開発実施主体とその成功の見込みについての情報が得やすいこと等にあると考えられる。国防発注の場合も、入札による独占発注であり、勝者が市場のすべてを獲得するものであるため、研究開発競争が重要であること、また政府が購入者であり研究開発についての情報が得やすい点が共通している。

- (5) 競争構造をみると,合併の結果,研究開発に関連する財市場の独占ないしそれに近い 状態が形成・維持・強化される事例が,相当の割合を占める。これは,米国の競争当局 が研究開発競争への悪影響を問題とするのは,研究開発を行う企業数が独占に近くなる 場合に限定しているとの説明にも一致する³。研究開発活動については,協調的行動が 成立しにくいことから,研究開発への悪影響が認定される事例には,独占やそれに近い 状況が創出される事例が多いと考えられる。
- (6) もっとも,研究開発に関連する財市場について独占ないしそれに近い状態が形成されれば,イノベーションに悪影響が及ぶという見方が,通念として確立しているわけではない。Genzyme による Novazyme の買収のケースは,特定疾病に向けた研究開発は独占となるにもかかわらず合併は「競争促進的」だと認められたケースであり,米国の独禁当局(FTC)が,合併の研究開発への効果を事実に即してケースバイケースで詳細に検討することを示している。この事例においては,実際に,二社の R&D プログラムの進行過程・度合い,R&D のリスク,「オーファン・ドラッグ法」の存在,情報共有による研究開発の効率化など様々な事情が検討されている4。
- (7) 企業結合が競争当局によって阻止された事例は、抽出した事例のうち、2 例のみであり、大半は、営業・資産譲渡、知的財産権ライセンス、ノウハウ提供、人的資源の提供などの是正措置の実施を条件に合併が問題なしとされている。内容としては、営業・資産譲渡命令を命じ、併せて営業・資産譲渡措置の効果を十分なものとすべく、知的財産権ライセンス、ノウハウ提供、人的資源の提供などを命ずるものが多数を占めている。もっとも、営業・資産譲渡をしなくとも、知的財産権のライセンスなどがなされれば競争上の懸念を解消するために十分であると当局によって考えられ、知的財産権ライセンス許諾等のみが命じられるにとどまった事例もある。
- (8) 第2章では,欧州の企業結合実務における研究・開発に対する影響の審査を米国の審査と比較しながら検討している。欧州でも研究開発を減少させる悪影響が合併の効果として指摘されることはあるが,研究開発への影響が検討される事例は少ない。

第3章では,合併とイノベーション競争に関する理論的展開をサーベイしている。イノ ベーション市場の存在については肯定論と否定論が存在している。

- (1) Gilbert and Sunshine (1995)以来の肯定論では,イノベーション市場論と潜在的競争論では財市場に現存していない競争者についての分析を含む点で共通しているが,潜在的競争論では財市場の存在が前提となっており,存在していない財の供給への企業間競争の問題に対処するには限界があることが認識されていることを指摘している。
- (2) クレイトン法 7 条の適用の可能性に関連しては,合併のイノベーション活動への影響が経済効果を発生させることになるため関連市場での行為として把握することが可能

³ FTC(1996)

⁴ Muris(2004)

だとの考え方が紹介されている。

- (3) イノベーション市場否定論も存在し、研究開発における競争構造とイノベーションの 関係がそもそも明らかではないこと、イノベーション市場論に基づく介入の濫用の危険 性が指摘されている。
- (4) 最後に,合併とイノベーションの関係について最近に書かれた,Katz and Shelanski(2007)による包括的論文の論旨を紹介している。彼らは,イノベーションが重要な合併のタイプを3つの典型事例に分けている。
 - 第一の想定事例は,合併当事会社と競争者が,イノベーション活動をほぼ完結させている場合で,合併の研究開発への影響はなく,潜在競争の評価を含めた伝統的な製品市場分析が適用可能な場合である。
 - 第二の想定事例は,勝者が市場のすべてを獲得するタイプの市場のため製品市場での競争に合併の影響がない場合で,合併が研究開発競争及び(又は)投資を減少させて,消費者利益を阻害するかどうか分析する必要がある場合である。イノベーション競争の分析が必要な場合である。
 - 第三の想定事例は,イノベーションの成果の専有可能性が弱いために,合併はイノベーションを高める効果がある反面,製品市場の競争を弱める危険性があり,そのトレードオフを評価する必要性がある場合であり,伝統的な市場分析において効率性のディフェンスの考慮が必要な場合である。
- (5) 同論文は,合併がイノベーションに与える影響の分析の枠組として,合併が研究開発の独占状態をもたらす場合にだけイノベーション競争に有害だとの推定をおき,それ以外の場合には,製品市場の合併の影響分析とは異なって,合併による集中度の高まりがあっても研究開発競争の弱まりによってイノベーションが阻害されるとの推定は行わず,合併がもたらす損害と利益の証拠を比較考量することを提言している。

第4章では、特許のマイクロデータを利用した合併のイノベーション効果のケース調査を1994年に行われた三菱化成と三菱油化の合併(三菱化学)の事例について行っている。合併の研究開発への影響には、プラスの面としては、研究開発資産の統合によるシナジー効果、研究開発との補完資産の統合に伴う研究開発の専有可能性の上昇などが挙げられる。一方、マイナスの面としては、製品市場での競争及び研究開発競争の減少、合併に伴う混乱(不確実性の高まり、主導権争い)などが挙げられる。したがって、合併の研究開発への影響を理解するには、これらの効果を識別することが重要であり、特許データを用いた発明者レベル及び個別特許レベルの分析は、このために従来使われていない重要な手段の一つを提供する。例えば、研究開発資産の統合によるナジー効果として、合併企業間の研究者による共同研究の増加、他社特許を引用した発明の増加などが重要かどうかを検証することができる。また、補完資産の統合によって研究成果の商業化能力が高まる効果が大きいかどうかは、日本の特許では合併以前の出願の審査請求率が高まるかどうか、また

米国の特許ではそれを利用した継続出願が高まるかどうかで検証することができると考えられる。

第4章の研究では,三菱化成と三菱油化の合併を事例にして,主として研究開発資産の 統合の効果に着目して,日米の特許を用いて技術分野別の特許出願あるいは取得動向を分析するともに,企業の研究者の所属を識別することによる合併企業間の研究者の共同研究 の動向について詳細な研究を実施した⁵。主要な発見事実は以下のとおりである。

- (1) 合併後に出願件数も研究開発投資も一時的にかなり低下する。合併前後の研究開発活動の再編などに伴う不確定性のために、研究開発活動が低下することを示している。これは、他の対等性の高い合併についても成立する(山内、長岡(2008))。
- (2) 合併後に,本体企業では特許出願が減少し,関連会社では大幅に増加した。その要因の一つとして,合併を期に本体から関係会社に移動した発明者が相当数存在することが指摘される。合併の研究開発への分析には,親会社と関連会社との間の分業関係の変化を含めた,グループ企業レベルでの分析が必要であることを示している。
- (3) 米国特許ベースのシェアは日本特許ベースのシェアよりも大幅に低い(例えば, IPCのサブクラスレベルで同社の主力分野の一つ(C07C)で,三菱化学のシェアは,合併以前で日本特許ベース合計 3.9%,米国特許ベースでは1.3%にすぎない)。
- (4) 従来の主力分野である化学分野では特許の出願は大幅に減少し,逆に物理,電気の分野では大幅に増加した。国内特許出願シェアあるいは米国特許シェアでみても同じ傾向(ただし米国では大半の分野でシェアは大幅に減少)である。合併によって当事者企業の市場支配力の有意な増加は無かったとすると⁶,主力分野であった化学分野での特許出願の大幅な低下の原因は,合併による合理化効果と理解される。同時に,新規分野での出願が拡大しており,合併を期に大幅な研究開発の再編が行われたことを示唆している。
- (5) 合併後に三菱化成出身者と三菱油化出身者の間の共同研究が,徐々にではあるが拡大した。合併の5年後には出願の約10%が両者出身者による共同研究となっており,そのためには発明者の事業所間の移動が重要な役割を果たした。合併によるシナジー効果の実現には,研究者の移動を含めて,時間を要することを示唆している。

最後に,以上を踏まえて,イノベーション競争(研究開発競争)に対する独禁政策の今後の検討への暫定的な含意を述べると以下のとおりである。第一に,日本においても,研究開発及びその知的財産保護の水準が高まり,ネットワーク外部性が重要な産業が拡大する中,研究開発競争(race to the market)の重要性も高まり,独禁政策上これに着目していく必要性も今後高くなると考えられる。製品市場における競争の保護が同時に研究開発の競争も保護

-

⁵ 補完資産の統合が特許審査請求率に与える影響は,山内・長岡(2008)で検証した。

⁶ 国内市場のシェアが合計で 22%(エチレンの生産能力シェア),輸入競争の存在などから公正取引委員会は合併を認可している。また,米国特許のシェアを見ると当該企業だけではなく,合併前後の 10 年間の間に上位企業の多くがシェアを低下させており,研究開発競争の激化を示唆している。

することになるケースも依然多いと考えられるが,例えば,製品市場を既に独占している 企業が研究開発専業企業を買収することによって研究開発も独占するケースあるいは垂直 統合企業間の合併が既存市場には大きな影響をもたらさなくても,特定分野の研究開発に は独占をもたらすケースなどでは,製品市場の競争に注目したアプローチのみでは効果的 に対処できないと考えられる。

ただし、Katz and Shelanski(2007)なども示唆するように、研究開発競争と研究開発パフォーマンスの関係は当該研究開発成果の専有可能性などにも強く依存し、合併効果の分析にはケースの特徴を良く把握した構造的な分析が必要であると考えられる。米国においても、研究開発競争にフォーカスして合併効果の分析が行われたケースはまれであり、イノベーション競争を分析する手法や実務が確立されてきたとは言い難い。特許情報を活用した分析を含めて、イノベーション競争の実態の研究の蓄積が今後行われていくことが重要である。

なお,本研究では水平合併に焦点を当てたが,垂直合併,共同研究開発や独占化においてもイノベーション競争の保護は重要な問題であり,こうした分野への研究の拡張も重要な課題であろう。

参考文献

Arrow, Kenneth J. (1962), "Economic Welfare and the Allocation of Resources to Invention," in R.R. Nelson (ed.), *The Rate and Direction of Economic Activity*, Princeton University Press, N.Y.

Cohen, Wesley M. and S. Klepper (1996), "Firm Size and the Nature of Innovation within Industries: The Case of Process and Product R&D," *Review of Economics and Statistics*, vol. 78, pp. 232-243.

FTC Staff Report, 1996, Anticipating the 21st Century: Competition Policy in the New High-Tech, Global Marketplace, Vol. I, ch. 7, at 16 (May)

Muris Timothy J. (2004), "Statement of Chairman Timothy J. Muris in the matter of Genzyme Corporation / Novazyme Pharmaceuticals, Inc." FTC, January 13, (http://www.ftc.gov/opa/2004/01/genzyme.shtm)

Gilbert, Richard J. and S.Steven (1995), "Incorporating Dynamic Efficiency Concerns in Merger Analysis: The Use of Innovation Markets," *Antitrust Law Journal*, vol. 63, no. 2, pp. 569-602.

Gilbert, J. Richard (2007), "Competition and innovation", UC Berkeley Working Paper (http://elsa.berkeley.edu/users/gilbert/wp/competition_and_innovation.pdf)

Henderson, Rebecca and Iain Cockburn (1996), "Scale, scope, and spillovers: the determinants of research productivity in drug discovery, *Rand Journal of Economics*, 27(1), pp. 32-59.

Katz, Louis M. and H. A. Shelanski (2006), "Mergers and Innovation," 74 Antitrust L.J.1.

Tirole, J. (1997), The Theory of Industrial Organization, MIT Press.

山内勇,長岡貞男(2008),「企業再編が出願及び研究開発動向に与える影響:ケーススタディによる実証分析」,知的財産研究所.

第1章 企業結合と研究開発 - 米国実務の動向 -

大阪市立大学 法学研究科准教授 和久井理子

1.1 はじめに

1.1.1 検討課題

米国企業結合審査実務において研究開発活動への悪影響の審査はいかなる位置付けを占めるか、研究開発活動への悪影響の認定はどのような手法を用いて行われているか、中でも「研究開発活動を競い合って行う主体が少なくなれば、研究開発活動は活発でなくなる」という推定則(一部の者によって主張された。伊藤報告参照)は使われているか、この種の悪影響の認定のされ方には一定の傾向がないかを検討した。

1.1.2 調査方法

まず、1996年以降の米国連邦取引委員会(FTC)及び司法省反トラスト局(DOJ)が「Complaint」(審判開始決定書、訴状)を出した事例の中から、研究開発活動への悪影響が特に述べられた事件を抽出した。事案の抽出は、FTCにおける聞取調査結果(2007年9月)、本研究事項に係る論文・図書及びインターネットのサーチ機能を利用して行った。「Complaint」では、「関連市場において競争を実質的に減殺し、あるいは、独占を創出する傾向をもつ」のであって、クレイトン法7条に違反することが必ず述べられるのであるが、これに併せて、中でもいかなる形で悪影響が生じるのかがより具体的に記述される。抽出に当たっては特にこの記述に着目した。

そして,競争当局がこれら事例において,商品市場・地理的市場の画定,市場の現況分析,参入障壁分析及び研究開発に対するものも含めた悪影響の具体的記述について,概要をまとめた。この際には,「Complaint」を基本資料とし,必要な場合には,問題の企業結合に対して下されるべき命令ないし同意審決の「分析(Analysis)」(FTC)あるいは「競争への影響についての陳述書」(Competitive impact statement)(DOJ)を参照した。

近時まで続いている「イノベーションマーケット」概念をめぐる議論は,中でも Gilbert & Sunshine 論文 (1995) を嚆矢として,盛んに行われるようになった。1996 年以降の事例を調べたのは,こうした議論を経て,その後にどのような実務が行われているのかを検証しようとしたためである。

この調査の過程で FTC においてインタビュー調査を行った (2007年9月)。

1.1.3 米国における企業結合規制について

検討に入る前に,企業結合規制の概容を把握しておく必要があるだろう。

企業結合は米国ではクレイトン法 7 条に基づいて規制される。同条は,企業結合は,い

ずれかの事業範囲 (line of commerce) 等において競争を実質的に減殺するという影響をもたらし、あるいは独占を創出する傾向をもつ影響をもたらす場合には、違法であると定めている。

資産・議決権比率等について一定の基準を超える合併・議決権・営業・資産取得については、FTC と DOJ に対して事前届出を行う義務がある。疑義がある場合には、詳細な資料・情報の提出を競争当局は求める。これにより提出される情報には、参入に必要な技術開発、事業計画などに係る情報が含まれる。

事例のほとんどが、当事企業が一定の措置をとることを命じる同意判決(DOJ)ないし同意 審決(FTC)によって解決されている。同意に至らない場合や、措置をとることによっては 競争上の問題を解決できないと考えられる場合には、FTC は予備的差止め(preliminary injunction)を、DOJ は差止めを、裁判所に請求するのが通例となっている。

FTC の予備的差止請求は,FTC 法 13 条 b 項に基づいて行われる。同項は,「衡平を勘案し,連邦取引委員会が最終的に勝訴する見込みを考慮した上で,かかる法的措置をとることが公益(public interest)に資することが示されれば,予備的差止めが認められる」と定めている。

DOJ が差止めを請求することができることは,クレイトン法 15 条からして明らかである ものの,請求が認容される基準は法律上は明らかにされていない。裁判所は通常,最終的 な勝訴見込みと衡平を勘案して判断を下している。

企業結合の当事者は,通常,競争当局からの同意を早期に得て,早期に企業結合を実施できるという見込みを獲得することを望んでいる。このことは,規制当局に有利に働くのではないか,中でも競争効果が明らかでないときに競争当局の提示する事実認定と問題解決措置案が当事者によって受容されやすいのではないかと考えられる。しかし,FTC 担当者によれば,常に予備的差止請求訴訟で勝訴するに足る主張・立証ができるようにして臨んでいる,研究開発への悪影響を主張するような事例においては特にそうであるということだった⁷。

事前届出が提出された案件数は次のとおりである: 3,087 件(1996 年), 3,702 件(1997 年), 4,728 件(1998 年), 4,642 件(1999 年), 4,926 件(2000 年), 2,376 件(2001 年), 1,187 件(2002 年), 1,014 件(2003 年), 1,454 件(2004 年), 1,659 件(2005 年), 1,768 件(2006 年)⁸。

このうち,詳細な資料提出要求 (「Second Request」) が出された案件数は,次のとおりである:99件(1996年),122件(1997年),125件(1998年),113件(1999年),98件(2000年),70件(2001年),49件(2002年),35件(2003年),35件(2004年),50件(2005年),45件(2006年)(Source:注8のとおり)。

.

⁷ FTC における聞取調査 (2007年9月)。

⁸ Source: Federal Trade Commission Bureau of Competition and Department of Justice Antitrust Division, Hart-Scott-Rodino Annual Reports, Fiscal Year 2006 (29th Report) & Fiscal Year 2005 (28th Report).

FTC によれば,企業結合に係る FTC の執行(Enforcement)件数(同意命令・審判開始決定が出された事例,予備的差止請求が認められた事例,民事制裁金が課された事例の総数)は次のとおりである:11件(2007年度),5件(2006年度),3件(2005年度),5件(2004年度),11件(2003年度),17件(2002年度),159件(1997-2001年度(合計))(Source: Federal Trade Commission Bureau of Competition, Antitrust Enforcement Activities Report (2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001)。

司法省反トラスト局によれば,同局の最近の執行件数は,4件(2005年度),10件(2006年度),16件(2007年4月から2008年4月まで)である⁹。

1.2 研究開発活動に対する影響の審査

1.2.1 概観

研究開発活動への悪影響が特に述べられた事例として把握できた企業結合件数は,5件(うち DOJ・1件)(2007年),5件(うち DOJ・1件)(2006年),2件(2005年),3件(2004年),5件(2003年),3件(うち DOJ・1件)(2002年),8件(うち DOJ・2件)(2001年),6件(うち DOJ・1件)(2000年),11件(うち DOJ・3件)(1999年),4件(うち DOJ・2件)(1998年),5件(1997年),2件(1996年)である(年は Complaint 発出年を,件数は関連市場を特定する説明を伴わない限り企業結合件数を示す。以下同様。)。

総数としては多くないようである。これらの案件では、研究開発活動への悪影響に加えて、他種の悪影響についても触れられるのが通常であって(詳細後述)、研究開発活動への悪影響が、クレイトン法違反という結論を出す上で、どの程度重要であったのかは明らかでない。もっとも、そうだとしても、FTC・DOJが措置をとった件数に照らせば、研究開発活動に対する考慮は、審査の中で相当の位置付けを占めているとはいえそうである。

1.2.2 「イノベーション市場」概念について

「イノベーション市場」概念をめぐっては,近年,研究遂行主体の数とイノベーション量の間に負の関係があるかどうかや,研究遂行主体数の減少により競争への悪影響を推定すべきかといった議論が行われてきているところである(第3章参照)。そこで,競争当局実務において,この言葉ないし類似の言葉が用いられているかどうかを確認した。

関連市場として、「研究・開発」に係る市場を画定した例は多い(付属資料「事例要約集」 参照)。「研究・開発」を関連市場として画定し、その上で、その市場で「競争が実質的に 減殺され、あるいは、独占が創出される傾向がある」(クレイトン法7条)と認定するので あるから、これらを併せて読めば、これら事例では研究・開発に係る減少が悪影響として 認定されていると読むことが可能ではある。

18

⁹ Source: Department of Justice Antitrust Division Update (2006, 2007, 2008).

もっとも,このように研究・開発に係る市場を画定する場合でも,これと並んで,製造ないし販売に係る市場も認定されるのが通常である。抽出事例のうちほとんどのものが,「製造・販売」に加えて,「研究・開発」を関連市場の定義に加えている。もっとも,製品や開発などと特定することなく,製品範囲と地理的範囲だけをもって市場を画定した例はある。また,関連市場は製造・販売に係る市場であるとしながら,悪影響としてイノベーションが減少すると述べた例もないではない(Hologic による Fischer Imaging の資産取得(FTC, 2006),ABBによる Elsag Bailey Process Automation の全株式取得(FTC, 1999),Zenneca Group による Astra の取得(FTC, 1999))。

なお、研究・開発に係る市場が関連市場として挙げられることは、研究・開発活動への悪影響が具体的に懸念されたことを必ず意味するわけではないようである。例えば、Sun Pharmaceutical Industries による Taro Pharmaceutical Industries の議決権取得事例(FTC, 2008)では、研究・開発に係る市場が関連市場として挙げられてはいるものの、「Complaint」の内容をみても、「Analysis of Agreement Containing Consent Orders to Aid Public Comment」においても、特に懸念される反競争効果として研究・開発活動への悪影響等は説明されていない。内容としても、医薬品ジェネリック品製造業者間の合併であって、典型的に考えられるような研究・開発への悪影響が生じるような事例ではなかっただろうと考えられる。

悪影響を説明する中で,「イノベーション競争の減少(reduce innovation competition)」という語を用いた事例は 10 件ある 10。「関連製品に係る研究開発トラック数が減少する」ことを悪影響として特筆した事例として,Upjohn と Pharmacia Aktiebolag の合併(FTC, 1996)がある。悪影響として,「開発が遅延,方向転換ないし放棄される(あるいは,その見込みが高くなる)」といった旨のことが述べられた事例は,9 件認められた 11。こうした影響については,「イノベーション競争の減少」という言葉と併せて,この語を敷衍する中で述べられる例が多い。

第三者と共同して行ってきた研究開発努力や第三者に対するライセンスが行われなくなるなどして,第三者による研究,開発ないし開発品の商用化が妨げられると予想された例

_

¹⁰ Owens Corning による Saint Gobain の取得(FTC, 2007); Aspen Technology による Hyprotech の買 収(FTC, 2003); Amgen と Immunex の合併(FTC, 2002); Bayer と Aventis の合併(FTC, 2002); Chicago Bridge & Iron による Pitt-Des Monies の事業取得(FTC, 2001); Dow Chemical と Union Carbide の合併(FTC, 2001); Novartis と AstraZeneca による Syngenta 設立(FTC, 2000); Hoechst と Rohne-Poulenc の合併(FTC, 2000) (直接的抗血栓剤); Ciba-Geigy と Sandoz の合併(FTC, 1997); Automatic Data Processing による AutoInfo の資産取得(FTC, 1996).

¹¹ Owens Corning による Saint Gobain の取得(FTC, 2007); Aspen Technology による Hyprotech の買収(FTC, 2003); Bayer と Aventis の合併(FTC, 2002); MSC Software による Universal Analytics と Computerized Structural Analysis & Research の買収(FTC, 2001); Glaxo Wellcome と SmithKlein Beecham の合併(FTC, 2000)(ヘルペス予防ワクチン); Novartis と AstraZeneca による Syngenta 設立(FTC, 2000); Pfizer による Warner-Lambert の取得(FTC, 2000)(癌治療用上皮成長因子受容体チロジンキナーゼ抑制剤); Hoechst と Rohne-Poulenc の合併(FTC, 2000) (直接的抗血栓剤); Ciba-Geigy と Sandoz の合併(FTC, 1997).

が 3 件ある 12。

このほかの抽出した事例では,悪影響として,「商品を改良するインセンティブ」,「イノベーション」,「研究・開発」が減少し,あるいは,その可能性が増大するといった説明がなされている。

1.2.3 研究開発への悪影響を根拠とした介入

研究・開発ないしイノベーションに関する悪影響だけが,特に懸念される悪影響として挙げられた例は,あるとしてもごく少数である。Ciba-Geigy と Sandoz の合併(FTC, 1997)は,具体的に生ずる悪影響について主として研究開発への悪影響に相当するものが述べられているのではあるが,関連市場は「遺伝子治療技術と,遺伝子治療の研究・開発(gene therapy technology and research and development of gene therapies)」と述べられている。更には,これに併せて,遺伝子治療技術に包含される一定用途向け遺伝子治療の「研究・開発・製造・販売」を関連市場として挙げるという叙述方法が採られている。あるとすれば,もう 1 件は,「潜在的競争の消滅」と「イノベーション競争の減少」だけを特に述べた事例である(Amgen と Immunex の合併、FTC Docket No.C-4056(Complaint 12 July 2002)(腫瘍壊死因子抑制因子・インターロイキン-1 受容体抑制剤))。この事例では,企業結合当事者の一方がいまだに製造・販売を開始していなかった。

1.2.4 価格競争への言及

研究・開発への悪影響への懸念が示された事例では,ほとんどの事例で,これに並んで, 価格競争に悪影響が及ぶ可能性が述べられている。「価格を上げる能力が増大する」「価格が上昇する」「価格競争が減殺される」,あるいは,これらの可能性が増大するといった形でである。このことは,種々の研究・開発のうちでも,競争当局が検討の対象とするのは, 市場で金銭的に評価されることとなる財を生み出すべき研究・開発であり,そうしたものに悪影響を与える研究開発であることを示唆するように思われる。

1.2.5 現実化していない価格競争への悪影響

当事企業の一方あるいは他方が,関連製品の製造・販売をしていないときであっても,あり得た価格競争が消滅・減殺されることが特に懸念される悪影響として挙げられる場合がある。

¹² Monsanto と Delta and Pine Land の合併 (DOJ, 2007); Dow Chemical と Union Carbide の合併 (FTC 2001); Glaxo Wellcome と SmithKlein Beecham の合併(FTC, 2000) (H2 プロッカー).

例えば、Glaxo Wellcome と SmithKlein Beecham の合併(FTC, 2000)(ヘルペス予防ワクチン)では、研究・開発への悪影響とともに、「商品が市場に導入された後2年間の間、価格競争が消滅する」と述べられている。本例では、当事企業双方とも製造・販売をまだ行っていなかった。Pfizer による Pharmacia の資産取得(FTC, 2003)(勃起障害治療用処方薬)では、イノベーションの減少とともに、Pharmacia 製品の販売開始の遅延ないし放棄により、価格競争の活発化が遅延ないし消滅する可能性があると述べられた。この事例では、Pfizerは販売を行っており(市場シェア 95%)、Pharmacia は治験の初期段階にあった。

このほか,6件の事例においては,企業結合の当事者双方が,製品を研究開発中であって, 販売を行っていなかった¹³。抽出事例中,9件では,企業結合の当事者の一方は企業結合時 点では製造・販売を行っておらず,研究開発に従事していた¹⁴。

なお、Ciba-Geigy と Sandoz の合併(FTC, 1997)(癌用ヘルペスウィルスチミジンキナーゼ・移植片対宿主宿病用ヘルペスウィルスチミジンキナーゼ)では、当事企業のみが研究開発能力を有するものとされている。Glaxo Wellcome と SmithKlein Beecham の合併(FTC, 2000)(ヘルペス予防ワクチン)については、他社が開発・治験に失敗するか遅れるかしており、当事企業が関連製品市場において最初に競争を行う者となる見込みが高いと考えられている。

1.3 研究開発活動への影響分析と産業分野

研究開発活動への影響を分析する際には,研究開発に従事し,あるいは,その可能性がある主体を特定することが課題となる。中でも,いまだ市場に存在しない商品の場合や新商品が既存品の代替品となることが見込まれる場合,顕著な機能等の変更が見込まれる場合には,いかなる範囲で競争が行われているとみるべきなのかを特定することが難しいだろう。さらに,既存の商品の枠を超えた参入が盛んであれば,範囲が特定できたとしても,その範囲内に属する主体を特定するのが困難だろう。こうした事情がある場合には,悪影

1

¹³ Glaxo Wellcome と SmithKlein Beecham の合併 (FTC, 2000) (ヘルペス予防ワクチン・過敏症腸炎症候群治療薬); Pfizer による Warner-Lambert の取得(FTC, 2000) (癌治療用上皮成長因子受容体チロジンキナーゼ抑制剤); Hoechst と Rohne-Poulenc の合併(FTC, 2000) (直接抗血栓剤); Ciba-Geigy と Sandoz の合併(FTC, 1997) (遺伝子治療技術・癌用ヘルペスウィルスチミジンキナーゼ・移植片対宿主宿病用ヘルペスウィルスチミジンキナーゼ・血友病遺伝子治療・薬剤耐性遺伝子治療); Baxter International による Immuno International の議決権取得(FTC, 1997) (フィブリン=シーラント); Upjohn と Pharmacia Aktiebolag の合併(FTC, 1996).

¹⁴ Boston Scientific (BSC)による Guidant の取得(FTC, 2006) (冠動脈薬剤溶出ステント・植込型除細動機); Johnson & Johnson による Guidant の取得(FTC, 2005) (薬剤溶出ステント); GenCorp による Atlantic Research の資産取得(FTC, 2003) (姿勢制御スラスター); Pfizer による Pharmacia の資産取得(FTC, 2003)(過活動膀胱治療用徐放処方薬・勃起障害治療用処方薬); Amgen と Immunex の合併(FTC, 2002) (腫瘍壊死因子抑制剤・インターロイキン-1 抑制剤); Glaxo Wellcome と SmithKlein Beecham の合併 (FTC, 2000) (トポイソメラーゼ抑制剤); ABB による Elsag Bailey Process Automation の全株式取得(FTC, 1999); Zenneca Group による Astra の取得(FTC, 1999); Lockheed Martin と Northrop Grumman の合併(DOJ, 1998) (光ファイバ曳航デコイ).

響の識別が難しいというだけでなく,事実として研究開発活動への悪影響が生じる可能性が低くもあるだろう。

これら特徴を備えるかどうかについては,産業別に,一定の傾向があるものと思われる。 そして,このために,一定の産業分野において研究開発活動への悪影響が傾向的により頻 繁に識別されるのではないかと考えられる。

実際にそうであるかどうかを,抽出事例に照らして確認した。

医薬品・医療機器・治療方法に係る事例であって,製造販売に当たって食品医薬品局(Food and Drug Administration, FDA)からの認可が必要な分野における事例が,抽出事例の大半を占めている。FDA認可が必要である事実は,参入が十分に行われない理由として挙げられることが通例である。これら事例の中には,FDA認可を取得するには2年以上の年月が必要なのであって,現在,開発に従事しているのでない限り2年以内には参入するとは考えられないと述べられた事例が含まれる。このような事例では,研究・開発・治験の困難性を述べて,現在,これら活動に従事していない者は,開発・治験を行う能力を持たないのであって、2年以内の参入可能性はないと述べられることもある。なお,「2年」という期間は,参入が企業結合により生じ得る悪影響を抑制するものとして考慮するかどうかを決める際に用いられている期間である。一般的に,参入に要する期間が2年を超えるというのであれば,あり得る競争への悪影響に対する抑制要因として考慮される対象とならない。「5。

国防省が購入者である製品の供給者間の企業結合事例が4例ある:GenCorpによるAtlantic Research の資産取得(FTC, 2003); Northrop Grumman による TRW の取得(DOJ, 2002); AlliedSignal と Honeywell の合併(DOJ, 1999); Lockheed Martin と Northrop Grumman の合併(DOJ, 1998); Boeingによる Rockwell International の事業取得(FTC, 1997)(高高度滞空無人航空機)。最初の4例では,供給には高度な技術と製造設備を要する上に,供給者が国内事業者に限定されているという事情が認められている。Lockheed Martin と Northrop Grumman の合併は,中でも特徴的な事例であって,DOJ は,上記の事情に加えて,入札参加者は数社に限られており,当事企業が国防省・米国軍との協力の下で製品開発をし経験を積んできたことにも着目した。これら事情がある場合には,研究開発活動の主体やそれへの悪影響を識別するのは比較的容易であるだろう。

以上のように、医療分野に集中しているのは、研究開発が重要であること、特許権が重要であるために製品市場での競争よりも研究開発競争が重要であること、FDA 規制があるために、参入が容易ではないことに加えて、研究開発についての情報が得やすいこと等にあると考えられる。国防発注の場合も、入札による独占発注であり研究開発競争が重要であること、また政府が購入者であり研究開発についての情報が得やすい点が共通している。ただし、これら以外の分野においても、研究開発活動への悪影響が生じるとされた例はある。

-

 $^{^{15}}$ U.S. Department of Justice and the Federal Trade Commission, Horizontal Merger Guidelines (1992, revised 1997) 3.2 参照。

コンピュータ・ソフトウェアは,医薬品などと対照的であって,研究開発従事者の特定が難しいのではないかと考えられる。実際に,Oracle による PeoplesSoft 取得事例では,DOJと州司法長官が,ソフトウェアについて研究・開発に対して悪影響が生じることも理由として行った差止請求が,連邦地裁によって退けられている(添付 1)。もっとも,コンピュータ・ソフトウェアについても,例がないわけではない(Aspen Technology による Hyprotechの買収(FTC, 2003)(プロセス工業用エンジニアリング・シミュレーション・ソフトウェア),Compuware による Viasoft の取得(DOJ, 1999) (大型汎用コンピュータ試験・デバッグ用ソフト,同故障管理ソフト))。

このほか,集積回路設計ツール,スクラップ回収所情報システム,軽量車両用レッカー車,耐火れんが,広告費計測サービスなどについて,研究開発ないしイノベーションへの 悪影響が懸念されたことがある。

1.4 市場構造とイノベーション・研究開発の関係

研究開発活動については,一般に,協調的行動が成立しにくいと考えられている。協調 的行動を可能とする要因中,中でも観察可能性を欠くためである。

このことから,研究開発への悪影響が認定される事例には,独占やそれに近い状況が創出される事例が多いのではないかと考えられる。

独占が創出される場合には,「研究開発従事者の競い合いがなくなれば,成果としてのイ ノベーションの量も減る」という推定則の適用がとりわけ問題となる場面でもある。

そこで,市場構造に注目しながら,抽出事案を検討した。

Halliburton と Dresser Industries の合併(DOJ, 1998) (当事企業シェア合計 45%) のように, 当事企業のシェアが低い事案も,抽出事案に含まれている。 SNIA による COBE Cardiovascular の取得(FTC, 1999) (取得後 HHI 4,368) のように,集中度が低いながらも, イノベーションが減少することが懸念された例はある。

しかし,独占ないしそれに近い状態が形成・維持・強化された事例が,相当の割合を占めることは確かである。

抽出事例中,17件では,「独占が創出される」(ないし「独占に近いものが作り出される」) と述べられたか,企業結合当事者のシェアの合計値が100%ないし99%であった¹⁶。13件で

_

¹⁶ Schering-Plough による Organon BioSciences (Akzo Nobel 子会社)の取得(FTC, 2007)(伝染性気管 支炎株ウィルス予防治療用生ワクチン); Thermo Electron による Fisher Scientific International の取得(FTC, 2006); Hologic による Fischer Imaging の資産取得(FTC, 2006); Johnson & Johnson による Guidant の取得(FTC, 2005)(内視鏡下血管採取機器); General Electric による InVision Technologies の取得(FTC, 2004)(自動欠陥検出認識機能付 X 線装置); GenCorp による Atlantic Research の資産取得(FTC, 2003)(推進スラスター3種); Amgen と Immunex の合併(FTC, 2002)(好中球再生剤); INA-Holding Schaeffler による FAG Kugelfischer Georg Schafer の取得(FTC, 2001); Chicago Bridge & Iron による Pitt-Des Monies の事業取得(FTC, 2001); MSC Software による Universal Analytics と Computerized Structural Analysis & Research の買収(FTC, 2001) (「Nastran」); Glaxo Wellcome と

は,当事企業のシェアの合計値が90%を超えていた17。

これに,当事企業が製造販売を開始しておらず,価格競争が顕在化していないものの,製品が市場に導入されれば当事企業のみが供給者となると考えられた上述した2件(Ciba-GeigyとSandozの合併(FTC, 1997)(癌用ヘルペスウィルスチミジンキナーゼ・移植片対宿主宿病用ヘルペスウィルスチミジンキナーゼ),Glaxo Wellcome とSmithKlein Beechamの合併(FTC, 2000)(ヘルペス予防ワクチン))(1.2.5参照)を加えると,独占ないしそれに近い状態が形成・維持・強化された事例は,抽出事例のうちの相当の割合を占めることになる。

なお、これらのうち、次の 2 例は、当事者の一方が既に 90%を超えるシェアを有しており、当事者の一方は製造・販売を行っておらず(したがって販売シェアは 0%であったものの)、製造販売に向けて開発を行っていた事例である: Pfizer による Pharmacia の資産取得(FTC, 2003)(勃起障害治療用処方薬) (Pfizer・95%); Lockheed Martin と Northrop Grumman の合併(DOJ, 1998) (光ファイバ曳航デコイ)(供給者は Lockheed のみ)。製造販売競争を開始していない企業を相手方とする支配的企業の企業結合事例であるという点で類似するものとして、次の 2 例がある。第一に、Sanofi-Synthelaboによる Aventis の買収(FTC, 2004)(不眠症剤)では、Sanofiが 87%のシェアを有しており、Aventis については同社がライセンスした製品の市場投入が間近だった。第二に、GenCorpによる Atlantic Research の資産取得(FTC, 2003)(姿勢制御スラスター)では、Atlantic Research が主要供給者であって、米国政府系顧客を含む多くの顧客に対して独占的地位を占めており、他方、GenCorp は関連製品を供給を行ってはいないものの実績と専門知識を有しているのであって、潜在的競争者であるとみられた。このほか、強固な複線体制が存在する下での既存企業による、製造販売を行って

Sı

SmithKlein Beecham (SB)の合併(FTC, 2000) (ヘルペス治療用第二世代経口静脈注射用抗ウィルス剤); Pfizer による Warner-Lambert の取得(FTC, 2000) (アルツハイマー病治療薬); MacDermnd による Polyfibron Technologies の取得(FTC, 1999) (液状感光性樹脂); AlliedSignal と Honeywell の合併(DOJ, 1999) (探索気象観測レーダー); VNU による Nielsen Media Research の全議決権取得(FTC, 1999); Lockheed Martin と Northrop Grumman の合併(DOJ, 1998) (早期警戒レーダー・光学ミサイル警戒システム・赤外線対抗システム・光ファイバ曳航デコイ・SQQ-89 対潜水戦闘システム); Baxter International による Immuno International の議決権取得(FTC, 1997) (第8因子抑制剤)。

¹⁷ Owens Corning による Saint Gobain の取得(FTC, 2007); Kyphone による Disc-O-Tech Medical Technologies と Discotech Orthopedic Technologies の資産取得(FTC, 2007); Monsanto と Delta and Pine Land の合併(DOJ, 2007); Boston Scientific (BSC)による Guidant の取得(FTC, 2006)(経皮経管 冠動脈形成バルーン血管形成術); Johnson & Johnson による Guidant の取得(FTC, 2005)(基端吻合アシストデバイス); Cytec Industries による UCB の事業取得(FTC, 2005); Sanofi-Synthelaboによる Aventis の買収(FTC, 2004)(Xa因子抑制剤); Pfizer による Pharmacia の資産取得(FTC, 2003)(勃起障害治療用処方薬); Bayer と Aventis の合併(FTC, 2002); Glaxo Wellcome と SmithKlein Beecham の合併(FTC, 2000)(5HT-3 制吐剤); Valspar による Lilly Industries の取得(FTC, 2001); RHIによる Global Industrial Technologies の取得(FTC, 2001)(BOF); Mahle による Metal Leve の議決権取得(FTC, 1997)(導きピストン).

はいないものの販売権を有する企業の取得が問題とされた事例に, MacDermnd による Polyfibron Technologies の取得(FTC, 1999) (シート状感光性樹脂) がある。

次の 2 例は,当事者の一方が 90%を超えるシェアを有し,他方,当事者は市場に成功裏に参入して間もなかった事例である: Kyphone による Disc-O-Tech Medical Technologies と Discotech Orthopedic Technologies の資産取得(FTC, 2007) (Kyphone・90%); Sanofi-Synthelaboによる Aventis の買収(FTC, 2004) (Xa 因子抑制剤, Aventis・92%)。支配的事業者による参入間もない企業の取得という点で,これに類似するものとして,Compuware による Viasoftの取得(DOJ, 1999) (大型汎用コンピュータ故障管理ソフト)を挙げることができる。

次の事例では、独占は形成されなかったものの、特殊な事情が認められていた。Miller Industries による Vulcan Equipment と Chevron の取得(DOJ, 2000)(当事企業シェア合計 69%)では、当事企業に技術が集積していた。Glaxo Wellcome と SmithKlein Beecham の合併(FTC, 2000)(H2 ブロッカー、当事企業シェア合計 41%(ブランド・ベース))では、Glaxo ブランドの製品が Pfizer により販売されており、Pfizer が改良した製品が Glaxo の許諾を受けて Glaxo ブランドの下で販売されてきたという事情があった。FTC は、合併後には、Pfizer の改良を Glaxo が許諾する意欲が減少するとともに、Pfizer の改良動向が近接する競争者たる SB に知られるようになるのであって、このことからイノベーションが減少すると考えた。 Amgen と Immunex の合併(FTC, 2002)(腫瘍壊死因子抑制剤)では、当事企業以外にも複数の企業が関連製品を開発しつつあったのであるが、合併当事者の一方が製造し、他方が治験中である製品が相互に最も近接した製品であった。Johnson & Johnson による Pfizer 消費者 向健康管理部門に係る議決権・資産取得事例(FTC, 2006)で、市販夜間睡眠剤(当事企業シェア合計 45%)と市販オムツかぶれ治療薬(当事企業シェア合計 50%)については、当事企業の製品が近接した代替物であるとみられていた。

「研究開発従事主体が少なくなれば(中でも、独占となれば)、成果としてのイノベーションの量も減る」という見方が採られているかどうか、更にはこうした推定則が実務で利用されているか否かに関しては、Genzyme と Novazyme の合併事例(FTC)(添付 2)が、参考となる。このケースは、特定疾病を向けた研究開発は独占となるにもかかわらず合併は「競争促進的」だと認められたケースであり、米国の独禁当局(FTC)が、合併の研究開発への効果を事実に即してケースバイケースで詳細に検討することを示している。この場合、二社の R&D プログラムの差と R&D のリスク、オーファン・ドラッグ法の存在、情報共有による研究開発の効率化などが検討されている。また、この事件では、独占とイノベーションないし研究開発・競争への悪影響について、委員会で異なった見解がとられ、委員 5 名中 3 名は「独占が成立するとしても、研究開発への悪影響は生じない」と考え、委員 2 名はこれと異なる立場を示した。イノベーションと市場構造の関係について FTC 委員・ス

タッフ間で見方が分かれていることは,インタビュー調査において確認された18。

1.5 禁止・問題解消措置

企業結合が競争当局によって阻止された事例は、抽出した事例のうち、2 例である。 Compuware による Viasoft の取得(DOJ, 1999)と、Lockheed Martin と Northrop Grumman の合併(DOJ, 1998)である。ともに、DOJ が裁判所に対して差止請求(permanent injunction)を行った。両事案とも、差止訴訟提起の後に、当事者によって計画が放棄された(DOJ・2000年1月19日報道発表資料(Compuware) Lockheed Martin・1998年7月16日報道発表資料)。 これ以外の案件については、競争上の問題を解消する一定の措置をとることを内容とする同意審決・判決が出され、あるいは、そうした内容をもつ同意審決・判決案が競争当局によって提示されている。

内容としては,営業・資産譲渡命令を命じ,併せて営業・資産譲渡措置の効果を十分な ものとすべく,知的財産権ライセンス,ノウハウ提供,人的資源の提供命令などを命ずる ものが多数を占めている。

もっとも,営業・資産譲渡をしなくとも,知的財産権のライセンスなどがなされれば競争上の懸念を解消するために十分であると考えられ,知的財産権ライセンス許諾等のみが命じられるにとどまった事例もある。

中でも,次の案件では,特定の者に対して,知的財産権譲渡やライセンス許諾を行うこ とが中心的内容をなしている: Johnson & Johnson による Guidant の取得(FTC, 2005) (薬剤溶 出ステント・Abbott に技術ライセンス付与); Itron による Schlumberger Electricity の取得(FTC, 2004) (Hunt に対する技術ライセンス付与); Amgen と Immunex の合併(FTC, 2002) (腫瘍壊 死因子抑制剤・Senoro への特許ライセンス,インターロイシン 1 受容体抑制剤・Regeneron への特許ライセンス); MSC Software による Universal Analytics と Computerized Structural Analysis & Research の買収(FTC, 2001)(FTC が認めた者に対する知的財産権のライセンス供 与); 3D Systems による DTM の取得(DOJ, 2001) (司法省が認めた者に対する知的財産権の ライセンス供与); Dow Chemical と Union Carbide の合併(FTC, 2001) (BP・Exxon に対する 知的財産権許諾); Glaxo Wellcome と SmithKlein Beecham の合併(FTC, 2000) (ヘルペス予防 ワクチン・Cantab に臨床試験に係る全権利と情報を返還 , H2 ブロッカー・Pfizer に商標権 を譲渡し同社の改良品販売に係る制約を除去する,トポイソメラーゼ抑制剤・知的財産権 を Alyzyme に譲渡); Pfizer による Warner-Lambert の取得(FTC, 2000) (癌治療用上皮成長因 子受容体チロジンキナーゼ抑制剤・Pfizer が関連する商業化権と知的財産権を開発パートナ ーたる OSI に譲渡・許諾する): Baxter International による Immuno International の議決権株 式取得(FTC, 1997) (フィブリン・シーラント・FTC が認めた者に対する製品ライセンス許 諾)。

-

¹⁸ FTC におけるインタビュー調査 (2007年9月)。

Miller Industries による Vulcan Equipment と Chevron の取得(DOJ, 2000); Ciba-Geigy と Sandoz の合併(FTC, 1997) (遺伝子治療)については,非特定の第三者に対する知的財産権の非排他的ライセンスが措置の主たる内容をなしている。Cadence Design Systems と Cooper & Chyan Technology の合併(FTC, 1997) (集積回路ルーティングツール)については,当事企業が運営するプログラムに参加して,競合する技術を開発することを開発者らに認めることが命じられた。

1.6 特に事後的検証と特許について

このような企業結合規制実務は適切なものだろうか。

競争当局は,かつて,合併の問題解消措置について事後的検証を行ったことがある。もっとも,これを超えて,措置をとったこと(あるいは,とらなかったこと)の適否を事後的に検証することは行われていないとのことであった(2007年9月時)。

特許データは,第4章の分析が示すように件数や技術内容以外にも,発明者等に係る豊富な情報を含んでいるのであるが,このような情報を利用して競争当局が効果について検証をした例はない(これを検証する本研究の意義は大きい)。

特許ないし知的財産権についての言及がなされるのは,主として,参入が十分には行われないことの一つの理由としてである。Dow Chemical と Union Carbide の合併(FTC, 2001) と, Miller Industries による Vulcan Equipment と Chevron の取得(DOJ, 2000); Ciba-Geigy と Sandoz の合併(FTC, 1997)は,特許権に関する説明が特に詳しく行われた事例である。これら事例では,当事企業の双方が必須特許ないし大きな特許ポートフォリオを保有しており,競争に悪影響が及ぶかどうかを分析する上で特許権をめぐる状況が詳しく考慮された。

米国司法省と米国 7 州(コネチカット,ハワイ,メリーランド,マサチューセッツ,ミネソタ,ニューヨーク,ノースダコタ)の司法長官が地裁に差止めを請求した。

司法省らは,「関連製品市場」は,(1)高機能人的資源マネジメント(Human Resource Management,HRM)ソフトウェアと(2)高機能経理マネジメントサービス(Financial Management Services,FMS)ソフトウェアであり,「関連地理的市場」は米国であるとした。そして,HRM ソフト・FMS ソフト市場は高度に集中しており,買収によって相当に集中の程度は増大すること,買収によりこれら製品を開発・販売する企業の数は 3 から 2 に減少することに着目した。そして,高機能 HRM ソフト・高機能 FMS ソフト市場への参入・事業拡大には高い障壁があるとした。この具体的内容として,競合製品を開発するための高い研究開発費用と,開発にかかる時間,直接販売とそのための営業人員が必要であること,本ソフトウェアが顧客の最も基本的な事業経営プロセス・データにかかわるものであることからして顧客の獲得が困難であろうこと,が挙げられた。

そして,取得によって,次の効果が生じると主張した:

- (a) 関連製品の地理的市場における高機能 HRM ソフトウェアと高機能 FMS ソフトウェア の開発・供給・販売・サポートに係る競争が,消滅しあるいは実質的に減殺される。
- (b) 高機能 HRM ソフトウェアと高機能 FMS ソフトウェアの開発・供給・販売・サポート について, Oracle・PeopleSoft 間の現実・将来の競争及びこれら企業と他企業の間の現実・将来の競争が,消滅しあるいは実質的に減殺される。
- (c) 高機能 HRM ソフトウェアと高機能 FMS ソフトウェアの価格が,合併が行われなければあり得たであろう価格よりも高い水準に上昇するものと見込まれる。
- (d) 高機能 HRM ソフトウェアと高機能 FMS ソフトウェアのイノベーションと品質が,合 併が行われなければあり得ただろう水準より低下するものと見込まれる。
- (e) 高機能 HRM ソフトウェアと高機能 FMS ソフトウェアのサポートの質が,合併が行われなければあり得ただろう水準より低下するものと見込まれる。

連邦地裁は、被告が提出したものに優る証拠を原告が提出しなかったとして、訴えを退けた。

連邦地裁は、まず、シェアを用いた推定則に依拠してクレイトン法違反を認定できるかどうかを検討した。そして、関連市場が十分に立証されていないという理由から、これを不可能であるとした。関連製品市場については、原告の主張と異なって、次の製品ないし事業者により提供されるソフトウェアないしサービスが含まれる可能性があると考えられた:アウトソース、中規模市場(mid market)ベンダー、マイクロソフト、最善追及型(best of bread)ソリューション。関連地理的市場については、世界が関連地理的市場を構成する可能性があると考えられた。

次に連邦地裁は、推定則によることなく、反競争効果そのものが立証されたかどうかを 検討し、これを否定した。原告はユニラテラル効果を主張したのであるが、連邦地裁は、 局地化された競争の存在が十分に立証されていないとして、この主張を退けた。 [添付 2] Genzyme による Novazyme Pharmaceuticals の取得(合併) (FTC 報道発表 2004年1月13日(2001年11月合併実施済))

本件に関しては,FTC 委員中,3名が法的措置をとらないことに賛成し,Timothy J. Muris (当時委員長)が声明を発表した。意見を違えた委員(Mozelle W. Thompson)が少数意見を公表し,棄権した委員(Pamela Jones Harbour)が声明を公表した。

本件で問題になったのは,ポンペ病治療方法に係る市場である。この市場で,合併当時,Genzyme と Novazyme のみが研究を実施中だった。Genzyme は規模の大きいバイオテクノロジー企業であり,Novazyme は小規模研究開発企業だった。Novazyme は治験前段階にあって研究上の障壁に直面しており,治験のためにはこれを克服する必要があった。Genzymeは,取得前には,Pharming と Synpac と共同で開発を行っており,Genzyme が独立して行うより多くの資源を共同開発に費やしていた。取得までには,Pharming に関しては製品の商品化が断念されており,Synpac については製造上の問題のために商業化できなかった。このことから,Genzyme は自身の研究開発プログラムを増強したものの,合併前には治験を始めていなかった。Genzyme の経験からして,Genzyme のプログラムの成功確率は 20%であると取得前には見込まれた。その後,治験主試験が開始されたものの,FDA 認可が得られない確率があった。

なお,希少疾病用医薬品法(Orphan Drug Act, ODA)に基づいて,ポンペ病治療法については,FDA の認可の最初の取得者は7年の間,排他的に製造・販売をできることが認められていた。

多数意見は,これら事実を踏まえた上で,次の事情に着目して,合併は競争に悪影響を与えないものと考えた。すなわち,(1) 合併がなければ「市場への競争(race to the market)」が行われただろうことを示す証拠の不在(特に,合併が研究開発費用支出と時機に影響を与えたことを示す証拠の不在),(2) Genzyme が最初に FDA 認可取得に成功した場合,第一商品から得られる利益が同じ企業により開発・販売される第二商品によって減ること(cannibalize)を恐れて第二商品の開発を遅らせるという戦略がとられるだろうことを示す証拠の不在(このようなことが生じるのはそもそも Genzyme が成功する場合に限られる)。さらに,合併が行われなければ,Genzyme が排他権を得た場合,7年間の排他権が得られる仕組みからして,Novazyme の開発した製品は販売できなくなる可能性がある。他方,合併が行われれば,第一製品と異なる優れた製品である第二製品が Genzyme からのものとして販売される可能性があること(3) Genzyme が Novazyme プログラムを遅延させる計画を有してはいないことが証拠からうかがえること(具体的には,子供 2 人がポンペ病に懸かっている Novazyme 代表取締役をポンペ病プログラムの責任者としたこと,Novazyme 技術がFDA 認可を受けられれば元 Novazyme 株主に対して支払いが行われる約束がされていること),である。

多数意見は,さらに,合併により,当事企業らが経験を参照し合い,Novazyme プログラムが無益な試みをするのを避けることができるようになる可能性を考慮し,合併は開発に

成功する確率を増大させ、早期化させるという利益をもたらすものと考えている。

「イノベーション市場」概念に関しては,集中とイノベーションの減少の間には,理論研究も実証研究もいまだに明確な関係を見出すことができていないとし,この概念は慎重に用いるべきであるとの見方を示した。そして,個々の事件ごとに事実の詳細な審査を行って判断が下されるべきだと述べた。

これに対して Thompson 委員は,独占を創出する合併は反競争的であると推定されるべきであり,こうすることが「イノベーション市場」ないし「イノベーション合併」に係る議論・実務の展開にも沿うものであり,本件合併に関してこの推定則の適用を否定する理由はなかったとして,反対意見を表明した。多数意見において検討された個々の事実についても,異なる見方を示した。

Harbour 委員は,同委員の就任時には既に本件審査が最終段階に達していたことを理由として棄権したものの,声明を発表し,イノベーション競争は維持されるべきものであって,合併により独占が作り出され,イノベーション市場における競争と多様性が完全になくなるような場合には,反競争効果を推定することが適切であるとの見方を示した。

第2章 欧州企業結合実務における研究・開発に対する影響審査

大阪市立大学 法学研究科准教授 和久井理子

2.1 はじめに

欧州合併規制実務においては、研究開発に対する影響の審査はいかに行われているだろうか。米国競争当局がイノベーションに対する悪影響を問題としたケースについて、欧州委員会は潜在競争への悪影響に対する懸念を表明し、この間のアプローチの違いは関心を集めてきた。欧米間では、研究開発への悪影響審査の在り方にどのような差異があるだろうか。

事例と文献,欧州競争委員会競争当局合併規制担当者への聞取調査により,この問題を検討した。中でも米国と欧州の両方に合併が届け出られた事例であって,米国で研究開発に対する悪影響がとくに懸念された事例については,注意して検討した。

2.2 欧州合併規制

欧州において合併は,EC 理事会規則 2004 年 139 号(Council Regulation (EC) No.139/2004 of 20 January 2004, OJ L24)に基づいて規制される。この規則は,一般に「合併規則(Merger Regulation)」と呼ばれている。同規則では,「共同体市場ないしその実質的部分において,中でも支配的地位を形成あるいは強化することによって,実効的に競争が行われることを実質的に阻害する(significantly impede effective competition)ことになる集中は,共同体市場と両立しないものと宣言されるものとする」と規定されている(第 2 条 3 項)。他方,この規則では,「共同体市場ないしその実質的部分において,中でも支配的地位を形成あるいは強化することによって,実効的に競争が行われることを実質的に阻害しないだろう集中は,共同体市場と両立するものと宣言されるものとする」とも規定している(第 2 条 2 項)。売上高が一定の規模を超える場合には,当事者は事前に欧州委員会に届出を行う義務を負う(第 4 条)。

届けられた合併が共同体市場との両立性について深刻な疑義を引き起こすものでない場合には,欧州委員会は,これに対して異議を唱えない旨の決定を行うとともに,共同体市場と両立するものであることを宣言する(第6条1項(b))。

当事企業が変更を行い,共同体市場との両立性について深刻な疑義を引き起こすものでなくなった場合には,欧州委員会は,これに対して異議を唱えない旨の決定を行うとともに,共同体市場と両立するものであることを宣言する(第6条2項)。この決定を行う際には,当事企業が一定の事柄を行うことの確約(Commitment)がそのとおり実施されるようにすることを目的とした条件ないし義務を付加することができる。

第 6 条 $1 \cdot 2$ 項による宣言が行われるまでになされる審査は「Phase I Review (あるいは Proceeding)」と呼ばれる。

第6条1・2項に該当せず,疑義がある場合には,より詳細な審査が行われることとなる。 この審査は,「Phase II Review (あるいは Proceeding)」と呼ばれる。

この審査の結果,第2条2項(上記)の合併(集中)に該当すると認められる場合には,欧州委員会は,「共同体市場と両立する」ことを明らかにする決定を行う(第8条1項)。当事企業が修正を加えた後に,第2条2項に該当すると認められるようになった場合には,欧州委員会は「共同体市場と両立する」ことを明らかにする決定を第8条2項に基づいて行う。第2条3項(上記)の合併に該当すると認められる場合には,欧州委員会は,「共同体市場と両立しない」ことを宣言する決定を行う(第8条3項)。この決定には,当事企業が一定の事柄を行うことの確約(Commitment)をそのとおり実施することを確保することを目的とした条件ないし義務を付加することができる。

欧州委員会・競争総局の公表資料 (「Statistics」) によれば,届出件数は次のように推移している。224 件(1998 年),276 件(1999 年),330 件(2000 年),335 件(2001 年),277 件(2002 年),211 件(2003 年),247 件(2004 年),313 件(2005 年),356 件(2006 年),402 件(2007 年)。このうち,第6条1項(b)により条件・義務を課すことなく共同体と両立すると宣言された事例の件数は,次のとおりである:196件(1998 年),225件(1999 年),278件(2000 年),299件(2001 年),238件(2002 年),203件(2003 年),220件(2004 年),276件(2005 年),323件(2006 年),368件(2007 年)。第6項1項(b)により条件・義務付きで共同体と両立するものとされた事例の件数は次のとおりである:12件(1998 年),16件(1999 年),26件(2000 年),11件(2001 年),10件(2002 年),11件(2003 年),12件(2004 年),15件(2005 年),13件(2006 年),18件(2007 年)。

第8条1項に基づいて,共同体と両立すると宣言された事例の件数は次のとおりである: 3件(1998年),0件(1999年),3件(2000年),5件(2001年),2件(2002年),2件(2003年),2件(2004年),2件(2005年),4件(2006年),5件(2007年)。第8条2項(Article 8(2))に基づいて,共同体と両立すると宣言された事例の件数は次のとおりである:4件(1998年),7件(1999年),12件(2000年),9件(2001年),5件(2002年),6件(2003年),4件(2004年),3件(2005年),6件(2006年),4件(2007年)。第8条3項に基づいて,共同体と両立しないと宣言された事例の件数は次のとおりである:2件(1998年),1件(1999年),2件(2000年),5件(2001年),0件(2002年),0件(2003年),1件(2004年),0件(2005年),0件(2006年),1件(2007年)。

欧州競争委員会・競争総局の「2008 年マネジメント・プラン」(2007 年 12 月 28 日)によれば,合併規制(Merger Control)に携わるスタッフ(一時的なスタッフを含む)は86 名,コンサルタント(Contractual agents)等は21 名,合計107名とすることが予定されている。ちなみに,「2007年度マネジメント・プラン」(2006年12月22日)では,スタッフ64名,コンサルタント等13名,合計77名が携わることが予定されていた。合併分析には,「チー

フ・エコノミスト・チーム (Chief Economist's Team)」に所属する経済専門家(エコノミスト)も関与する。この数は,2007 年度前後にかけて増やされている。「2007 年度マネジメント・プラン」では,10名であったところを倍増することとされている。

2.3 ガイドライン等にみられる研究開発・イノベーションの位置付け

水平合併ガイドライン(Guidelines on the assessment of horizontal mergers (2004/C31/03))と非水平合併ガイドライン(Guidelines on the assessment of non-horizontal mergers) (2007 年 11 月 28 日公表)は,概論部分において,「実効的に競争が行われること(Effective competition)は,低い価格,高品質の商品,商品・役務の選択肢の幅が広がること,イノベーションなどにより,消費者に便益をもたらす」と述べる(水平ガイド・para.8 ,非水平ガイド・para.10)。 水平ガイドでは,現在のみならず,将来における市場の状況も考慮する方針が明らかにされている(水平ガイド・paras.9 & 16)。 さらに,非協調型の反競争効果が生じるかどうかを決定する要因をする中に設けられた,「重要な競争圧力(competitive force)を除去する合併」の項目の下で,次のような記述がなされている。

「イノベーションが重要な競争圧力である市場においては,合併により企業が新たなイノベーションを市場に出現させる可能性とインセンティブが増大し,このことによってライバルに対してイノベーションを行うようにさせる競争圧力が増大する可能性がある。あるいは,実効的に行われている競争が,重要なイノベーター2社の合併,例えば特定の商品市場に関係する「パイプライン」商品を[それぞれ]有する2社の合併によって,実質的に阻害される可能性がある。」

非水平ガイドでは,セーフハーバーについて述べる箇所で,セーフハーバー内にとどまる合併(合併後の当事企業シェアが 30%未満かつ合併後 HHI2000 未満)については詳しい審査を行わないこととしながらも,例えば近年のイノベーションによって,相当の拡大が見込まれる企業に関係するような合併については別であると述べる(非水平ガイド・paras 25 26)。

委員会規則 2004 年 82 号 (Commission Regulation No.802/2004 of 7 April 2004, Implementing Council Regulation (EC)) 付属書(Annex I, Form CO Relating to the Notification of a Concentration Pursuant to Regulation (EC) No 139/2004)は,合併届出に当たり提出すべき書類について詳述している。この中では,関連市場への供給の状況に係る事項として,次のように情報提供が求められている。

「当事企業・競争者各社の『パイプライン・プロダクト』,近いうちに市場に投入されそうな商品,製造・販売能力の拡張(ないし縮小)計画について,具体的に述べること。この場合には,今後3~5年間の間における当事企業の予想される販売シェア見込みを述べること。」(8.4)

「研究・開発」という項目の下では,次のようにして情報の提出が要求されている。

「関連市場で事業を行う企業が長期的に競争を行う能力における研究開発の重要性を説明すること。影響が及ぶ市場において当事企業が従事する研究開発の性格について説明すること。この際には,適宜,次の事柄を考慮すべきこと:

- (a) 市場における及び当事企業の,研究開発の傾向と強度(intensity)(注:研究開発の強度とは,生産高における研究開発支出を意味する)。
- (b) 適当な期間にわたる市場における技術的発展の道筋 (course) (商品及び/あるいはサービス,製造方法,流通システム等の開発を含む)。
- (c) 市場でなされた主要なイノベーションと当該イノベーションを担当する事業者。
- (d) 市場におけるイノベーションのサイクル及び当事者がこのイノベーションサイクルの中でどこに位置するか。」(8.11)

この規則では,この他,新規参入に関する事柄として,研究開発を含む参入費用,特許・ ノウハウなどの知的財産権による制限,当事者が特許・ノウハウないしこれらの許諾権を 保有しないかなどに係る情報の提出も求められる(8.10)。

このようにして提出された情報は,提出が要求されるというだけでなく,実際に考慮されているのであって,とりわけ「Phase II」(詳細審査)が行われる場合には検討されているということであった(欧州委員会競争総局聞取調査・2007 年 11 月)。

2.4 事例研究

2.4.1 研究開発動向の考慮

上述した情報提供要求などを通じて獲得された研究開発の動向に係る情報は,研究開発への影響それ自体を検討するというのみならず,当事企業の市場における地位や,当事企業間が水平的関係に立つかどうかなどを検討する上でも利用されている。

例えば, Bayer/Aventis Crop Science(M.2547, 17 April 2002) (ビート土壌殺虫剤市場)(当事企業の強い研究開発力が,悪影響が生じると考えられる一要因に挙げられた。

当事企業の一方が開発中であることを考慮して,将来的に他当事企業と競争関係に立つことになるかどうかが検討された例として,Google/DoubleClick(M.4731,11 March 2008)(ディスプレイ広告配信ツール)がある。この事例では,競争関係に立たないと考えられた。他方,Pfizer/Pharmacia,(M.2922,27 Februray 2003)(勃起障害治療薬)(Pfizer は販売開始済・Pharmacia は開発活動中)では,当事企業2社は将来的に競争関係に立つ可能性があると考えられた。この事例では,このことと,Pfizer の高い販売シェアを考慮し,競争上の疑義があるものと判断されている。

2.4.2 研究開発・イノベーションへの悪影響の検討

研究開発への悪影響が,それ自体として,合併のもたらす悪影響として挙げられた例は, 多くは認められなかった。しかし,このような事例が存在しないわけではない。

AstraZeneca/Novartis (M.1806, 26 July 2000)では,穀物用殺菌剤ストロビルリン系殺菌剤 (新製品)についての詳しい検討が行われた。当時,ストロビルリン系殺菌剤は Novartis, AstraZeneca , BASF によって販売されていた。Novartis と BASF は他の有効成分を組み合わ せて製品として販売していたのに対して, AstraZeneca はストロビルリンを専らの有効成分 として販売していた。この種の商品については、新製品の開発・市場投入が進みつつあっ て,Novartis は新製品を欧州市場に徐々に投入しつつあり,AstraZeneca は新製品を開発中 であって投入時期の見込みも立っていた。この他に BASF が同種製品を開発しつつあり, 投入の予定が立っていた。欧州委員会は、合併が行われれば、当事企業は、複数の有効成 分を混合したものだけを販売するようになり,AstraZeneca の製品は市場から消えるか,少 なくとも新製品の導入はされなくなる可能性があると考えた。合併が行われなければ 3 社 間で,イノベイティブな製品に基づいた競争が行われたであろうところ,イノベーション 従事者の 1 社が市場から消え,イノベーションを推進するインセンティブが減る可能性が あると考えた。欧州委員会は,このことに加えて,ストロビルリン系殺菌剤提供者が3社 から2社に減少して既存商品と近く販売されるパイプライン競争間の競争が減少すること, ストロビルリン系殺菌剤を含めた穀物用殺菌剤全体としてみても複数国で既に高いシェア を有していること, AstraZeneca のストロビルリンのみを有効成分とする製品の発売停止を 非ストロビルリン系製品製造業者を排除する効果を持つだろうとした。これらを理由とし て,本件合併は,「フランス,ドイツ,イギリス,デンマーク,スウェーデン,フィンラン ドにおける穀物用殺菌剤」の市場において支配的地位を創出するするものだと判断した。 ちなみに,本件については,米国 FTC も「穀類・落花生・芋・米・芝・野菜向病害治療用 葉面殺菌剤」について「研究開発間のイノベーション競争が減少される」ことを懸念した。

Johnson&Johnson/Guidant (M.3687, 25 August 2005)では,問題の買収により,冠動脈大動脈バイパス移植術用内視鏡下血管採取機器について,有効な競争が妨げられ,支配的地位が創出されるものだと考えられた。この過程で次の説明がなされた:「J&J と Guidant の 2 社のみが供給者といってよく,市場シェアは90~95%と推測される。最近,Terumoが欧州での製品を開始した。2 社の製品は類似した技術を基礎としており,最も近接した代替品関係にある。新しい製品技術の発展は,競争がないために遅くなる可能性がある。合併は,市場で最もダイナミックでイノベイティブなプレイヤーを市場から排除し,参入妨害をさらに高めるものである。」なお,この事案については,米国でも研究開発の減少が懸念されている(Johnson & Johnson による Guidant 取得(FTC, 2005))。

Cytec/UCB-Surface Specialties (M.3558, 17 December 2004)は,産業用コーティング用アミノ 樹脂とゴム接着強化用アミノ樹脂に関して,第三者から表明された懸念として,「合併により競争が減少することで,市場における技術開発にも負の影響が及ぶ」と述べられている。 本件は,米国でも,イノベーションの減少がもたらされることが懸念された事例である。

このほかに,イノベーションに従事するインセンティブの低下が検討された事例として, IBM/Telelogic(M.4747,5 March 2008)がある。本件については,かかる効果が生じることはな いと考えられた。

2.4.3 米国競争当局規制実務との比較

米国では研究開発活動への悪影響が懸念されたが、欧州では、製造販売に関するものも 含めて、悪影響が生じるとは考えられなかった事例がある。

例えば、Grumman/TRW(M.2781, 16 October 2002)では、当事企業は同種の商品役務を提供していないことから水平型悪影響は生じないと考えられた。垂直型悪影響を考え得る商品についても、そのような効果をもたらし得る商品を Grumman が欧州では提供していなかった。

VNU/AC Nielsen(M.2291, 12 February 2001)では,当事企業は欧州では同種のサービスを提供しておらず,水平的関係に立っていない上に,複数サービスが同時に購入されることもないために混合型統合による影響も生じないものと判断された。

Shcering-Plough/Organon Biosciences(M.4691, 11 October 2007) (養鶏施設用生ワクチンに)については,悪影響の検討はされたものの,関連市場における集中度は低いと考えられた。唯一比較的高かったスペイン市場(当事企業合計シェア 40~50%)からは,Shcering-Ploughは撤退することが決まっていた。

Pfizer/Warner Lambert(M.1878, 22 May 2000)(癌治療薬)では、「将来製品(Future Products)」に係る影響が、当事企業の双方が開発だった癌治療薬について検討された。Pfizer 製品は上皮成長因子受容体チロジンキナーゼ抑制剤であるのに対して、Warner Lambert 製品は血管新生抑制剤であって、当事企業の製品は重複していないと当事企業は主張していた。血管新生抑制剤については競争者による競争品が開発されつつあった。委員会はこれらの事情と、Pfizer が癌治療薬を販売していないこと、Warner Lambert の欧州における販売高は些少であること、複数の既存競争者が市場内に存在して多数のパイプライン商品を開発中であることを理由として、問題は生じないものと判断した。

Glaxo Wellcome/Smithkline Beecham(M.1846, 8 May 2000)(トリプタン偏頭痛治療薬)については、「将来の市場(Future Market)」に対する影響が検討された。この事例で、Glaxo Wellcome は関連製品を販売しており、SB は治験中(Phase2)であった。もっとも、SB の関連製品については、SB の薬剤 SB220453 が他社にライセンスされることが決定していた。委員会はこのことを理由として、製品間の重複が生じないのであって問題は生じないとした。薬剤を非特定の第三者らにライセンスすることが、更に欧州委員会との間で「undertaking」の中で約束された。なお、米国 FTC が、Glaxo Wellcome と Smithkline Beecham の合併(FTC, 2000)(偏頭痛治療用トリプタン薬)を審査した際には、SB の薬剤 SB209509 が関心の焦点であって、FTC はこの要因に注目してイノベーションが減少する可能性が増大するなどの悪影響が合併により生じると考えた。FTC 同意審決では、この薬剤に関する権利を Vernalis に譲渡することが命じられた。

(検討)

市場における競争の状況が違えば、結論が異なるのは当然のことである。最初の 2 例 (Grumman/TRW, VNU/AC Nielsen) はそうした例である。

Pfizer/Warner Lambert と Glaxo Wellcome/Smithkline Beecham については、研究開発というのでなく、「将来製品」「将来市場」に係る影響の審査を行っていることが注目される。これら 2 事例に対応する米国事例をみると Shcering-Plough による Organon Biosciences の取得 (FTC, 2007)では、当事企業のみが供給していると述べられている。 Pfizer による Warner-Lambert の取得(FTC, 2000)では 臨床試験を行う企業の数が4から3に減少している。 Glaxo Wellcome 欧米間で研究開発・製造・販売の状況が違っていた可能性もある。

もっとも,この 2 例については,そもそも検討の対象とされた範囲が欧米間で異なっていることに注意する必要がある。米国では,より狭く,病症や構成物を特定して関連市場が特定されている。

次の事例においては、関連製品が既に販売・製造されていた。米国では、価格やこれを上げる能力の上昇・増大などに加えて、イノベーション、イノベーション競争ないしイノベーションを行うインセンティブが減少することがけ懸念されたのに対して、欧州委員会は、これら研究開発への悪影響には言及することなく、販売・製造に関する懸念のみを表明した: Owen Corning/Saint Govain Vetrotex(M.4828, 26 October 2007) (連続フィラメントマップ); Johnson & Johnson/Pfizer Consumer Healthcare(M.4314, 11 December 2006) (下剤・胸焼剤[H2 ブロッカー]); Thermo Electron/Fisher Scientific(M.4242, 9 November 2006) (遠心分離蒸発装置); Pfizer/Warner Lambert(M.1878, 22 May 2000) (アルツハイマー病治療薬); Glaxo Wellcome/Smithkline Beecham(M.1846, 8 May 2000) (制吐剤); New Holland/Case (M.1571, 28 October 1999) (大型スクェアベーラー)[米国 FTC: Fiat による Case の取得に対応する]; ABB/Elsag Bailey(M.1339, 16 December 1998) (ガスクロマトグラフ装置)。

Hoechst/Rhnone-Poulenc(M.1378, 9 August 1999) (直接トロンビン阻害剤)は,当事企業間の製造販売に関する価格競争が,まだ実現していなかった事例である。両社とも認可を取得済みだったものの, Hoechst 製品は,直接トロンビン阻害剤としてではなく,深部静脈血栓症治療薬として認可を受け,そのように販売されていた。Rhnone-Poulencの直接トロンビン阻害剤が開始されたところだった。委員会は,研究開発の悪影響,中でも商品化活動の遅延・放棄などには言及することなく,両製品間での競争がおよそ消滅してしまうことに対して懸念を表明した。これに対して,米国の審査では,直接的抗血栓剤の研究・開発・製造・販売の市場において,合併企業が市場力を一方的に行使する能力が増大することなどとともに,イノベーション競争が減少することが悪影響として特に述べられている(Hoechst と Rohne-Poulenc の合併(FTC, 2000))

このようなことからすると,欧州と米国における研究開発への悪影響の企業結合におけ

る位置付けとアプローチには差があるようにみえる。もっとも,基礎となる事実,すなわち市場の状況や研究開発の状況が欧米間で異なっていたことが,差異をもたらしている可能性も否定できない。

東洋大学・日本大学非常勤講師 伊藤隆史

3.1 序論

本章では、イノベーション競争及びこれと関連する合併について、第1章、第2章における検討・研究を踏まえ、理論的な展開を検討する。特にイノベーションが関連する、すなわち知的財産権が関連する競争をいかに保護するかという問題については、必ずしも理論的に明らかにされているわけではない。イノベーションの有用性を考慮する反面で、競争阻害となるような行為については、規制される必要があることになる。

研究開発競争を促進しながら,イノベーション保護を図る必要がある。この問題は特に電気通信・バイオテクノロジー・ソフトウェア・コンピューター産業などのいわゆるハイテク産業において顕在化する。

また,今日では,合併がイノベーションに係る知的財産権等の資産の結合をもたらすものである場合には,伝統的な合併規制の手法が妥当するか否かについては,明らかにされなければならないことになる。これは,競争とイノベーションとの潜在的な緊張関係,すなわち,イノベーションが合併の効果に対して,競争政策上いかなる効果を生じせしめるかについては明らかでないことと関係する。

このような観点からの理論的な展開がいかにして展開してきたかを整理・検討することは,イノベーションが関連する合併規制へのインプリケーションを得るために有用となるものと考えられる。

本章では,米国における理論的展開について,歴史的背景を踏まえながら整理・検討する。第 1 章においてみたように,米国においては多くの事例の蓄積がみられる。これに伴って,理論的な研究の蓄積もみられてきている。

そこで,本章では,まず,イノベーション競争に関連する理論について,近年に至って みられてきた,いわゆるイノベーション市場論の理論的展開を整理する。その上で,この 見解の理論的ベースになっていると思われる潜在的競争論の理論的背景を整理・検討した 上で,両者の差異を明らかにする。

さらに,必ずしもイノベーション市場論採用の可否にとらわれない見解を元に,理論状況を整理する。そして最後に,理論状況から得られるインプリケーションを抽出する。

3.2 イノベーション競争に対する理論

米国においては、競争当局が、市場規制に対する新たな考え方を展開させてきた背景がある。すなわち、企業による価格を下げる競争のみならず、新たなより良い製品を開発する競争を促進することも重視するとする見解である。これは、当局が、反トラスト法によって企業によるイノベーションを促進させることが困難であったことによるものとも考え

られ19,ここから,イノベーション市場が理論的に展開してきたと解される。

知的財産権のライセンスに関する反トラスト法ガイドライン²⁰においては,このイノベーションマーケットについて,以下のように説明される。すなわち,イノベーションマーケットは,新規の若しくは改良された製品又は製造方法に関する研究開発に関連する市場であるとされる。その上で,執行当局は,関連する研究開発に従事し得る能力が特定の企業による特定の資産等に関連している場合にのみイノンベーション市場を採用すべきことになる²¹。このイノベーション市場は,一般的には特定の製品及び製法に関する研究開発と,この研究開発に代替するものから成立することになる。

そもそも合併及びジョイント・ベンチャーは,実質的な経済効率性を創出する。特にここに知的財産権が含有される場合には,社会的便益が生ずることになる。研究開発に必須となる資源やノウハウ,リスクの共有,支出の最小化,取引費用の削減を目的とした場合には,共同化は,消費者利益も創出することになる。

これに対し、伝統的に反トラスト法執行当局は、現存する製品及び役務への影響を中心にした規制を行なってきた。すなわち、反トラスト法による規制においては、市場への新規参入の可能性に焦点が当てられてきた。しかし、反トラスト法の執行に関連する経済分析では、ミクロ経済学の知見により、価格が競争を変化させ得ること、理想的な市場は同質な製品と普及した技術により構成されることが挙げられる。

市場における行為者の製品の流通・製造に係る相対的なシェアが、合併に伴う企業の行動変化が競争を制限するか否かについての指標とされている。さらに反競争効果は、競争市場によって裏打ちされる競争価格を超過する価格を設定することを可能にする市場力を行使することができる場合に生ずるとされる。

この点について,競争政策が市場シェア及び価格戦略に過度に固執する場合には,消費者厚生の観点からは問題がある。このような観点から合併規制に関し,伝統的な分析手法によってでは限界があることが指摘されるに至っている。ここからイノベーション市場論が主張されることとなってきた背景がある。

しかしながら,このイノベーション市場論の採用に当たっては,肯定論・否定論双方が 対立してきた。特に,肯定論に対し,この問題点が否定論により指摘される形で展開して きた。そこで,まず肯定論を整理した上で,否定論の見解と対比する。

3.3 イノベーション市場の肯定論

イノベーション市場論に対する肯定的見解は,主として競争当局によってなされてきた。 競争当局は,米国の国際競争力を向上させるためには,イノベーションの促進が重要な課

¹⁹ See.Richard M.Brunell "Symposium: A Critical Appraisal of the Innovation Market Approach" 64 Antitrust L.J.1,2 (1995)

²⁰ FTC,DOJ"Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property" 1995

²¹ See.id.§3.2.3.

題となると捉えてきた。その上で,企業が市場において成功するためには,発明が重要で あると捉えてきた。

さらに、世界市場において米国企業が成功を収める、すなわち国際競争力を維持するた めには、政策決定者が、企業による発明を促進させるような政策の遂行を行うべきである との観点から,競争当局は,競争における発明を促進させるような執行の必要性を認識す るに至っていると解される。この見解の趣旨は,政策担当者は,企業による新製品・サー ビスの開発を促進するために、企業による発明を保障すべきであって、これを実現するた めに,競争当局は,反トラスト法を厳格に執行するべきであるとする。

このような考え方は, Michael Porter の見解²²を援用するものである。Porter の見解は,必 ずしもイノベーション市場論の採用について肯定的な立場をとるものであるとはいえない が、イノベーション市場論を主張する見解に影響を与えてきたと解されている。

Porter は , 競争がイノベーションを活性化すると捉え , 事業者は国内における競争に直面 していないのであるならば、海外における成功を見込むこともできないと結論付けている。 企業の集中度が高い市場においてはイノベーションが活性化するとは理論的に必ずしも証 明されているわけではないこともあって、競争当局は、市場力はイノベーションに対して 有害であるとの見方がなされてきた23。

政策的には、クリントン政権下において、イノベーションに対する新たな考え方が重視 されてきたことと関連して、合併規制におけるイノベーション市場論によるアプローチが 展開されてきた24。

また,理論的には, Richard Gilbert と Steven Sunshine 論文²⁵(以下「Gilbert&Sunshine 論文」 という。) によって,詳細なフレームワークが提示されることとなった。ここで提示された フレームワークにおいては,新製品又はその製法に対する研究開発(R&D)から成るイノ ベーション市場が定義され,その上で,製品市場における合併の場合と同様に市場への当 該合併の効果を分析すべきことが主張されている。

3.3.1 Gilbert&Sunshine 論文におけるイノベーション市場

Gilbert&Sunshine 論文では,基本的にイノベーションに関連する取引が含まれる合併につ

²² Micahel Porter "The Competitive Advantage of Nations" (1990)

²³ 例えば,司法省反トラスト局長(assistant attorney general)Anne K.Bingaman は,1994年7月29日の スピーチにおいて,R&D ジョイント・ベンチャーの役割を否定するものではないが,反トラスト法による競 争の促進が、イノベーションを促進するとの立場を提示している(speech before ABA Section of Antitrust Law(Nov.17,1994), See. Richard M. Brunell "Issue 1 Symposium: A Critical Appraisal of the "Innovation Market" Approach" 64 Antitrust L.J.1(1995)。また, Porter の研究について, 特に水平合併・協調行動 について,反トラスト法を厳格に執行することが,経済を発展させるために重要であることを提示したもの と解している。

²⁴ See.supra note1

²⁵ Richard J.Gilbert &Steven C.Sunshine "Incorporating Dynamic Efficiency Concerns in Merger Analysis: The Use of Innovation Markets" 63 Antitrust L.J. 569(1995)

いて,製品市場の存在を前提にするのでは適切な規制ができないことが主張される 26 。さらに,R&D ジョイント・ベンチャー等イノベーションを含む合併におけるイノベーション市場の要件が提示される。

ここで提示されるイノベーション市場論は,1992 年水平的合併ガイドラインによる製品市場分析を踏襲し,市場集中度・R&Dへの投資インセンティブへの影響・R&D活動の統合による効率性の達成度が検証されるべきであると捉えている。

ここで提示されるのは,以下の段階に応じた分析が前提となる²⁷。第一に,競合する R&D プログラムを検討する。ここにいうプログラムは,イノベーション市場における R&D 活動を含む前提条件として,下流の製品市場に影響を与え得るような結果を導出し得るものをいうのであって,この存在の有無を検証すべきとする。

第二に,R&D の代替源を検討する。すなわち,イノベーション市場における潜在的競争者を考慮するべきであるとされる。ここでは,研究手法・施設等を保有するといった研究開発能力を有し,合併される企業に対する合理的な代替源であることが必要とされる。

第三に,下流製品からの競争の評価が挙げられる。代替技術との競争に加え,R&D を縮小することは,R&D 独占者にとって,下流市場における製品競争において,利益とはならないことになる。ここにおける下流市場での製品は,他社が既に販売した製品を指すものであるが,この製品は,R&D 独占者にプレッシャーを与えるものとなる。したがってこのことが,R&D への投資を促進することになると捉える。イノベーションは,企業の下流市場におけるシェアと利益を増加させるが,R&D の縮小に伴う競争機会の喪失は,R&D における利益を上回って損失となる。

第四に,R&D における集中度の増加及び R&D 投資の競争への影響に対する評価が挙げられる。Gilbert &Sunshine 論文では,イノベーション市場での独占者の出現を問題にする。したがって競争当局は,イノベーションマーケット独占者の R&D における投資のインセンティブを評価すべきであるとする。他の事業者の R&D 投資へのインセンティブを低下させるような取引を承認すべきではないことになる。

第五に,R&D 効率性の評価が挙げられる。取引は関連企業が同様のイノベーションをより低いコストで発生させることを許容するものである可能性がある。競争当局は取引がR&D 効率性を達成するに値するか判断する必要があることになる。ここでの判断は,当該合併がR&Dへの従事を減退させるか否かのみを判断すれば良いわけではないことが示される。競争政策上の問題は,結合がイノベーションに対し負の影響を与えるか否かにある。したがって,分析の際には,イノベーションの価値又はその機会を促進するという効率性の利益をもたらすか否かを重視する必要性があることになる。

このように Gilbert&Sunshine 論文では,イノベーション市場を積極的に解し,これを用いた分析手法を提示している。

²⁶ See.id.at 570

²⁷ See.id.at594

現実の又は潜在的イノベーションに特徴付けられる市場を捉えるべきと解する合併分析における現在のフレームワークを採用することによって,動態市場に対する規制が可能となる。このような観点から,イノベーションに関連する合併規制については,現行の合併規制を修正する余地があると捉えるのが,イノベーション市場論の採用を主張する見解の根底にあると思われる。さらに,イノベーション市場論は,いわゆる潜在的競争論を進展させたものとみることもできる。

3.3.2 潜在的競争論

潜在的競争論は,販売において現実に競争状態にない事業者間での合併に関する分析手法として展開されてきたものであり,イノベーション市場論のルーツとして位置付けられる。この潜在的競争論は,厳密には,「現実の潜在競争論(actual potential competition theory)」と、「認識された潜在競争論(perceived potential competition theory)」とに分類される。

は、潜在的参入者を含む合併は、市場における現実の競争間での合併と異ならないととらえ、いずれの場合においても、本来であれば存在したはずの競争者を削減することは同様であって、ゆえに同様に競争を減殺することになるとする立場である。この立場は、発生しうる競争阻害効果についての一面をとらえているといえるが、競争当局が、潜在的参入者が将来において成功裡に参入し得ることをある程度は予測しなければならないことになる。

これに対し は、市場に現存しない企業を含む合併計画につき、合併を進めようとしている既存企業の認識によれば、市場における競争を減殺すると認められるか否かを判断するというものである。この見解は、予測するという側面は より限定的となる。即ち、のように将来に関する予測に裏付けられた証拠を要するとするのではなく、単に合併当事者による認識に関する証拠が要求されるにすぎないことになる。

したがって,仮に,ある関係企業がいつでも市場に参入し得る状況にあると当事者が信 じ得る場合には,この状況が価格を左右し得ることになることから,当事会社のビジネス 文書により容易に立証可能となることが多いものとなる。

競争当局は,1960年 - 1970年にかけての事例²⁸で初めて潜在競争論を用いている。ここでは,認識された潜在的参入者を含む取引が禁止される場合につきおおむね以下のとおり判断している。

第一に,関連市場が,実質的に集中度が高い状況にあるか否かを判断する,第二に,関連市場に参入可能な企業はわずかである,第三に,関連市場における以上のような企業の存在が実質的に既存企業の競争的な行動を誘発している。

_

²⁸ See.United States v. Penn-Olin Chemical Co.,378 U.S.158(1964);United States v. El Paso Natural Gas Co.,376 U.S. 651(1964);FTC v.Procter & Gamble Co.,386 U.S.568(1967);United States v.Falstaff Brewing Co.,410 U.S.526(1973);United States v. Marine Bancorporation,Inc.,418 U.S.602(1974)

このように,潜在的競争論は,競争当局によって用いられたとみられることもあったが, 1980 年代になると,潜在的参入者の合併について,潜在的競争論の下での合併を禁止する に当たり,潜在的参入者を買収することは要件として,必ずしも当てはまらないと判断するに至った 29 。 ほぼ同時期に FTC は,潜在的競争論を採用するに際しては,明確な立証基準(clear proof standard)が課されることになり,FTC による潜在的競争論の採用は,終結するに至ったと考えられ,ここからイノベーション市場論が創出 30 されるに至ったものと解される 31 。

潜在的競争論とイノベーション市場論は、いずれも財市場に現存してない競争者についての分析を含有する点で共通する。他方、潜在的競争論が、現実に存在している製品市場での合併効果を分析するのに対し、イノベーション市場論は、現実に存在していない財の供給への企業間の競争を分析する。この競争は、技術又はイノベーション市場において行われるため、潜在的競争論においては限界が生ずるとの観点に立脚するものであると解される。

また,市場の画定にあたり,ライセンスされた知的財産権及びそれと密接な代替物から構成される市場たる技術市場(Technology Market)では,製造に参入していない製品の市場ではあるものの特許権等は有していることとなるが,さらに,新規のあるいは改良された製品又はその製造過程に関連する研究開発によって構成される市場たるイノベーション市場を合併規制における考慮に入れるか否かについても,両者の差異として位置付けられる。

また、ここから、イノベーション市場論の論者の問題意識は、現実的に生産されている 状況にない製品に関して、イノベーションに係わる製品市場と現存する製品市場との関係 を分析することが重要となるところ、伝統的な手法においては、有効な規制ができなくな ると捉えたものとみることができる。

3.3.3 イノベーション市場論に肯定的な見解の概要

イノベーション市場論について,レベルの差はあるものの,一定の積極的評価を行う見解がみられる。

 $Tom \& Newberg^{32}$ は,ハイテク産業においては,競争の最も重要な側面が,多くの場合に,現存する商品や役務の価格ではなく,それらの将来にわたる質にあると捉える。その上で,

30 Roche Holdings と Genentech の合併事例(In re Roche Holdings,Ltd.,113F.T.C.10868(1990))において、イノベーションに関する新たな理論の導入ではなく、潜在的競争論への回帰がみられる。ここにイノベーションマーケット論と潜在的競争論との近接性をみることができる。

²⁹ See,e.g., Siemens Corp., 621 F 2d at 505,509-10; United States v. Black & Decker Mfg.Co.430 F.Supp.729,773(D.Md.1976)

³¹ See.Nicholas A. Widnell "The Crystal Ball of Innovation Market Analysis in Merger Review: An Appropriate Means of Predicting the Future", Geo.Mason.L.Rev.369,379-380 (1996)

Willard K.Tom&Joshua A.Newberg "Antitrust and Intellectual Property: From Separate Spheres to Unified Field" 66 Antitrust L.J.167(1997)

現時点でその概要が明らかになっていないような、いわゆる次世代の製品製造に係る競争については、イノベーション市場論によるのでなければ、分析が非常に困難になると解する。

ここでは,Sensormatic Electronics Corporation³³を援用した上で,American Home Products Co.³⁴においては,潜在的競争論を適度に拡張することによって,将来的にほぼ確実に生ずると解される製品市場での競争に照射することで,重要な競争上の効果を認定することができたものの,本件のような事例においては,将来における製品市場での競争に照射することが困難になると解している。

Sensormatic Electronics Corporation の事案においては,二つの研究方法のうちの一つが成功するものと考えられていたため,将来の製品市場における競争は減殺されることにはならない。しかしながら,将来における競争の効果を考慮に入れなければ,研究開発における現在の競争効果は実質的なものとされるが,イノベーション市場論を用いる場合には,競争当局が研究開発のインセンティブをも考慮することを可能にすると捉える。

Tom&Newberg は,さらに問題解消措置(remedy)についても言及している。現時点で開発中の特定の製品に関連する競争上の損害について,問題解消措置として,有体資産の分割ではなく,ライセンスによったことを積極的に解している。すなわち,これは,合併される企業が保有する重要な中核となる知的財産へのアクセスが,多くの潜在的商品の商品化につながることになるためであることを根拠とする。

Thomas Dahdouh&James Mongovern³⁵は,イノベーション市場分析について,将来を起源とする分析であると位置付け,競争は研究開発を減少させるような合併によって将来における競争が阻害される可能性があると捉える。特に合併に含有されるイノベーションを考慮しない場合には,将来における競争の重要性を軽視することになると解している。

合併による将来のイノベーションへの影響を分析することによって,競争当局は,合併を阻止することが誤りであったか否かを精査することができるとする。合併が競争促進的なイノベーションの効率性をもたらす可能性がある場合の潜在的反競争価格によって,これは判断され得るとしている。また,現在において反競争的価格効果が表れていない場合

_

^{33 60} FR 5428(1995) Sensormatic が Knogo Corporation の資産を買収しようとしたことに関して , 調査を開始したのが本件である。Knogo は , 小売店において万引き防止のために導入される電子物品監視システム (EAS: Electric Article Surveillance System) に用いられる可処分ラベルの開発を行っていた。FTC は , Sensormatic が Knogo 資産を買収するとイノベーション市場における研究開発が阻害されるとした。

なお,詳細な事案の内容については,第1章参照。

 $^{^{34}}$ 60 FR 60807(1995) FTC が American Home Products による American Cyanamid の部門買収を問題視した事例である。ここでの FTC がこれを問題とした根拠は,ロータウィルスワクチン (rotavirus vaccines) の開発を行う企業が三社しか存在しないところの 2 社が当事会社であったことによる。ロータウィルスワクチンに関する将来の製品市場での競争を保護すべきとする点に主眼がおかれた事例である。なお,詳細な事案の内容については,第 1 章参照。

Thomas N.Dahdouh&James F.Mongoven "The Shape of Things to Come:Innovation Market Analysis in Merger Cases" 64 Antitrust L.J.405(1996)

においてでも,イノベーション,そして将来の製品競争が阻害されている可能性があるこ とを指摘している。

このように Thomas Dahdouh&James Mongovern は ,合併規制においてイノベーション市場 分析を行うことについての有意性を指摘してはいるものの,同時にこの理論を用いること に関しての問題点も提示している。

すなわち、第一に、合併の反競争効果を事後に判断することは非常に困難であることを 挙げる。現存する製品については、困難ではあるものの、合併後の価格分析は、可能では ある。しかし,イノベーション市場が問題とされる事案においては,合併がなかった場合 の新たな又は改良された製品についての非製造段階における効果を検証することは特に困 難となる。

第二に,イノベーション市場が問題となる場合における合併後の問題解消措置の設計が 困難であることを挙げる。反競争的合併においては,有効な問題解消措置として,資産の 剥奪(divestiture)が考えられるが,実際問題としては,これが困難であるため,事前の差 止め段階で行なわれる。

このような問題は、イノベーション市場における競争を減少させるような合併が行われ る場合に問題となることが指摘される。その上で、イノベーション市場においては、有効 な競争は、科学的知識を有する人員、市場に関する情報、研究開発へのアクセス等が融合 しなければならないと捉え、一度合併が行われ、これらの資産が統合されると個々の研究 を再度行うことは困難となることが指摘される36。

特に,発生が予見される反競争効果が,イノベーションが遅滞させられることにある場 合には、合併が行われる時点での審査がなされなければ、実質的に問題解消措置を採るこ とができなくなるとされる。

また合併規制に関する,クレイトン法 7 条の適用に関連して,イノベーション活動は開 放された市場において販売される性質を有するものではなく、当事者における内的活動で あることから,同条の適用対象とはならないとする見解に対し,このことは致命的な欠点 とはならないと主張する。

イノベーション活動に関する合併については、競争促進効果または競争制限効果のいず れかが生ずる。すなわち,経済効果を発生させることになるため,このような効果が発生 する場合には , 連邦最高裁判例³⁷によるところの「効果的な競争の範囲」又は関連市場での 行為に該当するものであると捉える。

反競争効果は、イノベーションにおける現在の効果及び製品の品質・価格・生産におけ る将来の効果の両方を含むものであると捉える38。

³⁶ すなわち,研究計画の履行が約束されたとしても,合併によって終結させられざるを得なくなること, 研究に従事する人員が他の業務を行うことになる可能性があることが根拠とされる。

³⁷ See.Brown Shoe Co.,v.United States, 370 U.S. 294, 324(1962)

³⁸ この点については , Gilbert&Sunshine 論文を引用する。同論文では , イノベーションは , 最終 製品から分離して販売されるものではないということを根拠とするイノベーション市場論に対

さらに,反トラスト法は,吸収された企業によって内部的に費やされた他のタイプの要因を含む競争上の効果を考慮するものであると解する。同法は,最終製品・役務の製造に対する投入から成る関連市場もカバーする。そしてこのような投入要素は,反トラスト法の適用対象になるととらえる。すなわち,内的消費は,需要と供給にそして関連市場における価格に影響を与えるからである。

このように解すると、イノベーション活動関連する合併については、クレイトン法 7 条の適用対象となると解されることになる。合併はそれ自体で市場を定義付ける必要があるので、吸収合併については、吸収することに目的があることになるため、その際にイノベーション活動が、当事者内部の文書によって行われることがある。このように捉えるとイノベーション活動は、吸収された資産として位置付けられることになるが、これはクレイトン法 7 条による規制対象ともなる他の企業資産と同様の扱いを受けることになるとしている。

特に水平合併の場合においては、イノベーションに対する反競争的効果の分析は、定量的である必要があるとしている。競争当局は、合併によって、いかにイノベーションが阻害されたかについて正確に判断することはできないとしているが、このことは、伝統的な製品市場における合併の場合での事案でも同様であるとしている。

合併は、価格と生産の効果が分析され、更に関連する市場の構造的及び当事者による市場における行動的要因によって定量的な分析がなされることになる。したがって、イノベーション市場が正確に定義付けられ、分析されるのであるならば、以上のような伝統的な手法によって判断がなされる可能性もあることになる。

以上のように Thomas Dahdouh&James Mongovern は ,イノベーション市場論の意義を積極的に解しているが , さらに , この分析手法が実際に実務上いかに機能させられるべきかについても言及している 39 。

イノベーション市場を定義付けるに当たっての第一の段階として,合併する企業の研究 開発活動と重なる部分を鑑定することが挙げられる。これによって,この重なる部分にお いて企業によって保有されている,特定化された研究開発資源などを分析することになる。 続いて,研究開発努力,仮定された独占者がコントロールし得るような製品・技術を含む 近接した代替物が鑑定されなければならない。

この点に関連して,ここでは,実務上指摘されることが多い論点,すなわち,研究開発は内密に扱われることが多いため,競争当局は特定のイノベーション市場を分析するに当たっての証拠の収集が困難であり,さらに,誰が(どの企業が)このイノベーションに従事しているのかを判断することが不可能であるとの指摘40に対しての反論を挙げている。

FTC は、イノベーション市場を画定するための証拠及び他のイノベーターの強さ・弱さ

して司法当局がこの採用を拒絶することは ,反競争効果を立証しうる合併を許容することに繋がるとする。

³⁹ See.supra note 15 Chapter 3.

⁴⁰ Infra note 27 Rapp.at 30

を比較検討することが可能であると解している。これを裏付けるために, Varney 委員(本論分が執筆された当時)のコメントが引用されている。同委員は,特定の研究及びその代替可能性についての情報を政府(FTC)が入手することは比較的容易であるとしている⁴¹。

さらに,研究開発は,実務上の理由によって秘密とされないことがあるとされる。科学者・研究者は,頻繁に職を変えることがあり,この際においては,前職における研究プロジェクトに関連する価値のある情報がもたらされることもあるとされている⁴²。また,研究者間における研究レベルでの議論を通じて情報が拡散することもあり得るとされている。

第二の段階として,地理的市場の画定が挙げられる。これについては,多くの論者が, 地理的範囲を確定するとするならば,世界市場を想定することになると指摘するが,これ については,同様に解するべきであるとする。

第三の段階としては,反競争効果の認定を挙げている。イノベーション市場論について 批判的立場を採る論者によれば,当該合併がイノベーションを阻害する可能性を示すこと が困難であることが指摘される。例えば,批判的論者 Rapp の見解によれば,研究開発のア ウトプットを減少させるために共同行為を行うインセンティブは,多くの販売者に影響を 与える価格の固定と同様に,広くイノベーションに従事する企業に影響を与えるとは考え られないとする⁴³。

仮にこの見解が正しいとしても,イノベーションが反競争効果を持ち得ないとはいえないとする。この根拠として,第一に,先の批判的見解は,合併により生ずる一方的な反競争効果を考慮に入れていないととらえる。第二に,価格協定は,競争減殺効果を意図した間接的方法によるよりも,利益面において,より直接的な影響を与え得るので,競争者は,決して間接的な方法を選択することはないからであるという誤った仮設に依拠しているからであるとする。

第四の段階として,新規参入の問題が挙げられる。イノベーション市場論に対する批判的見解は,合併を分析するに当たって,研究開発への参入を考慮することは困難であるとする 44 。しかしながら,参入に係る問題は,以下の点で重要であるとされる。

すなわち,第一に,産業界において適切な知的財産権が,潜在的イノベーターによってブロックされることがある。特許権は,研究開発において必須の知識と結び付いており,このような特許権は,周辺に他の特許権を取得することが困難となる。したがって,事案によっては,特許権の『地雷敷設地帯 (minefield)』によって,新たな研究者が効果的にブロックされる効果が導出されることにもなる。

第二に,研究の秘匿性により,潜在的な新規参入者が,特定の製品についての研究開発

⁴¹ なお,ここでは,研究に関連する情報は,政府を含む下流市場でのいわゆるイノベーションの顧客によってももたらされるとされる。また,知的財産権に関連する情報については,特許広報等によっても得られるとされる。これらについては,See.supra note 15 footnote 71

⁴² ただし,トレードシークレットの窃取等による前職先との関係での別の問題はあり得ることには留意すべきことになろう。

⁴³ See.Rapp infra note 27 at 30

⁴⁴ See.id.at 36

を行うに当たって,必要とされる資産はどの種のものであるかなどについて判断すること が困難になる。

第三に,イノベーションは,多くの場合において,現存する商品についての現状認識が要されることになることから,新規参入が促進されないという点が挙げられる。

第四に,医薬品業界においては,FDA の承認手続を経なければならないことが,新規参入の阻害となる点が挙げられる。

以上のように,新規参入の問題は,イノベーション市場が問題となる状況においては, いかにこれを分析するかということが重要になる。

第五の段階として,効率性が挙げられる。競争当局は,イノベーション市場における事案を競争法上問題にしないような場合があり得るとする⁴⁵。イノベーション市場への批判的見解は,この点について,このようないわゆるトレードオフに競争当局が対応することは不可能であるとするが,競争当局は,均衡を要される困難な事案についての専門的判断能力を有しているとする。

最後の段階として、問題解消措置が挙げられる。競争当局が、問題解消措置として、事実上いかなる競争を回復させるかに当たっても、イノベーション市場分析が問題となる。一般的に、イノベーション市場が問題となる事案における問題解消措置は、競争の回復が目的とされる市場における場合と同様に、革新的である必要がある。ここにおける措置は、特許権のライセンス及び関連する研究成果の剥奪に関することについてなされてきた。

市場参加者とイノベーターが知的財産権へのアクセスが重要とされるという点で同意できる状況においては,ライセンスは,適切な問題解消措置となり得る。知的財産権の剥奪とは異なり,ライセンスによる措置は,合併される企業と新たな実施権者が,特定の方向性に沿って,研究を継続させることを可能にする。

このように,本論文では,将来の参入や効率性分析が重要となってきている今日の状況において,競争におけるイノベーションの重要性が増加していると捉える。その上でイノベーションが国際競争力に多大な影響をもたらすものであると位置付ける。したがって,競争当局は米国の国際競争力を高めるために,イノベーションマーケットにおける競争を保護すべきであると結論付けている。

以上において,イノベーション市場論を肯定的に解する見解を概括した。これらの見解 にみられるように,イノベーションマーケット論採用には,一定の意義もみることができ る。

合併が行われる業種によっては,イノベーションマーケットが考慮される可能性もあり得る。特にバイオテクノロジー分野は,分子レベルでの新製品等の生産等を開発することに重点が置かれる。医薬品産業と異なり,バイオテクノロジー分野では,遺伝上の又は分子レベルでの疾病についての見識が必要とされ,これを発見されるデータ等に結び付ける

⁴⁵ 例えば,合併により,合併された企業の研究開発が効率的に引き継がれることが予測できる場合には,当該合併は認められるべきことになる。

研究開発が必要とされることになる。したがって,バイオテクノロジー分野では,イノベーションが重要な要素となる。

市場に到達するバイオテクノロジー薬品は、比較的割合が低いものと解されている。しかしながら、成功したバイオテクノロジー製品は、社会的にも多大な利益を創出することになる。

このような観点から,特にバイオテクノロジー分野での研究開発競争においては,イノベーションマーケット論が考慮されることも考え得ることになる。ただしこの際においては,分析手法・法規制で前提となる市場画定について,クリアーにされなければならない前提条件があることに留意しなければならないことになる。

3.4 イノベーション市場論に否定的な見解の概要

イノベーション市場論採用に批判的な見解は,概括的には,イノベーションに関する関連市場の画定が困難であることから,市場支配力の認定についてイノベーション市場論を導入することを困難であると捉える。また判例法上,イノベーション市場論が直接的に用いられてこなかったこともその論拠とされているように思われる⁴⁶。

Richard T.Rapp 47 は、イノベーション市場論採用に当たっての批判的見解を展開するに際し、ここにおける新たな市場力分析が,競争当局及び研究特化型産業における企業の費用を上昇させることを基点にする。その上で,前節において外観した,Gilbert&Sunshine 論文の評価を行っている。

第一に, Gilbert&Sunshine で, イノベーションは現代米国経済の発展における原動力となるとされる点については,厚生を得る源泉が技術的変動にあり,この技術的変動は,イノベーションによって生ずるものであるとは認容している。

第二に,イノベーションは市場において生ずるとされる点について言及している。革新的な新製品等の開発は,価格競争において顧客を獲得するためにも,効果的,かつ,厚生を増加させる手段であるとする。したがって,多くの企業は,コスト削減と共に製品の開発をも行うことによって競争に直面しているとする。このように,イノベーションは,消費者・生産者双方に利益をもたらすものであると捉える。

第三に,関連市場においてイノベーションを行なう者が独占的であった場合に,又は,独占化への傾向がある場合に,当該市場における競争が実質的に減殺され,消費者が損害を被ることになるとする点を挙げている。イノベーションにおける競争が減殺されると,

⁴⁶ ここで想起されるのは, SCM Corp.v.Xerox Corp.,645 F.2d.1195,1206(2d Cir.1981),cert denied,455 U.S.1016(1982)である。本件で連邦第二巡回区控訴裁判所は,関連市場が顕在化する前の段階で,特許権を有する当事者が合併することについて,反トラスト法のリスクが生ずるのであるならば,特許制度は破壊されると判示した。

⁴⁷ "The Misapplication of the Innovation Market Approach to Merger Analysis" 64 Antitrust L.J.19(1995)

価格・製品特性に影響を与え、下流製品市場における新製品導入の割合が減少させられるので、イノベーション競争を減少させるような合併は、消費者を害することになるとする。

最後に、イノベーションに関連する事案を扱うには、1992 年水平的合併ガイドラインにおける伝統的な製品市場分析では不十分であるため、新たな合併規制へのアプローチにおいては、イノベーションを阻害する合併を扱う必要がある点が挙げられている。この点について Gilbert&Sunshine は、イノベーションに対してマイナスの影響を及ぼす合併等は、合併する企業が合併前に競争に直面していなかった市場における競争の強度とそこへの参入を減殺する可能性があると指摘することを挙げる⁴⁸。さらに Gilbert&Sunshine の議論によれば、このような効果は、合併前に合併する企業が競争に直面していなかった製品市場において生じ、そしてこの企業は潜在的競争者ですらない可能性がある⁴⁹。これに対し、合併する企業が合併前に競争状態にはないものの、潜在的競争者になり得る事案も考えられ得る⁵⁰。このように、Gilbert&Sunshine の見解について、合併分析における前述の重要なギャップを埋めるのがイノベーション市場アプローチであると位置付けている。

以上のように捉えた上で,イノベーション市場論につき,合併規制における非価格・技術的競争の重要性を考慮したアプローチであると解し,それゆえに,特にハイテク産業に

48 See.supra note 7 at 570

⁴⁹ See.id.なお,ここでは,合併する企業が潜在的競争者とはならない可能性が高い,イノベーシ ョンに関連する競争が含まれる事案として,GM-ZFの合併が挙げられている。事件の詳細は, 第1章を参照。ただし,本文の説明の便宜上,事案の事実関係を整理する。なお以下は筆者によ る整理である。この事案は, ZF Friedlichshafen(ZF) が General Motors(GM)の Allison トランスミ ッション部門を買収することについて, DOJ が異議を申し立てたものである。GM と ZF は自動 トランスミッションの世界市場の90パーセントを支配し得る地位にあった。ヨーロッパにおけ る同2社の商業用軍用自動トランスミッション共に最大の製造者であった。しかし米国において は,バス用トランスミッションと廃品回収トラック(refuse truck)用トランスミッションの 2 つ の小さな市場において競争を行っているにすぎなかった。1985 年に ZF が米国市場に参入してく るまでは,GMは,米国における heavy duty 自動トランスミッション市場で支配的地位にあっ た。ZF の参入に伴って, GM は\$500million の投資を行った。これに対し, DOJ は本件買収につ いて,米国の顧客に便益を供出する発明に関する競争を阻害するものであるとした。DOJは, 両社はバスと廃品回収トラックの狭い市場においてのみならず より優れたトランスミッション を製造するというより広いイノベーション市場において競争を行っている状態にあるとした。こ こでの DOJ の主張 (理論構成)によれば, GM と ZF は米国内におけるトランスミッションの現 実の販売において、競争状態にあったとは主張していないが、両者は、トランスミッションのイ ノベーションにおいて競争状態にあるとした。結果的に , DOJ は , 連邦地裁に差止請求を行っ たが,これに対して当事者が合併契約を破棄した。本件を契機として,DOJ と FTC は,IP ガイ ドラインにイノベーションマーケットの定義を記載するに至ったと解されている。ここでは,現 存する製品市場ではなく 関連製品の研究開発に従事しているか従事する能力を有している者の 数を確定することによって市場を画定するというアプローチの採用がなされたことに特色を有

⁵⁰ この例として, Gilbert&Sunshine は, Roche-Genentic の事案を紹介している。本件では, HoffmanLaRoche による Genentech の買収が問題とされた。本件では AIDS,HIV 治療術市場において,製品開発を行っていたわけではなかったが,当該市場に製品を導入しうる特許を出願中であった。本件については,その後両社ともに製品開発に至っていない点で,イノベーションマーケット採用における限界を提示した。

おける動態的競争を保護するものであると位置付けている。

このように位置付けた上で ,Rapp は ,このイノベーション市場論を批判的に解している。 イノベーション市場論の , 先に整理された有用性は , 研究開発プロジェクトの関連市場に おける以下の点が前提とされる。

第一に,研究開発の集中度の増加が,現在行われている研究開発の量を減少させること,第二に,研究開発の量の減少が,イノベーションの減少をもたらすことである。市場構造とイノベーションとの関係については,経済学者の間においても結論が提示されないまま議論が展開され続けており,一方において,競争はイノベーションに対する強力なインセンティブとなり,コストセービング・新製品開発の利益が導かれるとされ,他方において,集中的ではなく,競争が活発な市場における価格競争が,イノベーション活動を必ずしも最適ではないレベルへと押し流すことになるとする。また,イノベーションは無体物が対象になることから,市場での取引は基本的に行われないとされている51。

Rapp は,イノベーション市場論の趣旨は,1992年水平的合併ガイドラインにおける製品市場分析に類似するものであるが,ここにおける類似は誤ったものであるとしている。製品市場においては,最適製品価格は,限界費用に基づいており,コストから乖離した価格は明確に消費者にとっての不利益となる。

これに対し、イノベーション市場においては、研究開発の最適量は明らかではない。それゆえに、現実の量の最適量に対する関係も明らかではないことになる。さらに、関連イノベーション市場構造の変化がいかに研究開発努力の量に影響するかを予測することが不可能であるとされる。研究開発における市場構造とイノベーションの関係が明らかにされていないことから、イノベーションマーケット論の採用は困難であると位置付けている。

また,Rapp は,イノベーション市場論を採用するに当たっての更なるリスクとして,このアプローチの濫用が容易に行われる可能性を挙げる。合併規制は,近年では,行政手続によって行われることが多く,裁判所に持ち込まれることが少なくなっている。合併は,迅速性が要されるものであるから,裁判闘争における決着への時間的不明確性などの問題がこの原因として説明している。

現実においては、合併を行おうとする当事者は、この許可を求めて、競争当局との交渉を行うことになる。この際においても、イノベーション市場論は、審決書の作成において強化されるために利用されるという執行当局にとっては、第二の武器となり得るとされる。

以上のように Rapp は,イノベーション市場論について,理論的に採用が困難であることを指摘するとともに,実務の点におけるリスクについても言及しているものといえる。

また,Robert H.Lande & Sturgis M.Sobin⁵²は,ソフトウェアの事例におけるイノベーション市場論採用の実務的困難性を指摘する。ここでは,伝統的な製品市場分析とは異なる,技

⁵¹ ただし,例外として,インプットの点では,科学者・エンジニアなどの労働力,企業家,資本等が,アウトプットの点では,技術,製品が挙げられる。

⁵² "Reverse Engineering of Computer Software and U.S.Antitrust Law" 9 Harv.J.L.&Tech 8 (1996)

術市場・イノベーション市場について,コンピュータ・ソフトウェアの著作権と,ソフトウェアライセンスとに関連するものであると位置付けられる。

ソフトウェアに関連する技術市場としては,ライセンスされた,又は移転・吸収された 知的財産権に関連するものであるとされる。発明若しくは作品が商業化された又は喫緊に されるであろう場合に,技術市場が考えられるが,イノベーション市場は,企業が,新た な又は改良された製品・製法についての研究開発において競争している状況での市場力, 競争上の効果に焦点を当てるための分析ツールであると解される。

近年においては,技術市場,イノベーション市場双方に関心が有されるに至っているものの,実際の問題に対してこれらを適用することは困難な場合が多いと捉える。さらに,イノベーション市場は,競争上の効果が分析される時間的枠組の点において,製品市場との差異を有することからもこれを援用する⁵³。

Robert J.Hoerner⁵⁴ は,イノベーション市場は反トラスト法上考慮することが困難であることから批判的に捉えている。ここでは,イノベーション市場論について,競争当局が,従来のような水平的合併及び垂直的合併への規制に加えて,合併される企業が新規参入者であるような場合に対する規制方法として用いられるに至っていると位置付けている⁵⁵。

特定の企業における製品を改良する等の,内部におけるイノベーションがまだ販売レベルに達していないような状況において,イノベーション市場論は,制定法・競争当局の独自の関連市場画定方法・論者によって確立された仮説・判例法に反することもあり得るとする。したがって,合併規制においては,イノベーション市場における反競争効果のみをもって,違法性判断を行うことは不適切であると解している。

また,Lawrence B.Landman⁵⁶は,競争当局によるイノベーションマーケット論採用を肯定する説は,事業者・法律実務家をミスリードするものであると解する。イノベーション市場論を採用することは,外形上合法かつ経済効率性を有する取引活動に対する萎縮効果を生じせしめるとする。

その上で, Porter の研究にあるように, イノベーションの促進は重要であるが, 政策担当者は, 事業者がこれに多大な影響を及ぼし得る場合にのみ, 政策を実施すべきであるととらえている。

以上において、イノベーション市場論に対する見解を概括した。これらの見解は、基本

^{53 1992} 年合併ガイドラインによれば、合併が企業に対し、いわゆる少なくとも、「価格において、小幅であるが、有意で一時的でない(small but significant and nontransitory)増加"を課し得る力が与えられるか否か、またこの価格の増加を回避する潜在的供給者が、2年以内に市場に参入し得るか否かが判断されることになる。この2年間というベンチマークは、合併当日から起算される。この点に関連して、イノベーション市場における競争が阻害される効果については、将来にわたる競争上の効果を分析する必要があるため、イノベーション市場を採用する際には、この2年間のベンチマークは拡張される必要があることになると結論付けている。

⁵⁴ "Innovation Markets:New Wine in Old Bottles?" 64 Antitrust L.J.49(1995)

⁵⁵このことから,イノベーション市場という新たなワインが,混合合併を規制する古いボトルに注がれるという例えが用いられている。

⁵⁶ "Competitiveness,Innovation Policy,And the Innovation Market Myth" 13 St.John's J.L.Comm.223

的には,イノベーションに関しては市場構造とパフォーマンスの関係が不明確であることがイノベーション市場による政府介入を行うことに否定的な理由である。また判例法上,市場画定の考え方とイノベーション市場が整合しない可能性もその論拠とされているように思われる⁵⁷。

ここまでにおいてみてきたように,イノベーション市場を画定することについては,理論的には一定の意義を見出すことができるものの,実務上いかに画定するかについては困難が伴う。イノベーション市場構造の変化がいかに研究開発努力の量に影響するかを予測することが不可能であることも指摘されている。

したがって,現実的な問題として,イノベーション市場を画定し,合併規制において,独立した市場として扱うことは,現況においては困難であるといわざるを得ないことになる。

3.5 理論的示唆 Michael L.Katz and Howard A.Shelanski 論文⁵⁸の検討を中心に

前節においては,イノベーション市場論を採用するに当たっての肯定的見解,否定的見解を整理した。製品市場と密接な関係があり得ることを立証し得るのであれば,イノベーション市場論を採り得ると考えられるが,その際にはイノベーション市場論採用の有用性が生ずる。ここでは,研究開発の遅延を排除することが具体的有用性となる。また,製品開発競争が行われているものの,未だ関連製品の市場において収益を上げるに至っていない企業同士の合併については,従来の合併規制では対応できないことになり,ここにイノベーション市場論採用の意義をみることができる。

しかしながら,否定的見解に挙げられるように,肯定的見解が主張するところの意義を 実務上いかに扱うかについては困難が伴う。

これに関連して、Michael L.Katz and Howard A.Shelanski 論文は、合併規制において、イノベーションを静態的効率性分析を中心とした伝統的手法へ適応させるかという観点から検討している。イノベーション市場論採用の可否から離れた分析手法、更には競争当局による具体的な審査手法への提唱を行った点にも意義を有する。ここでは、本論文のエッセンスを抽出する。

伝統的な合併規制について,イノベーションが,予定される合併の成立によって従前の市場に劇的な影響を与えるイノベーション・インパクト効果と,イノベーションが,それ自体で合併によって潜在的に影響を受ける市場でのパフォーマンスに重要な役割を果たすイノベーション・インセンティブ効果があるとする。

_

⁵⁷ ここで想起されるのは, SCM Corp.v.Xerox Corp.,645 F.2d.1195,1206(2d Cir.1981),cert denied,455 U.S.1016(1982)である。本件で連邦第二巡回区控訴裁判所は,関連市場が顕在化する前の段階で,特許権を有する当事者が合併することについて,反トラスト法のリスクが生ずるのであるならば,特許制度は破壊されると判示した。

⁵⁸ Michael L.Katz and Howard A.Shelanski "Mergers and Innovation" 74 Antitrust L.J.1

規制当局は,各事案に対し,合併が便益を供出するという単なる希望的主張から区別し得る,市場構造とイノベーションに対する理解・分析が必要となるとする。伝統的な合併規制については,関連市場での競争の減殺が集中度の増加を導くことになり,この高い集中度が競争減殺効果を惹起するために消費者余剰と効率性が減殺されると解する。この一連の因果関係を「集中-競争-余剰仮定」と呼称する。

イノベーションが重要となる市場は,現在の集中度と将来の競争との関係が希薄なケースもあるとする。すなわち,企業による現在の独占は,数年後の当該企業の状態予測につき不正確であると捉える。これは,産業界におけるイノベーションの重要性が増加するにつれて,マーケットシェアは,将来予測を行うにつき,信頼性が減少すると捉える。

「集中・競争・余剰仮定」とイノベーションに関連して,マーケット・シェアデータを合併のイノベーションにおける効果について利用する場合の論点として,集中度をいかにして計測するか⁵⁹ ,潜在競争をいかに扱うか⁶⁰が挙げられる。さらに ,派生する論点として,第一に , R&D における集中度が挙げられる。理論研究において,状況によって,独占力 (monopoly power)又は競争がイノベーションの効果を増大させることがあることが示されている⁶¹。

製品市場において強力なライバルとの競争に直面する場合には、市場での地位を維持するために、新製品等の開発を行うインセンティブを有することになる。

また,独占利潤を維持するための最良の方法は,静観することであるとされる。理論的には,競争圧力に直面する企業にとって,イノベーションは重要である。しかし,仮定に基づく理論的バランスの観点からは,競争者が多い場合,独占の場合,いずれが評価されるべきかについては,ケースによって異なることになる。競争とイノベーションとの理論的関係については,累積的データによっても必ずしも明らかではないことになる。

しかし,現実の,そして潜在的イノベーターのインセンティブ,能力につき事案に特化 した調査に基づく特定産業における特定の取引の効果については,合理的な予測を行うこ とは可能であると捉える。

第二に R&D 消費者厚生が挙げられる。イノベーションに影響を与え得る合併について , 静態分析のみでは不十分となる。利潤追求型企業は , 社会的効率性以上に R&D に投資する との研究成果がある⁶²。ここでは , 重要なインプリケーションとして , イノベーションを減 少させる合併の社会厚生が積極的に解される。

イノベーションに過剰投資を行う状況では,静態競争ではなくイノベーションに着目した合併規制が行われるのであれば,消費者厚生と社会厚生との間に適度な関係を見出すことを可能とする。このように解すると,「集中-競争-余剰仮定」は,イノベーションに影

⁵⁹ 特に,イノベーションをベースとした競争における現在の製品市場での販売の価値に関して 疑義が生ずるとの指摘がある。

⁶⁰ R&D プログラムが進展しないことは,消費者利益を害することにもつながる。

⁶¹ 同様に,寡占が市場構造,新製品の開発等を最も活性化するとの研究もある。

⁶² See.Reinganum "The Timing of Innovation:Research,Development,and Deffusion" (1989)

響を与える合併規制については,必ずしも適切ではないことになる。

イノベーションと参入については,潜在的参入可能性は,規制当局にとって考慮することが困難である。すなわち,参入者が,利潤追求に関するコスト,要因についての私的な情報に関するシグナルとして,参入前の価格を提示する場合があること及び新規参入者の参入前に巨大工場を建設する等の場合があることから,市場構造とイノベーションの関係につき,明確性を持たせることは不可能であると捉える。しかしながら,事実関係に特化した合理的な検討は可能となるとする。

ここで、ポイントとされるのが、以下の三点である。第一に、現実の及び潜在的競争者間での R&D 資産の流通を把握すること、第二に、当該合併が価格ではなくイノベーションについての協調効果を有するものでないと期待される理由があること⁶³、第三に、合併規制を適切に行うに当たって、規制当局は特定の状況における事実関係に基づいた分析手法、プロセスを含むイノベーションに関連するガイドラインを策定するべきであることである。本論文では、問題解消措置(Remedy)についても言及されている。知的財産権は、ライセンスが実行可能である場合には、価格競争に影響を及ぼす合併に対する問題解消措置として機能する。合併における問題解消措置は、価格競争のみならず、イノベーション競争を維持するために、知的財産権を含む財産のライセンスを活用し得る。

以上の検討を踏まえ,競争政策への反映として,以下の五点が提唱されている。第一に,進行しているイノベーションから,潜在的な製品市場での競争への影響を考慮するガイドラインを策定,又は精緻化する必要がある,第二に,執行当局は,イノベーションが問題となる合併における効果を,ケースバイケースで適切に判断し得る専門能力を向上させるべきである,第三に,執行当局は,静態競争と動態競争(イノベーション競争)とのトレードオフに関する明確なガイダンスを提供するべき⁶⁴である,第四に,執行当局は,合併規制における市場の画定を明確に行おうとする立場を再検討する必要がある,第五に,執行当局は,消費者厚生分析に関する確立された判断基準に固執すべきではないことである。

さらに,ここでの提唱が実務上,いかに機能するかについても言及している。先の提唱によれば,競争当局は,イノベーションが重要とされ合併を審査するにあたり,以下の段階を踏む必要があるとする。

第一の段階では,競争当局は,イノベーションが関連製品市場において,競争に影響を与えるか,又はそれと同様の効果を説明し得るかを審査すべきことが挙げられる。例えば,合併の一方当事者が,新種の又は改良された製品等に関するイノベーションに従事しており,当該合併が製品市場での競争を減少させる可能性があるものの,他方で,この合併に対して,関連市場において新規参入者となり得るようなイノベーション活動を行う第三者の存在があったとき,このイノベーションは,この第三者のイノベーション活動が合併審

⁶³ 価格に対する場合とイノベーションに対する場合とで協調効果は,異なるものではないが, R&D については,差異を生ずることがある。例えば,R&D 計画はより複雑であって,企業にとっては協調することが戦略的に困難である。

⁶⁴ 執行当局としての規制目的・対象を明確化すべきことの提唱

査において考慮されなかった場合よりも、損害の程度は小さいことになるとされる。この 段階では、イノベーションは、将来の製品市場競争の分析における要素となる。

第二の段階では,競争当局は,合併がイノベーションそのものに対して影響を及ぼすか否かについて審査するべきであるとする。ここでの考慮事項としては,合併が研究開発における有益な共同行為を創出するものであるか,資源を浪費するような研究開発を回避するものであるか,合併が行われなかったとしたら生じなかったイノベーションへのインセンティブを惹起するものであったか否かが挙げられる。

第三の段階においては,競争当局は,製品市場における競争及びイノベーションにおける合併の効果について,審査を行った場合には,合併を承認する場合としない場合のいずれが,消費者厚生の点でより高い純利益を付与するかを判断することになる。事案によっては,製品市場競争とイノベーションが同一の方向に進展しており,これらが厚生を高めることが明らかなこともあるが,逆に静態的利益と動態的利益がトレードオフの関係にあり,審査に当たっては,判断が困難な場合もあり得るとする。この場合には,競争当局は,単に損害が発生しそうか否かという判断方法を採るのではなく,合併から生ずるコストと便益の様々な観点から判断すべきことが提唱されている。

以上を概括すると,まず,市場構造とイノベーションに対する理解・分析が必要となる。 この際に,必ずしも,市場集中度にのみ依拠すべきではない。そして通常の製品市場にお ける分析とは異なった検討が必要となる。ここでは,長期的な効果を推定する必要がある ことになり,事実関係の分析が重要となる。

このように,基本的には,事案ごとの分析が重要になるものであるが,想定し得る事案として Michael L.Katz and Howard A.Shelanski 論文は,以下のものを挙げる。

第一の想定事例は,合併当事会社と競争者が,イノベーション活動をほぼ完結させている場合である。この事例は,厳密には,現存する製品や製法を改良する目的で研究開発を行ってきており,製品市場において,既に競争関係にある場合及び合併を計画する会社が,製品市場において競争関係にないが,これらの会社が将来の製品市場で競争者となり得る場合に分けられる。

合併による潜在的損害は、研究開発競争の減殺によるというよりも、合併当事会社間の 将来における製品市場での競争の減殺によるものとなる。したがって、このような合併分 析は、イノベーションに関する特別な検討を要するのではなく、伝統的な製品市場分析に よることになる。

第二の想定事例は,合併当事者と競争者によるイノベーション活動は,合併分析に焦点が置かれ,製品市場での競争が合併によって影響を受けない場合である。この事例の典型例は,研究開発競争においての勝者が,市場支配力を有することになる市場である。

この場合には,合併が研究開発競争及び(又は)投資を減少させるか否かを精査する必要があるとされる。

第三の想定事例は,成功したイノベーションが,企業が先頭に立つような競争を行わず,

代わりに他の企業によって,模倣が容易な成果が達成されるのを待つという状況では,いわゆる弱い知的財産権は,競争者による模倣から保護され得ないことになるという場合である。

この場合には,執行当局は,以下のいずれかを選択しなければならないことになる。第一は,成果の達成を待つような企業の合併を許容し,フリーライドの問題を内部化することである。第二は,合併を阻止することで,現存する製品市場競争を保護することである。

この選択は、長期的視点におけるイノベーションを促進するか、短期的視点における価格競争を保護するかの問題である。

ここでは、研究ジョイント・ベンチャーのような他の選択肢によることも考え得る。この場合には、製品市場競争を保護しつつ、研究開発の共同化が図られることにもなる。いずれの事例においても、伝統的な静態的価格分析のみでは、不十分であることが示唆される。市場構造とイノベーションに対する理解・分析が重要となる。また市場集中度にのみ依拠すべきではないことになるといえる。

合併規制は,基本的には,ケースバイケースにおいて行われるべきことになるが,想定される事例を抽出することで,理論的にはある程度は検討され得ることになる。

以上においてみてきたように、イノベーション競争が関連する合併規制につき、伝統的な合併規制の枠組みでは必ずしも捉えきれないことが理論的にも明らかにされてきている。しかしながら、手続法上の観点からは、クレイトン法 7 条の枠組みにおいて、規制がなされなければならないことになる。そこで、最後に、イノベーション競争に関連する合併規制について、クレイトン法 7 条の規制目的に附合させることができるかという論点に付言する。

クレイトン法 7 条は,競争を実質的に減殺することになるか,独占を形成することになるような企業結合を違法とする。ここでは,米国におけるすべての部門における取引に対して影響を及ぼすすべての取引段階における合併,資産取得が対象とされる 65 。ここにいう「資産」(assets)には,ジョイント・ベンチャーの形式を採るもの,不動産等に加え,知的財産権も含まれる 66 。

イノベーションが関連する合併について、イノベーション市場については、反トラスト法の適用は為されないとする見解もある⁶⁷。この見解では、イノベーションは、オープン市場において販売されるものではなく、当事者内部において行われるものに過ぎないことが論拠とされる。

クレイトン法 7 条は ,「国内での全ての分野での取引或いは , 取引に影響を与える全ての行為 (in any line of commerce or in any activity affecting commerce)」を対象とする。イノベーション活動に関連する合併は , 競争促進的又は競争制限的のいずれかに作用することにな

⁶⁵ 山根裕子『合併審査』18頁(NTT出版 2002年)参照。Also see.ABA "The Merger Review Process" at 2((2006)

⁶⁶ See.id.ABA at2

 $^{^{67}\,}$ See.Rapp.supra note 29 at 27 ; Hoerner supra note 36 at 50

るような経済効果を惹起する。このような効果が生じる場合には,効果的な競争が行われる場であるとして,関連市場が認定されると解される⁶⁸。さらに,反競争効果についてはイノベーションに係る現在の効果のみならず,価格,生産数量,製品の品質についての将来の効果も含まれた判断がなされている。

さらに,統合された企業内部における要因についても,反トラスト法上は,判例法上考慮されている⁶⁹。このような要因は,需要と供給に影響を与え得るからであり,したがって, 価格への影響が反映されることになる。

このように,イノベーション競争に関連する合併規制において,クレイトン法 7 条の適用についての阻害要因は存在しないことになる。

-

⁶⁸ See.Brown Shoe Co.v.United States,370 U.S.294,324(1962)

⁶⁹ 労働力の投入について, Radovich v. National Football League,352 U.S.445(1957), 中間生産財について, Mandeville Island Farms,Inc. v. American Crystal Sugar Co.,334 U.S.219(1948)参照。

第4章 特許データによる合併の研究開発への影響の分析⁷⁰ 三菱化学の合併のケース 山形大学 人文学部講師 真保智行 一橋大学 イノベーション研究センター教授・ 競争政策研究センター主任客員研究員 長岡貞男

4.1 はじめに

4.1.1 問題意識

合併は当該企業活動全般に直接的,あるいは間接的に大きな影響を及ぼすと考えられる。本稿では,合併の研究開発への影響に焦点を当てるが,その影響にはプラスの面とマイナスの面がある。プラスの面としては,研究開発資産の統合によるシナジー効果,補完資産(研究開発成果を活用できる製造販売などの資産)の統合に伴う研究開発の専有可能性の上昇などが挙げられる。一方,潜在的なマイナスの面としては,製品市場での競争及び研究開発競争の減少,合併に伴う混乱(不確実性の高まり,主導権争い)などが挙げられる。

したがって,合併の研究開発への影響を理解するには,これらの効果を識別することが重要である。例えば,研究開発資産の統合によるシナジー効果を考えてみたときに,これは出身企業の異なる研究者が共同研究を行うことによって実現するだろう。本稿では 1994年の三菱化成(以下「化成」という。)と三菱油化(以下「油化」という。)との合併に注目するが,化成と油化は合併以前には研究開発の面での協力はほとんど行われていなかったようである 71 。しかし,両社が合併すれば,化成出身者と油化出身者との間での共同研究が行われるようになるかもしれない。

そこで,本稿では合併の研究開発への影響を明らかにするための一つのステップとして, 三菱化学の合併を対象に,出身企業の異なる研究者間での共同研究に注目する。具体的には,特許の発明者データを利用し,各発明者の合併前後での所属(企業,事業所)を特定した上で,化成出身者と油化出身者との共同研究がどのように行われたのかを明らかにする。

さらに,合併の効果を検証するためには,三菱化学本体だけでなく,関係会社にも注目する必要があるかもしれない。三菱化学グループでも,合併後に複数の関係会社が設立されおり,それらの企業に研究開発の機能が移転されたならば,そうした企業も含めて合併の効果を検証する必要があるだろう。そこで,三菱化学本体だけでなく,幾つかの関係会社も分析対象に含める。そして,関係会社の特許出願や本体と関係会社との間での発明者の移動にも注目する。

本稿の構成は以下のとおりである。2節で合併前後での出願の推移を,3節では技術分野

⁷⁰ 本研究の実施に当たって,イノベーション研究センターの塚田尚稔助手に整理標準化データからのデータ抽出の作業をしていただいた。感謝を申し上げたい。

⁷¹ 特許データを見ると, 化成と油化の発明者が属する特許出願は合併前にはなかった。一方, 生産や販売の面では, エチレン設備への共同投資やポリオレフィンの共同販売は行われていた。

別の出願の増減や特許シェアを概観する。4節では発明者の所属を特定した上で,合併前後での増減とその移動の状況を検証する。そして,5節では出身企業の異なる研究者間での共同研究がどのように行われたのかをみる。6節で本稿の結論を述べる。

4.1.2 三菱化学の合併の経緯

三菱化学は,1994年 10月 1日に化成と油化が合併し,誕生した 72 。両社は共に化学メーカーだが,その事業内容は異なる特徴があった。石油化学部門の売上構成比に注目すると,油化は 80%を超えているが,化成は約 38%のみであり,機能商品の割合が高くなっている(図 4-1,4-2)。

 部門	種目	売上構成比 (%)
炭素無機製品部門	コークス、ガス、カーボンブラック、合成ゴム、炭材、肥料、アンモニア系誘導品、液化ガス、無機工業薬品、アルミ鋳造品	24.5
石油化学部門	オレフィンおよび誘導体、合成樹脂、合成繊 維原料、有機工業薬品	37.7
機能商品部門	情報機材、半導体関連材料、記憶材料、分析機器、医薬・診断機器、食品・食品添加物、農業薬品、畜産資材、機能樹脂、染顔料中間体・機能色材、炭素系機能商品、工業薬品、複合材・建材、希土、アルミ加工品	37.7

図 4-1 化成の事業内容(1993年)

(資料)有価証券報告書 1993 年度

部門	種目	売上構成比 (%)
樹脂部門	低密度・高密度ポリエチレン、ポリプレビレン ンなど	41.5
化成品部門	スチレンオノマー、酸化エチレンなど	39.9
特殊化学品部門	機能性樹脂、アルキルベンゼン、高級アル コールなど	12.5
ファイン部門・その他	樹脂添加物、エレクトロケミカルズ製品、機 能性ポリマー、農薬	6.1

図 4-2 油化の事業内容 (1993年)

(資料)有価証券報告書 1993 年度

合併の目的には,事業環境の変化(内需の成熟,空洞化,アジアの自立化,欧米企業の攻勢等)に対応し国際競争力を確保することが挙げられている(有価証券報告書 1995 年)。より具体的には,以下のような内容が指摘されている⁷³。

・ 石油化学のフルライン化によって,顧客が必要とする石油化学製品を一社で供給する。

.

⁷² 存続会社は化成である。

^{73 「}飛躍するか,新生三菱化学」,日経産業新聞,1994年9月21~23日。

・ 合成樹脂の分野での,生産・物流面での合理化。生産量の増加と品種の削減によって, 生産コストを削減する。水島,四日市,鹿島という3つの拠点ができることで,輸送コ ストを削減する。

ただし、結果的には生産の合理化はすぐに実現できたわけではなかった。最も大きなできごとは、1999年に決定された四日市事業所でのエチレン生産の停止である。エチレンの生産能力は、鹿島が年産82万トン、水島が45万トン、四日市が27万トンであり、四日市の生産能力は他の事業所よりも小さく、設備も老朽化していた。それにもかかわらず、その合理化までには5年近くが経過してしまった 74 。

一方,研究開発の面では,重複事業の研究開発を合理化し,全体の1~2割を新規分野(情報電子,医薬品,機能化学品等)に振り向けることが計画されていた 75 。そして,そうした傾向は後でみるが,特許データからも確認することができる。

また,四日市事業所は生産の合理化という面で遅れたが,同事業所は 3 つの拠点の中で唯一,化成と油化の工場と研究所があり,その融合が図られたとされている⁷⁶。三菱化学は合併後,カンパニー制を導入し,9 つのカンパニーに再編されている。その中で,四日市事業所内には 6 つの研究所があったが,それを事業別に 3 つ (化成品,機能性樹脂,汎用樹脂)にまとめられた。そして,研究テーマの見直し等も同時に行われたようである。

その他に注目する点としては,関係会社の設立による分社化である。図 4-3 は三菱化学のグループ全体の変遷をまとめたものである。三菱化学は,1996 年に東燃化学と共同で日本ポリケムを設立し,ポリオレフィン事業を,同年に日本合成ゴムと共同でテクノポリマーを設立し,ABS事業を,さらに1998 年には旭化成と共同でエー・アンド・エム・スチレンを設立し,ポリスチレン事業を移転している⁷⁷。こうした傾向は,合併後に本体内で事業の再編が行われるだけでなく,関係会社を含めて行われることを示している。そして,合併後に研究者を新規分野に振り向けるだけでなく,こうした関係会社に移動させたことが指摘されている⁷⁸。

 $^{^{74}}$ 「三菱化学,四日市リストラ,合併 5 年遅れた荒療治」,日経産業新聞, 1999 年 2 月 9 日。この一因として,コンビナートでは各社の工場がパイプでつながっており,サプライヤーには供給責任があったためだと指摘されている。その後,四日市事業所は $^{1.4}$ ブタンジオールや PTMG といった小規模だが付加価値の高い機能性樹脂に力を入れることになる。

^{75 「}飛躍するか,新生三菱化学」,日経産業新聞,1994年9月21~23日。

⁷⁶ 「三菱化学,研究所を簡素化」,日経産業新聞,1995年6月7日。「三菱化学,合併効果を検証」,日経産業新聞,12月6日。

⁷⁷ その他にも,2つの持ち株会社が設立されているという特徴がある。2003年に日本ポリケムが持ち株会社化され,2005年には三菱ケミカルホールディングスという持ち株会社が設立されている。

^{78 「}合併で研究部門もスリム化」, 日経産業新聞, 1997年7月29日。

三菱樹脂 (2008) 昭和電I 日本がりなしない(がりますして) エチレン (が事業) 三菱ケミカ ルホール ディングス (2005)、持 株会社 がリエチレン事業 日本ポリケ ム(現在) 日本ポリケム (2003) よ (2003) ・ 持株会社 日本ポリブロ(2003) 三菱化成 ポリスチレ ン事業 エー・アン ド・エム スチレン (1988) 旭化成(ボ リスチレン 事業) PSジャパン (2003) 出光石油 化学(ボリスチレン事業) テカノポリ マー (1996)

図 4-3 三菱化学グループの変遷79

⁷⁹ 各種資料(有価証券報告書,各社プレスリリース等)より筆者作成。背景が白紙ではない企業が2節以降で分析対象となっている。

4.2 出願件数の推移

本節では,日本の特許データを利用して,本体と関係会社の特許出願の推移を概観する。 もし,合併後にすぐにシナジー効果が現れるならば,出願件数は合併後に増加するだろう。 一方,研究分野の見直しや合併に伴う混乱が存在すれば,出願件数は増加するとは限らない。

分析対象の企業は,化成,油化,三菱化学だけでなく,幾つかの関係会社を含める。それは,三菱樹脂(合成樹脂製品の製造・販売),三菱化学エムケーブイ(合成樹脂フィルムの製造・販売),日本ポリケム(ポリオレフィンの製造・販売),三菱化学ポリエステルフィルム(ポリエステルフィルムの製造・販売),化成オプトニクス(蛍光体,X 線増感紙の製造・販売)である 80 。

これらの企業を分析対象に選択したことには,以下のような理由がある。本稿の分析では,合併前5年間(1989~1993年)と合併後5年間(1995~1999年)の出願に注目する。そこで,この期間に存在し,かつある程度の特許出願を行っている企業を分析対象とする必要がある。ただし,図4-3で見たように,合併後にその他にも関係会社が設立されている。そこで,本稿では合併後に設立された企業として,日本ポリケムを分析対象に含めた。これは同社の特許出願件数が多かったためである。一方,それ以外の企業はそれほど多くの特許を出願しているわけでない。これは,これらの関係会社は設立後,すぐに研究開発に着手したわけではなく,当初は販売だけを行い,その数年後に製造を担当するようになっているからだと思われる。また,本稿では発明者データを利用し,より詳細な分析を行う。そのために,分析対象とする企業を増やすことはあまり容易ではない。よって,これらの理由から,先に挙げたような企業をサンプルとした。

図 4-4 は本体と関係会社の特許出願の推移をまとめたものである。ここでは,各出願を 3 つのタイプに分類している。一つ目は出願人に本体だけを含むもの⁸¹,二つ目は出願人に関係会社だけを含むもの,三つ目は出願人に本体と関係会社の両方を含むものであり,これは共同出願を意味する。

すると,合併直後に本体の出願件数が減少し,1997年までは増加するが,またその後減少していることが分かる。一方,関係会社の出願件数は分析期間を通して,一定して増加傾向にある。こうした傾向は関係会社の重要性が高まっていることを示しているといえる。ただし,本体と関係会社との共同出願は合併後も増加しておらず,関係会社が本体とは独

^{80 2008} 年 4 月 1 日に , 三菱樹脂 , 三菱化学ポリエステルフィルム , 三菱化学産資 , 三菱化学エムケーブイが合併している。存続会社は三菱樹脂である。また , これらの企業は過去に幾度か社名変更が行われており , データセットを構築する際にはそれを考慮している。
81 整理標準化データには出願人名の書き換えの問題があるために , 各特許出願の出願人が化成と油化のどちらかを特定できない。そこで , 両者の出願を本体として集計している。また , パーシャル・カウントではないことに注意されたい。関係会社同士の共同出願は 5 件あった。

立して研究開発を行っている状況を読み取ることができる82。

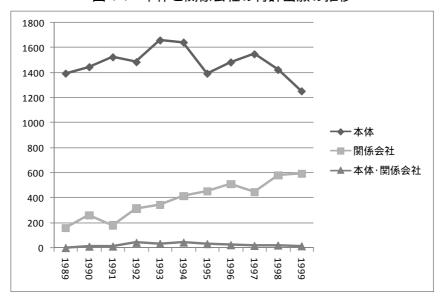


図 4-4 本体と関係会社の特許出願の推移

次に,研究開発のインプットである研究開発費の推移をみてみる(図 4-5)。すると,特 許出願とほぼ同様の傾向があり,合併直後には減少していることが分かる。したがって, 特許出願件数が合併後に減少しているのは,そもそも研究開発のインプットが一時的に縮 小されたことと関係があるのかもしれない。

_

⁸² ただし,出願人に関係会社の名前がなくても,関係会社に属する発明者がその出願に含まれている可能性があることに注意されたい。

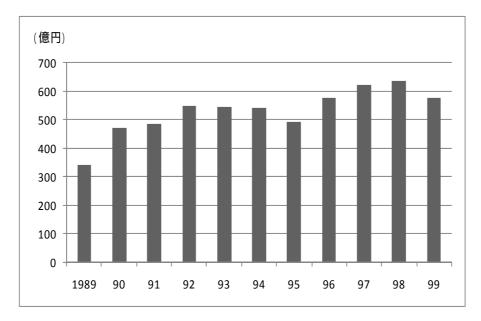


図 4-5 本体の研究開発費の推移

(資料)各社の有価証券報告書より筆者作成

さらに、出願件数を各年ではなく、合併前 5 年間と合併後 5 年間という形で集計し、その増減をみてみる(表 4-1)。すると、やはり本体の出願が合併前後で約 400 件減少しているが、関係会社の出願が約 1300 件増加している。したがって、全体としては、約 900 件増加しており、グループとしての研究開発は活発になったようにみえる。

出願人	前	後	増減	
本体	7512	7104	-408	
関係会社	1267	2590	+1323	
本体・関係会社	109	116	+7	
经公主十	8888	9810	±922	

表 4-1 合併前後での出願件数の増減

ただし,関係会社の傾向に関しては,注意が必要である。1節で見たように,分析対象に含まれている日本ポリケムは,1996年に三菱化学と東燃石油化学との折半出資で設立されている。よって,この関係会社の傾向は化成と油化のポリオレフィン事業を日本ポリケムに集約したことを示しており,その他の関係会社で研究開発が活発になったわけではないかもしれない。

そこで,関係会社別の出願件数の推移をみてみると(表 4-2),やはり日本ポリケムの合併後の出願件数は 300 件近くあり,研究開発の機能があることが分かる⁸³。ただし,日本ポリケム以外の関係会社も出願件数が増加している。特に,三菱樹脂と三菱化学エムは約 2 倍になっている。よって,やはりグループ全体として研究開発に活発になったようである。

⁸³ 設立前に日本ポリケムによる出願があるが,これは権利が譲渡されたためだと考えられる。

表 4-2 合併前後での出願件数の増減(関係会社) 84

関係会社	前		増減	増加率
三菱樹脂	858	1619	+761	189%
三菱化学ポリ	230	338	+108	147%
三菱化学エム	148	313	+165	211%
日本ポリケム	2	291	+289	
<u> 化成オプトニクス</u>	138	150	+12	109%
総計	1376	2711	+1335	197%

84 「三菱化学ポリ」は三菱化学ポリエステルフィルム ,「三菱化学エム」は三菱化学エムケーブイである。

4.3 技術分野

4.3.1 日本特許

1節で述べたように,本体では重複事業の研究開発を合理化し,全体の 1~2 割を新規分野(情報電子,医薬品,機能化学品等)に振り向けることが計画されていた。このように,合併後に研究分野の見直しが行われる可能性がある。そこで本節では,合併前後でどの技術分野で研究開発が活発になったのかを概観する。

まず、IPC のセクションレベルで見てみる(表 4-3)。ここでは図 4-4 と同様に各出願を幾つかのタイプに分類している。「グループ」は出願人に本体と関係会社のいずれかを含むものである。すると、グループでは、化学の件数が大幅に減少しているが、その他の分野は増加傾向にある。本体では、全体で 500 件近く減少しており、特に化学の件数が大幅に減少しているが、物理学、電気が増加している。関係会社では、全体は 1300 件以上増加しており、特に化学の件数が増加している。

したがって,化学では,研究開発の機能を関係会社に移転するとともに,グループ全体では縮小させる。一方では,化学以外の分野に関しては,物理学や電気では本体が,それ以外は関係会社が担当するようになったことが分かる。

IPC		本体			関係会社		
1110	内台 -	前	後	増減	前	後	増減
Α	生活必需品	305	293	-12	45	125	+80
В	処理操作など	1075	998	-77	677	1207	+530
С	化学など	4082	3182	-900	243	512	+269
D	繊維など	89	40	-49	1	16	+15
E	固定構造物	72	134	+62	27	286	+259
F	機械工学など	64	123	+59	59	223	+164
G	物理学	1506	1740	+234	126	108	-18
H	電気	318	573	+255	89	113	+24
総計		7511	7083	-428	1267	2590	+1323

表 4-3 技術分野別の出願件数(セクションレベル)

100		本体・関係会社				グループ			
IPC	内容 -	<u>.</u> 前	後	···· 増減		後	増減		
Α	生活必需品		2	+2	350	420	+70		
В	処理操作など	42	41	-1	1794	2246	+452		
С	化学など	23	34	+11	4348	3728	-620		
D	繊維など			-	90	56	-34		
Е	固定構造物		1	+1	99	421	+322		
F	機械工学など		2	+2	123	348	+225		
G	物理学	27	5	-22	1659	1853	+194		
Н	電気	17	31	+14	424	717	+293		
総計		109	116	7	8887	9789	+902		

次に,もう少し細かい技術分野に注目するために,IPCのサブクラスレベルで集計してみた(表 4-4)。ここでの技術分野は,グループでの合併前後での出願件数が多い上位 10 分野である。まず,高分子化合物では,グループと本体は減少し,関係会社は増加している。

一方,情報記録と電子写真では,本体が増加している。したがって,本体は情報記録や電子写真の研究開発を強化したことが分かる⁸⁵。

本体 関係会社 グルーン LPC 内容 前 70 前 增減 +158 増減 高分子化合物の組成物 C081 非環式化合物または炭素環式化合物 積層体,すなわち平らなまたは平らでな 637 674 B32B +234 221 126 -95 162 396 630 い形状の層から組立てられた製品 炭素 - 炭素不飽和結合のみが関与する反 COSE 592 365 -227 32 +32 595 400 -195 応によってえられる高分子化合物 記録担体と変換器との間の相対運動に基 G11B 311 552 +241 61 24 -37 397 576 +179 <u>づいた情報記録グラフィー</u> エレクトログラフィー;電子写真;マグ G03G 383 483 +100 1 -1 384 484 +100 プラスチックの成形または接合;可塑状 218 -57 245 -24 B290 161 221 468 383 -85 態の物質の成形 -般;成形品の後処理 ォトメカニカル法による凹凸化又はパ G03F 346 -115 +1 462 347 -115 ン化された表面の製造 - 炭素不飽和結合のみが関与する反 C08G 応以外の反応によって得られる高分子化 301 270 -31 3 +2 305 276 -29

表 4-4 主力分野での出願件数の増減

ここで、合併前の化成と油化の技術分野をみてみる。ただし、整理標準化データには出願人の書換えの問題があり、出願時点での正確な出願人を特定するのが困難な場合がある。すなわち、合併前の本体のある出願の出願人が化成と油化のどちらかなのかを特定できないのである。本稿では、発明者の所属から、各出願が化成と油化のどちらの出願なのかを分類した⁸⁶。例えば、ある本体の出願に化成に属する発明者が含まれていれば、その出願は化成のものだと考えるのである。

表 4-5 は合併前の化成と油化の技術分野をまとめたものである。ここでの技術分野は,化成と油化の特許出願の総計が多い上位 10 分野である。すると 高分子では油化の方が多く,電子写真や情報記録では化成の方が圧倒的に多い。したがって,合併前から化成は電子写真や情報記録に力を入れていたが,合併後にその傾向が強くなったといえる。また,油化は電子写真や情報記録での研究開発はあまり行われていなかったことから,これらの分野では合併後のシナジー効果はあまり生じなかったのでないかと予想される。

⁸⁵ 三菱化学のグループには三菱化学メディアという企業があり,大容量光ディスク媒体の開発・販売を担当している。しかし,2002 年以前の出願はない。したがって,分析期間中は本体が情報記録の研究開発を行っていた可能性がある。

⁸⁶ 発明者の所属の特定の方法に関しては,4節で説明する。

表 4-5 三菱化成と三菱油化の技術分野

IPC	内容	三菱化成	三菱油化	総計
C08L	高分子化合物の組成物	279	514	793
C07C	非環式化合物または炭素環式化合物	354	281	635
C08F	炭素 - 炭素不飽和結合のみが関与する反応によって えられる高分子化合物	216	348	564
G03F	フォトメカニカル法による凹凸化又はパターン化さ れた表面の製造	511	10	521
G03G	エレクトログラフィー ; 電子写真 ; マグネトグラ フィー	408	50	458
G11B	記録担体と変換器との間の相対運動に基づいた情報 記録	402	8	410
CO7D	複素環式化合物	181	165	346
C08G	炭素 - 炭素不飽和結合のみが関与する反応以外の反 応によって得られる高分子化合物	179	150	329
B29C	プラスチックの成形または接合;可塑状態の物質の 成形一般;成形品の後処理	105	118	223
B32B	積層体 , すなわち平らなまたは平らでない形状の層 から組立てられた製品	96	112	208
	総計	5203	2575	7778

このように、合併後に三菱化学は情報記録や電子写真の研究開発を強化したわけだが、 それは化学の戦略的な行動ではなく、業界全体での傾向である可能性もある。そこで、各 技術分野全体の傾向を確認すると(表 4-6),以下のことが分かる。第一に,高分子でも, CO7C や CO8G は減少しているが, CO8L は増加している。これは, 高分子は技術分野全体 で出願件数が減少しているわけではないことを意味する。第二に,情報記録や電子写真の 出願件数は大幅に減少している。したがって,化学がこれらの分野の出願を促進したのは, 業界全体の傾向ではなく,三菱化学の戦略的な行動であったことが示唆される⁸⁷。

表 4-6 技術分野全体での特許出願の増減

IPC	タイトル	技術分野			
	עלו 19	前	後	増減	
C08L	高分子化合物の組成物	18420	19432	+1012	
CO7C	非環式化合物または炭素環式化合物	16140	14206	-1934	
B32B	積層体 , すなわち平らなまたは平らでな い形状の層から組立てられた製品	10294	12080	+1786	
C08F	炭素 - 炭素不飽和結合のみが関与する反 応によってえられる高分子化合物	10115	9318	-797	
G11B	記録担体と変換器との間の相対運動に基 づいた情報記録グラフィー	61814	46365	-15449	
G03G	エレクトログラフィー;電子写真;マグ ネトグラフィー	39041	35343	-3698	
B29C	プラスチックの成形または接合;可塑状 態の物質の成形一般;成形品の後処理	21895	19867	-2028	
G03F	フォトメカニカル法による凹凸化又はパ ターン化された表面の製造	8445	7972	-473	
C08G	炭素 - 炭素不飽和結合のみが関与する反 応以外の反応によって得られる高分子化 合物	11864	10172	-1692	

⁸⁷ ただし,こうした分析をするためには,より詳細な技術分野に注目すべきかもしれない。

次に,各技術分野での三菱化学の本体及びグループの日本における特許出願全体におけるシェアとその増減をみてみると(表 4-7),以下のことが分かる。第一に,シェアの数値自体は大きくない。最も高いシェアでも,合併前の CO8F の 5.8%である。第二に,高分子化合物は減少している。反対に,情報記録と電子写真は増加している。これは,技術分野全体では出願件数が減少し,本体では増加したためである。

グルーフ 本体 IPC タイトル 増減 前 C08L 高分子化合物の組成物 4.14 1.78 4.55 2.97 -1.58 -2.36 C07C <u>非環式化合物または炭素環式化合物</u> 3.95 4.74 0.80 3.95 4.74 0.80 積層体,すなわち平らなまたは平らでな **B32B** 2.15 1.04 -1.10 3.85 5.22 1.37 <u>い形状の層から組立てられた製品</u> 炭素 - 炭素不飽和結合のみが関与する反 C08F 5.85 -1.94 3.92 5.88 4.29 -1.59 応に<u>よってえられる高分子化合物</u> 記録担体と変換器との間の相対運動に基 G11B 0.50 1.19 0.69 0.64 1.24 0.60 **がいた情報記録グラフィ**・ エレクトログラフィー;電子写真;マグ G03G 0.98 1.37 0.39 0.98 1.37 0.39 <u>ネトグラフィ</u> プラスチックの成形または接合;可塑状 B29C 1.00 0.81 -0.19 2.14 1.93 -0.21 態の物質の成形一般;成形品の後処理 フォトメカニカル法による凹凸化又はパ 5.46 4.34 G03F -1.12 5.47 4.35 -1.12 ン化され<u>た表面の製造</u> 炭素 - 炭素不飽和結合のみが関与する反 C08G 応以外の反応によって得られる高分子化 2.54 2.65 0.12 2.57 2.71 0.14 合物

表 4-7 出願件数シェアの増減

4.3.2 米国特許

これまでは,日本での特許出願を対象にしてきたが,分析対象となる市場での競争がグローバルに行われていれば,国内だけでなく,海外での出願にも注目する必要がある。特に,化学産業では日本企業よりも欧米の企業の方が,規模が大きく,研究開発費の面でも格差があることが指摘されている(伊丹他 1991) 88。そこで,本節では米国特許を対象にした分析を行った。データはトムソンサイエンティフィック社の Delphion を利用した89。分析方法は基本的に日本のものと同様である。ただし,日本特許の分析は出願データを利用しているのに対し,米国特許の分析は登録データを利用していることに注意されたい90。

表 4-8 は三菱化学の本体の米国特許シェアとその増減をまとめたものである。技術分野は , 特許件数の多い分野で , かつ日本の特許出願件数で上位に含まれている 7 分野である。 ほ とんどの分野で件数は減少していることが分かる。 増加しているのは , C07C と G11B だけ である。 一方 , 特許シェアをみてみると , G11B (情報記録) 以外のすべての分野で減少し

88 伊丹敬之・伊丹研究室 (1991)『日本の化学産業:なぜ世界に立ち遅れたのか』NTT 出版。

⁸⁹ 本節の内容は,長岡貞男・真保智行「合併の研究開発への影響 - 特許データによる分析 - 」 *Hitotsubashi University IIR Working Paper*, forthcoming. に基づいている。

⁹⁰ また,日本企業が日本に出願した後に米国に出願することを考慮すれば,分析期間にはラグをとった方がいいのかもしれない。ただし,ここではそうした修正は行っていない。

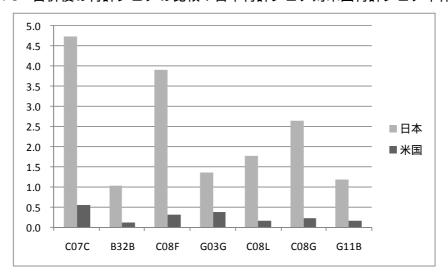
ている。

表 4-8 米国特許シェアとその増減(本体)

IPC			登録件数		米国特	許シェア	(%)
1110	<u> </u>	前	後	増減	前	後	増減
C07C	非環式化合物または炭素環式化合物	55	68	+13	0.58	0.57	-0.01
B32B	積層体,すなわち平らなまたは平らで ない形状の層から組立てられた製品	31	22	-9	0.31	0.13	-0.19
C08F	炭素 - 炭素不飽和結合のみが関与する 反応によってえられる高分子化合物	72	25	-47	1.28	0.32	-0.97
G03G	エレクトログラフィー;電子写真;マ グネトグラフィー	38	34	-4	0.65	0.40	-0.25
C08L	高分子化合物の組成物	29	12	-17	0.54	0.18	-0.36
C08G	炭素 - 炭素不飽和結合のみが関与する 反応以外の反応によって得られる高分	33	15	-18	0.60	0.25	-0.35
G11B	記録担体と変換器との間の相対運動に 基づいた情報記録グラフィー	5	30	+25	0.06	0.18	0.12

次に日米で特許シェアの比較をしてみる(図 4-6)。これは合併後 5 年間のものである。 米国の方が,シェアがかなり低くなっていることが分かる。日本の 10 分の 1 くらいという分野が多い。例えば,C07C では,日本では 4.7% だが,米国では約 0.5% となっている。

図 4-6 合併後の特許シェアの比較:日本特許シェア対米国特許シェア本体)



さらに,特許シェアの増減を日米で比較してみると(図 4-7),増減の傾向は日米では異なることが分かる。日本で増加していても,米国では減少している分野が幾つかある。例えば,日本特許を対象にした分析では,合併後に電子写真(G03G)の出願が増加していることが示されたが,米国特許を対象にした分析では,その件数は減少している。これは合併後に電子写真の研究開発が促進されたが,その質はあまり高まっていないことを示唆し

ているのかもしれない。したがって,合併の効果を検証する際には,単に特許件数だけでなく,その質の面にも注目する必要があるかもしれない。

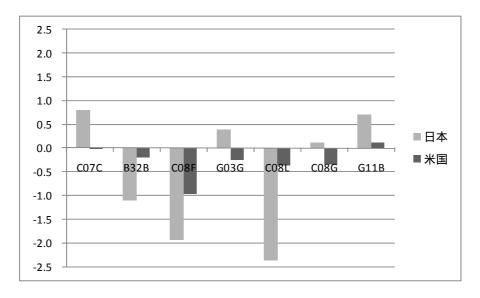


図 4-7 特許シェアの増減の比較(本体)

これまでは,三菱化学グループのみに注目してきた。ただし,合併の研究開発への影響を検証するためには,三菱化学だけでなく,競合企業の動向も確認しておく必要がある。以下では競合企業の動向を含めて特許シェアの水準や増減をみる 91 。分析対象とした技術分野は化学では C07C と C08C,物理学では G03G,G11B である。

まず,C07Cをみる(表 4-9)。三菱化学は合併前後で特許シェアはほとんど変化していない。これに対して,競合企業は8社のうち5社がシェアを落としている。また,日本の競合企業として住友化学があるが,登録件数は合併前後で同じだが,特許シェアは0.2%だけ減少している。したがって,競合企業がシェアを落とす中で,三菱化学はほとんど減っていないといえる。

-

⁹¹ ここでサンプルとなっているのは , 合併前後の両方の特許シェアでトップ 50 位に入っている 企業である。

表 4-9 米国特許シェアの増減 (C07C)

		登録件数			特許シェア(%)		
止来	前	後	増減	前	後	増減	
BASF	340	537	197	3.58	4.47	0.89	
BAYER	318	467	149	3.34	3.89	0.54	
DU PONT	251	290	39	2.64	2.41	-0.23	
HOECHST	224	228	4	2.36	1.90	-0.46	
INST FRANCAIS DU PETROLE	57	185	128	0.60	1.54	0.94	
PHILLIPS PETROLEUM	145	147	2	1.53	1.22	-0.30	
MOBIL OIL	351	144	-207	3.69	1.20	-2.49	
住友化学	110	110	0	1.16	0.92	-0.24	
三菱化学	55	68	13	0.58	0.57	-0.01	
全体	9507	12010	2503	100	100		

次に, C08Fをみてみる(表 4-10)。三菱化学は合併前後で約50件近く減少しており,特許シェアも約1%減少している。これに対して,競合企業でも9社のうち6社がシェアを落としている。ただし,その減少幅に注目すると,三菱化学はShell Oilに次いで大きく,競合企業と比較しても,そのシェアの減少が大きかったといえるであろう。

表 4-10: 米国特許シェアの増減 (C08F)

企業				特	特許シェア(%)		
止未	前	後	増減	前	後	増減	
BASF	163	305	142	2.90	3.85	0.95	
DU PONT	137	207	70	2.44	2.61	0.18	
DOW CHEMICAL	161	188	27	2.87	2.37	-0.49	
BAYER	110	149	39	1.96	1.88	-0.08	
PHILLIPS PETROLEUM	153	139	-14	2.72	1.76	-0.97	
SHELL OIL	210	133	-77	3.74	1.68	-2.06	
3 M	117	114	-3	2.08	1.44	-0.64	
HOECHST	100	113	13	1.78	1.43	-0.35	
UNION CARBIDE	76	111	35	1.35	1.40	0.05	
三菱化学	72	25	-47	1.28	0.32	-0.97	
全体	5618	7918	2300	100	100		

G03Gを見てみると、三菱化学は合併前後でその件数に大きな変化は見られない(表4-11)。この分野の競合企業のほとんどが日本企業であり、それらの企業は最終製品を製造している。一方、三菱化学は最終製品ではなく、電子写真感光体を製造しており、その件数やシェアには競合企業とは大きな開きがある。また、競合企業7社のうち3社がシェアを落としているが、キヤノンやリコーといった企業は大幅にシェアを拡大している。

表 4-11 米国特許シェアの増減 (G03G)

		登録件数			特許シェア(%)		
<u></u>	前	後	増減	前	後	増減	
キヤノン	781	1627	846	13.31	19.00	5.70	
XEROX	1024	1412	388	17.45	16.49	-0.95	
リコー	366	732	366	6.24	8.55	2.31	
フジゼロックス	204	391	187	3.48	4.57	1.09	
京セラミタ	280	267	-13	4.77	3.12	-1.65	
シャープ	153	259	106	2.61	3.03	0.42	
コニカ	236	236	0	4.02	2.76	-1.26	
三菱化学	38	34	-4	0.65	0.40	-0.25	
全体	5869	8561	2692	100	100		

最後に,G11Bを見てみる(表 4-12)。三菱化学は合併前後で25件増加しているが,業界全体として件数が増加しているので,シェアはほとんど変化していない。一方,競合企業は光ディスクの必須特許の保有している企業が多く,光ディスクの材料を製造している三菱化学とは,その件数に大きな開きがある。そして,競合企業の多くが特許件数を大幅に増加させている。

表 4-12 米国特許シェアの増減 (G11B)

		登録件数			特許シェア(%)		
止未	前	後	増減	前	後	増減	
ソニー	762	1812	1050	9.32	10.97	1.64	
IBM	391	1320	929	4.78	7.99	3.21	
松下電器	419	749	330	5.13	4.53	-0.59	
富士通	132	722	590	1.62	4.37	2.76	
サムソン電子	182	623	441	2.23	3.77	1.54	
SEAGATE TECHNOLOGY	170	545	375	2.08	3.30	1.22	
日立	401	544	143	4.91	3.29	-1.61	
東芝	232	471	239	2.84	2.85	0.01	
NEC	87	467	380	1.06	2.83	1.76	
キヤノン	355	431	76	4.34	2.61	-1.73	
三菱化学	5	30	25	0.06	0.18	0.12	
全体	8172	16519	8347	100	100		

以上から,日本特許を対象にした分析とは異なる傾向を幾つかみることができる。日本特許を対象にした分析では,電子写真や情報記録といった分野は業界全体としては件数が減少している中で,三菱化学は増加させていることが示された。しかし,米国特許では,これらの分野の特許件数は大幅に増加しており,三菱化学の特許シェアはほとんど増加してないのである。ただし,多くの競合企業が最終製品を製造しているのに対して,三菱化学は材料や部品を製造しており,そうした製造分野の違いも本来ならば考慮して,分析する必要があるだろう。

4.4 発明者の所属

4.4.1 発明者の所属

本稿の目的の一つは、出身企業の異なる研究者間での共同研究が合併後にどのように行われているのかを明らかにすることである。また、三菱化学に関する記事からは、合併後に研究者がグループ内で移動したことが指摘されており、そうした傾向を特許データに基づいて明らかにする。さらに、研究者は企業間だけでなく、企業内の事業所間でも移動しているかもしれない。こうした分析をするには、発明者の所属を企業レベルだけでなく、事業所レベルで特定する必要がある。そこで、本稿の分析では、特許の発明者データから発明者の所属を事業所レベルで特定した。

ここで問題となるのが,同姓同名の問題である⁹²。ただし,今回は一つの企業グループだけを対象にしていることから,同姓同名の発明者は存在しないと仮定している。また,こうした同姓同名の問題は日本よりも海外で深刻となりうることを指摘しておく。よって,こうした発明者レベルの分析を,日本を対象にして行うことには大きな意義があると考える。

また,本稿では合併前後での発明者の移動に注目する。各発明者に関して,1989年1月1日から1993年12月31日までの間での最後の所属,及び1995年1月1日から1999年12月31日の間での最後の所属を特定した。

表 4-13 は,サンプルとなっている発明者が合併前後で特許出願を行っているかをまとめたものである。合併前と後の両方で出願している発明者は 1622 人いる。一方,合併前には出願があるが,合併後にはない発明者は 1379 人,合併前には出願がないが,合併後には出願がある発明者は 1433 人となっている。

	CC 1 13 70-73 E 47 E MM (7770						
合併前	合併後						
	出願あり	出願なし	総計				
出願あり	1622	1379	3001				
出願なし	1433	-	1433				
総計	3055	1379	4434				

表 4-13 発明者の出願状況

次に,表 4-14 は本体と関係会社に所属する発明者の数を合併前後でまとめたものである。 本体では合併前に 2459 人が,合併後には 2305 人が所属しており,合併前後で約 150 人減

⁹² その他にも幾つかの注意点を述べておく。第一に,企業によって発明者の住所が自分の所属組織ではなく,自宅の住所となっていたり,本社の住所となっていることがある。ただし,三菱化学グループの発明者の住所をみると,その多くは事業所名が記載されている。

第二に,発明者の名前のゆれの問題である。館と舘,斉と斎と齊と齋,恵と惠,浜と濱などの漢字の揺れに関しては,できるだけ修正してある。

第三に,データの集計上の問題から,すべての発明者の住所を対象にはしていない。同一の住所名が4件以上のものを対象にして,所属の特定を行っている。ただし,実際には発明者の所属組織はそれほど多くはなく,同じ表記となっている場合が多い。

第四に,外国人と住所が外国のものは除いてある。

少している。一方,関係会社では,合併前後で約 200 人が増加している。これは,本体での研究開発を縮小し,関係会社での研究開発を拡大したことを示唆しており,特許出願と同様の傾向といえる⁹³。

表 4-14 合併前後での発明者の所属

企業	前	後	増減
本体	2459	2305	-154
	542	750	+208
総計	3001	3055	+54

表 4-15 は関係会社ごとに発明者の増減をまとめたものである。すると ,本体だけでなく , 三菱化学エムも減少していることが分かる。一方 , 三菱樹脂と日本ポリケムは大幅に増加 している。よって ,本体の研究者が三菱樹脂や日本ポリケムに移動したのかもしれない。

表 4-15 合併前後での発明者の所属(関係会社)

企業	前	後	増減
三菱樹脂	291	374	+83
日本ポリケム		123	+123
三菱化学エム	131	117	-14
化成オプトニクス	57	76	+19
三菱化学ポリ	63	60	-3
総計	542	750	+208

さらに,事業所レベルごとに発明者の増減を見てみる(表 4-16)⁹⁴。まず,本体の傾向に注目する。50人以上増加しているのは水島事業所だけである。一方,50人以上減少しているのは,四日市事業所,筑波総合研究所,茅ヶ崎事業所である。このうち,筑波総合研究所は油化の研究所であり,四日市には化成と油化の両方の事業所があったが,その内訳は化成が98人,油化が456人だった。また,研究所に注目すると,筑波総合研究所(油化)に属する発明者は減少しているが,横浜総合研究所(化成)は約20人増加している。したがって,油化の事業所に属する研究者が削減された,あるいは移動した可能性がある。特に,筑波総合研究所の研究者が横浜総合研究所に移動したのかもしれない。

⁹³ ただし,これは三菱化学グループの研究者の数ではなく,特許を出願している研究者の数を表していることに注意されたい。例えば,合併前後で三菱化学グループに所属しているが,合併前には特許を出願できなかったが,合併後に経験を積み多数の特許を出願している研究者もいれば,反対に合併前には頻繁に特許を出願していたが,合併後にはそうしたインセンティブが弱まり特許を出願しなくなった研究者もいるかもしれない。

⁹⁴ 事業所名は 1999 年時点のものである。また,以下の点に注意されたい。第一に,同じ住所にある事業所は,同一の名称に変えている。例えば,三菱化学ポリの横浜総合研究所は中央研究所という名称だが,その住所が本体の横浜総合研究所と同じなので,ここでは横浜総合研究所としている。第二に,本体の筑波総合研究所と筑波事業所は異なる場所にあるので,別個の事業所として扱っている。第三に,合併前の本体の事業所には,三菱化成だけ(その他),三菱油化だけ(筑波総合研究所),両方(四日市事業所,鹿島事業所,本社)の3つがある。

次に,関係会社の傾向をみてみる。すると,日本ポリケムの四日市が81人となっている。 一方,本体の四日市が約150人減少しており,この一部が日本ポリケムに移動した可能性がある。そもそも,四日市には化成と油化だけでなく,三菱化学エム,三菱化学ポリも事業所がある。そして,三菱化学エムでも40人近く減少しているので,これらの発明者が日本ポリケムに移動した可能性がある。

表 4-16 合併前後での発明者の所属(事業所レベル)

企業	事業所	化成	油化	前	後	増減
本体	横浜総合研究所			759	780	+21
	四日市事業所			554	409	-145
	黒崎事業所			261	281	+20
	水島事業所			217	267	+50
	筑波総合研究所			253	135	-118
	本社(丸の内)			92	98	+6
	直江津事業所			26	74	+48
	坂出事業所			98	59	-39
	鹿島事業所			54	59	+5
	筑波事業所			32	57	+25
	小田原事業所			20	39	+19
	茅ヶ崎事業所			86	23	-63
	東京支社			4	10	+6
	松山事業所			2	10	+8
	大阪支社			1	2	+1
	九州支社				1	+1
	東北支店				1	+1
三菱樹脂	長浜工場			145	175	+30
	平塚工場			127	174	+47
	本社(丸の内)			19	21	+2
	東京支店				4	+4
日本ポリケム	四日市事業所				88	+88
	川崎技術センター				34	+34
	水島事業所				1	+1
三菱化学エム	名古屋事業所			67	93	+26
	筑波事業所			21	13	-8
	本社(芝公園)			3	9	+6
	四日市事業所			39	2	-37
	水島事業所			1		-1
化成オプトニクス	小田原事業所			57	76	+19
三菱化学ポリ	滋賀事業所			27	59	+32
	横浜総合研究所			32	1	-31
	四日市事業所			4		-4
総計				3001	3055	+54

4.4.2 発明者の所属の移動

これまでは,合併前後での各企業や事業所での発明者の数に注目してきたが,本節では 実際に各発明者が合併前後でどのように所属が変化しているのかを概観する。

表 4-17 は合併前後での発明者の所属の変化をまとめたものである。例えば,合併前の所属が「なし」で,合併後の所属が「本体」である発明者は 1044 人いる。これは合併前に所属を特定できなかったが,合併後の所属が本体であることを意味し,合併後に三菱化学が(グループ以外から)新たに雇用したか新たに発明の職務を行うようになった発明者であ

る⁹⁵。以下では簡単のために,両方を「グループ以外から」と表記している。

本体と関係会社間での移動に注目すると,本体から関係会社に移動した発明者が 82 人,関係会社から本体に移動した発明者は36人いる。特に,前者の移動は日本ポリケムへのものだと予想される。

		合併	後	
	本体	関係会社	なし	総計
本体	1225	82	1152	2459
関係会社	36	279	227	542
なし	1044	389	-	1433
幺公≐∔	2305	750	1370	1131

表 4-17 合併前後での発明者の所属の変化

表 4-18 は本体から関係会社への移動の内訳をまとめたものである。すると,全体で 82 人いるが,そのうち 62 人が日本ポリケムに移動していることが分かる。また,その大半は油化の発明者である。よって,三菱化学は本体の研究者を移動させることによって,日本ポリケムにポリオレフィンの生産だけでなく,研究開発の機能を担当させたことが分かる。

関係会社(合併後)-	合併前					
	三菱化成	三菱油化	総計			
日本ポリケム	7	55	62			
三菱化学エム	5	3	8			
化成オプトニクス	7	1	8			
三菱化学ポリ	2	1	3			
三菱樹脂	1		1			
総計	22	60	82			

表 4-18 本体から関係会社への移動

次に,表 4-19 は関係会社から本体への移動をまとめたものである。すると,関係会社から本体への移動の半分は,三菱化学エムからのものとなっている。三菱化学エムの四日市事業所の発明者が減少しているのは,本体への移動が行われたからである⁹⁶。一方,これまでの結果からは,本体と三菱樹脂との間での移動は少ないといえる。三菱樹脂は分析対象の関係会社の中では最も特許出願を行っているが,本体とは独立した形で研究開発が行われていることが予想される。

0

⁹⁵分析期間中 ,本体に所属していたが ,単に合併前に特許を出願していない合併以前の所属は「なし」となっている。

⁹⁶ 関係会社間での移動は行われていない。

表 4-19 関係会社から本体 (三菱化学)への移動

関係会社(合併前)	 発明者数
三菱化学エム	19
三菱化学ポリ	11
三菱樹脂	4
化成オプトニクス	2
総計	36

さらに,日本ポリケムの研究者がどこから移動してきているのかを事業所レベルでみてみる(表 4-20)。第一に,油化の四日市事業所から 54 人が移動してきており,やはりそのほとんどは日本ポリケムの四日市事業所に移動している。一方,四日市には化成も事業所があったが,そこからの移動は 1 人のみとなっている。第二に,四日市事業所と異なり,川崎技術センターはそのほとんどがグループ外から雇用している⁹⁷。これは,応用研究は類似した経験が重要であり,基礎研究はそうではないことを示唆しているのかもしれない。

表 4-20 日本ポリケムの発明者の合併前の所属

企業			日本ポリ	Jケム	
止耒		四日市	川崎技術	水島	総計
三菱化成	水島事業所	3	2		5
	横浜総合研究所	1			1
	四日市事業所	1			1
三菱油化	四日市事業所	49	5		54
	筑波総合研究所	1			1
グループ外		33	27	1	61
総計		88	34	1	123

これまでは合併前後での発明者の移動に注目し,幾つかの特徴的な傾向を見つけることができた。しかし,そうした傾向が合併の影響なのかどうかは明らかではない。例えば,合併の有無に関係なく,そうした傾向を三菱化学グループが持っているのかもしれない。

そこで,以下では合併以前の傾向を確認する。具体的には,各発明者に関して,合併前5年間での最初の出願の所属及び最後の出願の所属を特定する。そして,発明者の所属の変化を明らかにし,合併前後の傾向と比較するのである。ただし,特許出願が1件のみの発明者は2時点の所属を特定できないので,特許出願が2件以上の発明者にサンプルを限定する。

まず,表 4-21 は合併前5年間での発明者の移動をまとめたものである。すると,本体から関係会社への移動は2人だけである。これは,いずれも三菱化成から三菱樹脂への移動である。一方,関係会社から本体への移動は31人となっている。内訳としては,三菱化学エムから化成が30人で,化成オプトニクスから化成が1人である。油化を含む移動がないのは,これらが化成の関係会社だからである。

一方,分析期間は異なるが,合併前後では本体から関係会社への移動が82人,関係会社

^{🤊 「}グループ外」とは,合併前には三菱化学グループに所属がない発明者を表していている。

から本体への移動が 36 人だった (表 4-17)。よって,合併前後で,合併に伴う研究組織再編の一貫として本体から関係会社への移動が行われたといえる。

表 4-21 合併前 5年間での発明者の移動

最初の所属		最後の所属	
取別の別馬	本体	関係会社	総計
本体	1801	2	1803
関係会社	31	364	395
総計	1832	366	2198

以上では企業間での移動に注目してきた。しかし,合併前後で企業内での移動も行われたかもしれない。そこで,以下では本体を対象に,事業所間での移動を概観する。表 4-22 は発明者の数が 20 人以上の事業所のみを対象に 事業所間での移動をまとめたものである。すると,以下のことが分かる。第一に,横浜総合研究所には合併前に 469 人いたが,そのうち 92 人が他の事業所に移動している。移動先は四日市,水島,筑波総合などであり,研究所だけでなく,事業所にも移動している。第二に,筑波総合研究所から横浜総合研究所に 22 人が移動している。また,横浜総合研究所から筑波総合研究所への移動も 13 人いる。よって,化成の横浜総合研究所と油化の筑波総合研究所の間での,発明者の移動が行われたのである。第三に,四日市事業所に注目すると,化成では他の事業所に移動したのが 7 人だけだが,油化ではそれが 30 人となっている。したがって,油化の四日市事業所からは,日本ポリケムだけでなく,本体の他の事業所にも移動しているといえる。

表 4-22 本体内での事業所の移動98

合併	#前の所属					合併後(
企業	事業所					三菱	七学					総計
	尹未川	横浜総合	四日市	黒崎	水島	筑波総合	本社	直江津	坂出	鹿島	筑波	
三菱化成	横浜総合研究所	377	15	8	13	13	15	4	1	4	3	469
	黒崎事業所	10	1	103	1		2	4	3	1	1	129
	水島事業所	6	3	1	82		5		1	2	1	101
	四日市事業所	4	42	1				1				49
	坂出事業所	5		1			2		27			35
	茅ヶ崎事業所	5	3	2	1		2	10			1	32
	本社(丸の内)	3		1			17					22
	筑波事業所	1				1		1			19	22
三菱油化	四日市事業所	7	167	1	5	7	2	1	1	5	1	197
	筑波総合研究所	22	9	1	2	71	1		1	1	1	110
総計		445	243	119	105	92	55	35	34	28	27	1225

-

⁹⁸ 「筑波」は筑波事業所を表している。

4.5 共同研究

4.5.1 共同研究の概要

合併の効果の一つとして,出身企業の異なる研究者間での共同研究がある。そこで,こうした共同研究がどの程度行われているのかを確認する。また,その技術分野や,4節で見たような研究者の移動との関係を明らかにする。

表 4-23 は,本体に属する発明者のみを含む特許出願を対象にして,共同研究の推移をまとめたものである⁹⁹。すると,1994~99 年の間で共同研究は 330 件で,全体の約 5%を占めている。また,その件数は合併後に増加傾向にあることが分かる。したがって,合併におけるシナジー効果がこうした共同研究によって生じるとすれば,その効果が表れるには時間がかかることを示唆している。ちなみに,合併以前には,化成と油化との共同研究は全く行われていない。

	出願年	出願件数	共同研究	%
	1994	391	4	1.0%
	1995	1254	10	0.8%
	1996	1341	36	2.7%
	1997	1447	78	5.4%
	1998	1326	88	6.6%
_	1999	1154	114	9.9%
	総計	6913	330	4.8%

表 4-23 共同研究の推移(本体)

表 4-24 は本体での共同研究に注目しているが, 化成出身者と油化出身者との共同研究は関係会社でも行われる可能性がある。そこで,表 5-2 は関係会社に属する発明者を含む特許出願も対象にして, 共同研究の推移をまとめたものである。すると, グループ全体では共同研究は 381 件となっており, 本体だけと比べると約 50 件増加している。これは, 化成と油化の発明者が移動した日本ポリケムの影響であると予想される。

表 4-24 共同研究の推移(「本体,本体⊣	⊦ 関係会社,	関係会社)
-----------------	---------	---------	-------

出願年	出願件数	共同研究	%
1994	508	4	0.8%
1995	1727	10	0.6%
1996	1871	38	2.0%
1997	1899	86	4.5%
1998	1897	122	6.4%
1999	1722	121	7.0%
総計	9624	381	4.0%

そこで,日本ポリケムでの共同研究に注目してみる(表 4-25)。すると,特許出願 298 件のうち,47 件が共同研究であり,全体の約 16%と非常に高い水準となっている。したがっ

⁻

^{99 1994}年の出願件数が少ないのは,10月1日以降の出願が対象だからである。また,合併前に 化成(関係会社を含む)と油化の両方に所属していた発明者を含む出願23件を除いている。

て,日本ポリケムに化成出身者と油化出身者が移動し,そこで共同研究が行われたといえる。

表 4-25 日本ポリケムでの共同研究の推移 (日本ポリケム,日本ポリケム+本体,日本ポリケム+関係会社)

出願年	出願件数	共同研究	%
1996	11	1	9.1%
1997	73	5	6.8%
1998	107	34	31.8%
1999	107	7	6.5%
総計	298	47	15.8%

本体だけでなく,日本ポリケムでも共同研究が行われたことが明らかになったが,さらにどの事業所で共同研究が行われたのか確認する。表 4-26 は,共同研究に参加した発明者の所属をまとめたものである。サンプルは,出願×発明者となっており,同じ発明者でも複数回カウントされており,以下のことが分かる。第一に,横浜総合研究所と筑波総合研究所が多い。これは,両事業所間で発明者が移動したことと関係しているのかもしれない。第二に,四日市事業所が筑波総合研究所よりも多くなっている。これは,そもそも四日市には化成と油化の事業所があったので,そこに属していた研究者が集まったためだと考えられる。

表 4-26 共同研究に参加した発明者の所属

A NIZ	丰 业公	7V. 5D +v. 4L	
企業	事業所	発明者数	%
三菱化学	横浜総合研究所	544	41.8%
	四日市事業所	256	19.7%
	筑波総合研究所	175	13.5%
	黒崎事業所	84	6.5%
	筑波事業所	36	2.8%
	水島事業所	36	2.8%
	茅ヶ崎事業所	16	1.2%
	坂出事業所	12	0.9%
	直江津事業所	8	0.6%
	本社(丸の内)	6	0.5%
	東京支社	3	0.2%
	鹿島事業所	2	0.2%
	小田原事業所	1	0.1%
	計	1179	90.6%
日本ポリケム	四日市事業所	99	7.6%
	川崎技術センター	13	1.0%
<u> </u>	計	112	8.6%
化成オプトニクス	小田原事業所	10	0.8%
総計		1301	100.0%

では、出身企業の異なる研究者間での共同研究と発明者の移動は関係があるのであろうか。表 4-27 は共同研究に参加した発明者の所属と、それらの発明者が合併前後で移動したのかどうかとの関係をまとめたものである。共同研究に参加した発明者は延べ 1179 人おり、

そのうち移動を経験した発明者は延べ 664 人であり、全体の 56%となっている。また、四日市だけは移動ありの割合が 50%を切っているが、これは元々四日市には化成と油化の事業所があったためだと予想される。以上の結果は、共同研究が事業所を移動した発明者を中心に行われたことを示している。したがって、合併によって、出身企業の異なる研究者間での共同研究が自然と行われるようになるのではなく、そうした研究者を企業内で再編成し、一つの場所にまとめることで共同研究が行われるようになるのかもしれない。

% 事業所 総計 あり <u>なし</u> 横浜総合研究所 544 304 240 56% 四日市事業所 116 140 256 45% 筑波総合研究所 80 95 175 54% 黒崎事業所 58 26 84 69% 筑波事業所 23 13 36 64% 水島事業所 30 36 83% 6 茅ヶ崎事業所 16 16 100% 坂出事業所 7 12 58% 664 515 1179 56%

表 4-27 共同研究と発明者の移動100

4.5.2 共同研究の技術分野

本節では,出身企業の異なる研究者間での共同研究がどのような分野で行われたのかを確認する。3節の分析からは,合併前後で本体は高分子等の研究開発を縮小する一方で,情報記録や電子写真の研究開発を拡大したことが分かった。そこで,情報記録や電子写真といった分野の合併後の特許出願と共同研究との関係に注目する。

表 4-28 は共同研究の技術分野をセクションレベルでまとめたものである。「本体のみ」とは発明者の所属が本体のみ(三菱化学)である特許出願を対象にしたものである。「グループ」では発明者の所属が関係会社である特許出願も含めている。やはり最も共同研究が行われたのは化学であり,グループでは 217 件,本体では 183 件となっている。一方,物理学でもグループ,本体ともに 82 件の共同研究が行われている¹⁰¹。したがって,合併後に研究開発を拡大した分野で共同研究が行われていることが分かる。

^{100 %}は移動ありの割合を示している。

¹⁰¹ これは,この分野では関係会社では共同研究が行われていないことを意味する。

表 4-28 共同研究の技術分野(セクション)

IPC	内容		グループ			本体のみ		
IFC	四台	出願件数	共同	%	出願件数	共同	%	
Α	生活必需品	352	4	1.1%	233	4	1.7%	
В	処理操作など	2225	40	1.8%	986	30	3.0%	
С	化学など	3708	217	5.9%	3138	183	5.8%	
D	繊維など	53		-	37		-	
Ε	固定構造物	387		-	109		-	
F	機械工学など	350	14	4.0%	133	9	6.8%	
G	物理学	1872	82	4.4%	1734	82	4.7%	
Н	電気	677	24	3.5%	543	22	4.1%	
	総計	9624	381	4.0%	6913	330	4.8%	

次に,技術分野をサブクラスレベルにして,共同研究の技術分野をみてみる(表 4-29)。ここで,サンプルとなっている技術分野は,グループと本体の両方で共同件数が多い10分野に,物理学に属するG11BとG03Fを加えたものである。物理学では電子写真と光学で共同研究が行われているが,情報記録ではほとんど行われていないことが分かる。これはそもそも(合併前に)油化が情報記録の特許出願が8件しかないためである(表 4-5)。

ただし、電子写真で 60 件近くの共同研究が行われていることは注目すべき点といえる。それは、C08F と比較すると分かる。C08F(高分子)では、化成は 216 件、油化は 348 件と両社とも積極的に出願しており、共同研究の機会は多いといえよう。しかし、G03G(電子写真)では、化成は 408 件、油化は 50 件となっている。当然だが、出願件数が少ないことは、発明者の数も少ないことを意味する。よって、G03G では油化の発明者は少ないにもかかわらず、合併後には C08F と同じ水準で共同研究が行われたのである。これは、(合併前に)油化で G03G の研究開発を担当した発明者が、合併おけるシナジー効果という意味では、非常に重要な役割を果たしたことを示唆する。さらに、企業間での技術的な重複の程度が高ければ、それだけシナジー効果が生まれるのではなく、技術的な重複の程度が低くても、少数の発明者がより大きなシナジー効果をもたらす可能性があることを示唆している。

また、4節では三菱化学はポリオレフィン事業を日本ポリケムに集約し、研究者の移動も行われたことが示された(表 4-20)。しかし、表 4-29 を見ると、高分子等の共同研究は本体でも積極的に行われたことを示している。

表 4-29 共同研究の技術分野 (サブクラス)

LDC	ф ф		グループ			本体のみ			
IPC	内容	出願件数	共同	%	出願件数	共同	%		
C08F	炭素 - 炭素不飽和結合のみが関与する反応に よってえられる高分子化合物	401	59	15%	368	53	14%		
G03G	エレクトログラフィー;電子写真;マグネトグ ラフィー	514	59	11%	499	59	12%		
C08L	高分子化合物の組成物	602	36	6%	353	10	3%		
C08G	炭素 - 炭素不飽和結合のみが関与する反応以外 の反応によって得られる高分子化合物	285	29	10%	274	29	11%		
CO7C	非環式化合物または炭素環式化合物	659	27	4%	654	27	4%		
C09B	有機染料または染料製造に密接な関連を有する 化合物	107	17	16%	107	17	16%		
C07D	複素環式化合物	179	15	8%	179	15	8%		
HO1M	化学的エネルギーを電気的エネルギーに直接変 換するための方法または手段	278	15	5%	259	14	5%		
B32B	積層体, すなわち平らなまたは平らでない形状 の層から組立てられた製品	632	14	2%	148	7	5%		
G02B	光学要素,光学系,または光学装置	125	13	10%	121	13	11%		
G11B	記録担体と変換器との間の相対運動に基づいた 情報記録	612	2	0%	581	2	0%		
G03F	フォトメカニカル法による凹凸化又はパターン 化された表面の製造	324	2	1%	323	2	1%		
	総計	9624	381	4%	6913	330	5%		

4.6 まとめ

本稿では,三菱化学の合併を対象にして,合併の研究開発の影響を分析してきた。特に, 特許の発明者データを利用して,合併前後での各発明者の所属を事業所レベルで特定し, 出身企業の異なる研究者間での共同研究や,合併前後での研究者の移動もみてきた。そして,分析結果から以下の点が明らかになった。

第一に,合併後に出願件数が一時的にかなり減少していることである。これは,合併後の研究テーマの見直しや合併に伴う混乱のためであると予想される。これは,他の対等的な合併でも見られる(山内・長岡 2008) 102 。

第二に,合併後に本体では特許出願が減少し,関係会社では増加していることである(合併前 10 年で関連会社のシェアは 10%から 30%に増加した)。また,これは,合併後に本体から関係会社に研究者が移動していることを反映している。一方,合併前には本体から関係会社への研究者の移動はほとんど見られなかった。これらの結果は,合併の研究開発への影響を分析する際には,親会社と関係会社を含めた,グループレベルでの分析が必要であることを示唆している。

第三に,特許シェアの分析からは,日本特許と米国特許では後者でのシェアが大幅に小さいことに加えて(日本の 10 分の 1 くらいという分野が多い),異なる傾向が見られたことである。日本特許の場合,本体では高分子のシェアは減少し,情報記録や電子写真のシェアは増加している。一方,米国特許の場合,情報記録のシェアは増加しているが,電子写真のシェアでも減少している。国内と比べて世界的に研究開発競争がより厳しくなっていることを示唆している。ただし,三菱化学は他の競合企業とは異なり,最終製品を製造していないので,今後はより詳細な技術分野での分析が必要である。

また,こうした化学分野での特許出願の減少は,合併による市場支配力の大幅な強化はなかったとすると,合併による合理化効果と解釈できる¹⁰³。合併後に新規分野への出願が拡大されており,合併後に大幅な研究開発の再編が行われたことを示唆している。

第四に,合併後に化成出身者と油化出身者との共同研究が徐々に増加し,長期的には大幅に拡大していることである。合併から5年後の1999年では全体の出願件数のうち約1割が共同研究によるものである。これは,合併におけるシナジー効果に関して,共同研究が重要であること,及びそうした効果が現れるには時間がかかることを意味している。したがって,合併の効果を検証するためには,合併後ある程度の期間をみることが必要である

¹⁰² 山内勇・長岡貞男 (2008)「企業再編が出願及び研究開発動向に与える影響:ケーススタディによる実証分析」,知的財産研究所編『平成 19 年度我が国企業等における産業財産権等の出願行動等に関する調査報告書』。

¹⁰³ 国内市場のシェア(エチレンの生産能力シェア)が合計で22%にとどまること,及び輸入競争の存在等から,公正取引委員会は化成と油化の合併を認可している。また,3節で見たように,米国特許のシェアをみると当該企業だけではなく,上位企業の多くがこの時期にシェアを低下させており,長期的な研究開発競争の激化を示唆している。

ことが示唆される。さらに,共同研究が行われるには,研究者の事業所間の移動が重要であること及び技術的な重複の程度の低い分野でも共同研究が行われたことも分かった。

また,本稿には幾つかの課題もある。一つは,発明者の生産性の変化である。合併によって研究者の生産性が高まったのかどうかを検証する必要がある。山内・長岡 (2008) では,合併によって特許出願が増加することが示されたが,三菱化学を対象にして発明者レベルでも確認するのである。また,共同研究によって生み出された発明の質が他の発明よりも高いのかどうかにも注目すべきかもしれない。

もう一つは,引用データを利用した分析である。合併後に化成出身者が油化の特許を引用する傾向が高まれば,これは合併後に知識の共有が促進され,シナジー効果を生じていると解釈することもできるだろう。よって,今後は共同研究だけでなく,引用の傾向にも注目して,シナジー効果の存在を明らかにすることが考えられる。

参考 事例要約集

(1996年以降の米国連邦取引委員会(FTC)及び司法省反トラスト局(DOJ)が「Complaint」を出した事例であって,研究・開発ないしイノベーションへの悪影響が特に述べられたもの)

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	・・・・・・・・ 注) 「高度集中 」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	 評価するにあたり言及された指標が示されてい	 に挙げられた要因	
			వ .		
FTC	カルバマゼピン速放	米国	関連製品の供給を行っているのは, Taro (シェア	開発と FDA 認可に	a. Sun・Taro 間のカルバマゼピン速
Sun Pharmaceutical	性錠剤(ジェネリック		51%), Sun (シェア 18%), Teva Pharmaceutical	は少なくとも2年か	放性錠剤(ジェネリック品)とカル
Industries による Taro	品)の研究・開発・製		Industries (シェア 27%), Apotex (シェア 1%)の	かる。関連市場の規	バマゼピン口腔内崩壊錠(ジェネリ
Pharmaceutical	造・販売		4 社のみである。関連市場は既に高度に集中して	模は,潜在的新規参	ック品)の研究・開発・製造・販売
Industries	[参考]		いる。取得により HHI は 3766 から 5653 に増加す	入者にとっては ,相	市場における現実・直接・実質的競
の全議決権取得			వ 。	対的に小さく ,縮小	争が消滅し ,これにより Sun が一方
Docket No. C-4230	カルバマゼピン口腔		関連製品の供給を行っているのは,Teve(シェア	傾向にあって ,販売	的に市場力を行使する可能性が増
(Complaint 12 August	内崩壊錠(ジェネリッ		65%), Taro (シェア 30%), Sun (シェア 4%)の	機会が限られてい	大し ,いずれかの競争者の間で協調
2008)	ク品) の研究・開発・		3 社のみである。取得により HHI は 5202 から 5456	る。	的相互作用が行われる可能性が増
	製造・販売		に増加する。		大し ,顧客が高い価格を支払わなけ
	[参考]				ればならなくなる可能性が増大す
	カルバマゼピン徐放		Sun と Taroh は各々 ,関連製品について FDA 認可		ప .
	性錠剤(ジェネリック		を待っている。この2社のみがNovartis 製同種商		b. Sun・Taro 間のカルバマゼピン徐
	品)の研究・開発・製		品の高位ランク(AB-rated)代替品を開発してい		放性錠剤(ジェネリック品)の製
	造・販売		る。取得により関連製品市場で独占が創出される		造・販売市場において FDA 承認が
	[参考]		ことになる。		おりれば生じるものと期待される

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
					現実・直接・実質的競争が消滅し,
					これにより Sun が一方的に市場力
					を行使する可能性が増大し ,顧客が
					高い価格を支払わなければならな
					くなる可能性が増大する。
FTC	養鶏施設用 Georgia 98	米国	高度集中 (HHI)。Schering と Akzo のみが現時点	開発期間が長く,	a. Schering・Akzo 間の現実・直接・
Schering-Plough によ	鳥類伝染性気管支炎		で供給している。取得によって独占が作り出され	USDA 承認が必要	実質的競争が消滅する。
ර Organon	株ウィルス予防治療		ることになる。	であり ,顧客の認知	b. 当事企業の一方的に価格を上げ
BioSciences (Akzo	用生ワクチンの研			を獲得するという	る能力が増大する。
Nobel 子会社)の取得	究・開発・製造・販売			障害を克服する必	c. 当事企業のサービスないし商品
Docket No. C-4211	養鶏施設用パスツレ		高度集中(HHI)。Schering と Akzo は現在,供給を	要がある。	を改良するインセンティブが減少
(Complaint 28	ラ・マルトシダ家禽コ		している3社のうちの2社に当たる。当事企業の		する。
December 2007)	レラ予防治療用生ワ		販売シェアは合計で 80%を超える。		
	クチンの研究・開発・				
	製造・販売				
	養鶏施設用鶏マイコ		高度集中(HHI)。Schering と Akzo は主要供給者		
	プラズマ病予防治療		である。Akzo がリーディング企業であって ,		
	用生ワクチンの研		Schering がこれに対して競争している。合計の販		
	究・開発・製造・販売		売シェアは 72%を超える。		

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注) 「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
FTC	連続フィラメント・マ	北米	Owens と Saint Gobain は関連製品業界で製品販売	[詳細な説明なし]	a. Owen・Saint Gobain 間の現実・直
Owens Corning によ	ップと関連する技術		についても技術的にもリーディング企業である。		接・実質的な競争が消滅する。
る Saint Gobain の取	の デ ザ イ ン (開 発		Owens と Saint Gobain は売上げの 90%超を占め		b. 関連製品の開発者間のイノベー
得	[Analysis])・製造・販		る。他の供給者として唯一 , PPF Industries がいる		ション競争が減少する(これには,
Docket No. C-4210	売		(10%以下)。		関連商品及び当該商品応用品の研
(Complaint 4					究開発計画と遅延・計画変更が含ま
December 2007)					れる)。
					c. 関連市場の集中度が実質的に増
					し,協調の可能性が増加する。
					d. 当事企業の一方的に市場力を行
					使する能力が増大する。
FTC	脊椎圧迫骨折低浸潤	米国	Kyphone 製品が市場の 90%を占める (販売高べー	関連製品を開発し,	a. Kyphone・DiscOtech 間の現実・直
Kyphone にょる	性治療製品の研究・開		ス)。DiscOtech が最近,販売を開始した関連製品	必須知的財産権を	接的・実質的競争が消滅する。
Disc-O-Tech Medical	発・製造・販売		は新規性の高い商品であって,近いうちに	迂回ないし取得し,	b. Kyphoneの一方的に価格を上げる
Technologies \succeq			Kyphone に対する実質的でユニークな競争品とな	FDA 認可を取得し,	能力が増大する。
Discotech Orthopedic			り実質的にそのシェアを侵食しそうな唯一の商	販売のための基礎	c. 研究・開発が減少する。
Technologies の資産			品である。他に Medtronic , Spineology のものを含	を確立するには,2	
取得			む競争品が存在するが , これらのいずれも近いう	年をかなり超える	
Docket No. C-4201			ちに競争上の脅威を Kyphone に与える見込みは	時間がかかる。	

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
(Complaint 5 October			ない。このほかにも数社が関連市場への参入を試		
2007)			みているものの , DiscOtech 製品と比べると時間		
			的に遅れを取っており ,これに比する成功を収め		
			るものとは考えられない。		
FTC	モノフィラメント釣	米国	関連製品の製造・流通・販売に係る市場は高度に	ブランドを確立し,	a. Jarden・K2 間の現実・直接・実質
Jarden による K2 の取	り糸の研究・開発・製		集中している(HHI)。Jarden が支配しており,K2	販売を促進するた	的競争が消滅する。
得 Docket No. C-4196	造・販売		が最有力の競争者である。	めに高い埋没費用	b. 当事企業の一方的に価格を上げ
(Complaint 8 August				が必要であり ,この	る能力が増大する。
2007)				額は市場構造と販	c. 当事企業のサービスないし品質
				売機会に見合わな	を改良するインセンティブが減少
				ι1 ₀	する。
					[Analysis では,「イノベーション・
					開発インセンティブが減少する」と
					も述べられている。]
DOJ	遺伝子改良綿花種子	米 国	DPL は米国における遺伝子改良綿花種子の最大	施設と専門能力が	a. 関連市場の開発・製造・販売に係
Monsanto と Delta and	の開発・商用化・販売	中南	の供給者であり,Monsanto は第2位である。	必要であり ,これを	る競争が実質的に減殺される。
Pine Land (DPL)の合		部・南	中南部シェア: DPL 79% Monsanto 17% 合併後	取得するには長い	b. 綿農家が遺伝子改良綿花種子に
併		東部	95%	年月と数千万ドル	ついて選択肢が減り価格が上がる
1:07CV00992			南東部シェア:DPL 87% Monsanto 8% 合併後	の投資が必要であ	という被害を受ける。

	商品市場	地	理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的	市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場		評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
				వ .		
(Complaint 31 May				95%	る。	[左記参照]
2007)				中南部 HHI:合併後 9910 (3310 増)		
				南東部 HHI:合併後 9184 (1489 増)		
				DPL は米国内で研究・交配施設を 8 施設有し ,米		
				国外では5施設を保有する。交配能力では米国最		
				大である。		
				DPL は Monsanto の技術を用いた製品開発を行っ		
				てきた。もっとも , Monsanto の種子技術を他社種		
				子で取って替える戦略を DPL は追及している。		
				DPL は Sygenta を始めとする他社と共同開発をし		
				てきた。Sygenta の技術と組み合わせて共同開発		
				された商品は 2009 年初には DPL によって販売が		
				開始される見込みであり ,DPL はこの販売から純		
				技術料中 70%の収入を得る予定である。合併によ		
				り,DPL は Monsanto から独立した他社のパート		
				ナーとして ,Monsanto と競争するだろう種子の開		
				発者ではなくなる。DPL が現在 Sygenta 技術を用		
				いて行っている開発・商用化努力は , 相当に遅ら		
				せられるか ,妨げられるかするだろうと考えられ		

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
			る。さらに , 合併により , Monsanto と競合関係に		
			立っただろう他の種子技術の開発も遅延させる		
			ことになる見込みがある。		
FTC	市販 H-2 ブロッカー	米国	高度集中(HHI,上位2社·4社集中度)。販売高	商品開発,認可取	各関連市場において,
Johnson & Johnson に	の研究・開発・製造・		は , J&J・1 位 , Pfizer・2 位であって合計販売シ	得,ブランド確立,	a. 現実・直接・実質的競争を消滅さ
よる Pfizer 消費者向	販売		ェアは 70%である。取得により集中度は顕著に増	販売促進のために	せる。
健康管理部門			大する。	多額の埋没費用が	b. 当事企業が価格を一方的に上昇
(Consumer Healthcare	市販ヒドロコルチゾ		高度集中(HHI,上位2位·4位集中度)。販売高	かかり , この額は現	させる能力を増大させる。
Division) に係る議決	ンかゆみどめ製品の		は Pfizer・1 位 , J&J・2 位であって , 合計販売シ	在の市場構造と販	c. 当事企業がサービス・品質を改良
権と資産の取得	研究・開発・製造・販		ェアは 55% である。 取得により集中度が顕著に増	売機会に見合わな	するインセンティブが減少する。
Docket No. C-4180	売		大する。	い。さらに,小売業	[Analysis では「新製品を開発し革新
(Complaint 12	市販夜間睡眠促進剤		高度集中(HHI,上位2位·4位集中度)。販売高	者に自社の商品を	する (innovate) するインセンティ
December 2006)	の研究・開発・製造・		は Pfizer・1 位 , J&J・2 位であって , 合計販売シ	取り扱うよう説得	ブが減少する」とも述べられてい
	販売		ェアは 45% である。 取得により集中度が顕著に増	するという困難な	る。]
			大する。[Analysis:当事企業の製品は近接した代	仕事をする必要が	
			替物である。]	ある。	
	市販オムツかぶれ治		高度集中(HHI,上位2位・4位集中度)。販売高		
	療薬の研究・開発・製		は Pfizer・1 位 , J&J・3 位であって , 合計販売シ		
	造・販売		ェアは約 50% である。 取得により集中度が顕著に		

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
			増大する。[Analysis:当事企業の製品は近接した		
			代替物である。]		
FTC	高性能遠心分離真空	米国	実質的な供給者は2社であるところ,この2社が	効果的に参入する	a. 唯一の実質的な競争者としての
Thermo Electron によ	蒸発装置の研究・開		統合されることになり ,実質的に独占者が創出さ	には,製品開発が必	Fisher を消滅させる。
ර Fisher Scientific	発・製造・販売・サー		れることになる。Thermo と Fisher はそれぞれ約	要であり ,その後に	b. Thermo・Fisher 間の現実・直接・
International の取得	ビス		30%と 70%の市場シェアを占め,これまで価格,	は製造能力と市場	実質的な競争であって,直接に製
Docket No. C-4170			サービス , プロダクト・イノベーションについて	の認知を備える必	品・サービス・プロダクトイノベー
(Complaint 17 October			競争してきた。他企業として唯一,Martin Christ	要がある。市場規模	ションについて次善の代替品とし
2006)			がいるものの,米国内の販売は些少であり,合併	は小さく利益機会	て競争が行われているものを消滅
			の後に十分に販売量を増やすとは考えられない。	は小さい。	させる。
					c. Thermo が一方的に価格を上げる
					能力を増大させる。
					d. Thermo が関連製品のイノベーシ
					ョンとサービス向上に投資するイ
					ンセンティブを減じさせ , このこと
					によりプロダクトイノベーション
					とサービスに悪影響が生じる。
FTC	乳房腹臥位式定位生	米国	関連製品の実質的な供給者は当事企業2社だけだ	関連製品を開発す	a. 関連市場における唯一の実質的
Hologic にょる	検システムの製造・販		ったのであって ,取得により独占者に近いものが	るには高い知的財	競争者を消滅させた。

	商品市場	地	理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的	市	注) 「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場		評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
				వ .		
Fischer Imaging の資	売			作り出された。他の供給者として Giotto USA が	産権の障壁を克服	b. Hologic・Fischer 間の現実・直接・
産取得				いるものの , 3 年前に米国市場に参入して以来の	する必要がある。当	実質的競争を消滅させた。取得前に
Docket No. C-4165				販売高は些少なものにとどまっている。	事者が強力で広範	は両者は,最も近い代替品を提供
(Complaint 9 August					な知的財産権ポー	し,価格,サービス,プロダクト・
2006)					トフォリオを有し	イノベーションについて直接に競
					ている。	い合っていた。
					研究開発と規制上	c. Hologic が関連製品について一方
					の障害を乗り越え	的に価格を上げる能力を増大させ
					る必要がある。知ら	た。
					れていない製品を	d. Hologic が関連製品のイノベーシ
					もって市場で認知	ョンとサービス向上のために投資
					を得るのは困難で	するインセンティブが減少し ,これ
					ある。研究開発製造	によりプロダクト・イノベーション
					設備を備え ,営業人	とサービスに悪影響を与えた。
					員を雇って教育し,	
					製品の使用期間に	
					わたるサービスを	
					提供する体制を整	
					える必要がある。	

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
DOJ	錫製品の開発・製造・	米 国	合併により集中度が実質的に高まる。	新規に参入するの	a. 競争が全般的に実質的に減殺さ
Mittal Steel による	販売	東部	上位 2 社合計シェア(Mittal を含む): 合併前 75%	は,製造設備(高額	れる。
Arcelor の取得			合併後 81%	で設計におよそ2年	b. Mittal・Arcelor 間の現実的・潜在
1:06CV1360-ESH			HHI:合併後 3552 (412 増)	かかる) が必要であ	的競争が消滅する。
(Complaint 1 August				ること ,技術を有さ	c. 価格上昇・品質低下・技術開発の
2006)				ないこと ,費用が埋	減少・配送条件の悪化が見込まれ
				没する性格のもの	る。
				であることのため	
				に難しい。米国東部	
				への出荷や出荷の	
				増大は ,配達リード	
				タイムの長さと ,既	
				存企業が外部に有	
				する市場で受容が	
				増大しつつありこ	
				れを放棄すること	
				に消極的であるこ	
				とから困難である。	
FTC	冠動脈薬剤溶出ステ	米国	BSC は現在 ,関連製品を販売している 2 社のうち	関連製品を開発し,	a. 冠動脈薬剤溶出ステント(DES)

	商品市場	地	理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的	市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場		評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
				వ .		
Boston Scientific	ント (DES) の研究・			の1社である(もう1社は Johnson & Johnson)。	決定的に重要な知	の供給者3社のうち2社の間の潜在
(BSC)による Guidant	開発・製造・販売			少なくとも3社が関連製品の研究開発を手掛けて	的財産権について	競争を消滅させる。
の取得				おり (Guidant, Abbott Laboratories, Medtronic), 2	迂回開発あるいは	b. 経皮経管冠動脈形成バルーン血
Docket No. C-4164				~3 年内に米国内で販売する許可を FDA から得	ライセンス許諾獲	管形成術 ,冠動脈ガイドワイヤーの
(Complaint 21 July				る見込みである。	得を行い ,FDA 認可	研究・開発・製造・販売に係る市場
2006)				Rapid exchange を用いた関連製品をカバーする知	を受け ,販売を行う	において ,BSC・Guidant 間の現実・
				的財産権にアクセスできるのは,3 社のみである	には,2年以上の時	直接・実質的競争が消滅する。
				(BSC, Guidant, Johnson & Johnson)。現在販売	間が必要である。	c. 植込型除細動器の研究・開発に係
				されている関連製品の 70% が Rapid exchange を用		る市場において, Cameron・Guidant
				いており ,この割合は急速に伸びると予想されて		間の現実・直接・実質的競争が ,BSC
				いる。		の Cameron の支配と情報授受によ
	経皮経管冠動脈形成			高度集中(HHI)。BSC と Guidant が関連製品を供		って , 消滅する。これにより , この
	バルーン血管形成術			給する4社中の2社に当たる。BSCが支配的であ		市場でイノベーションが減少する。
	の研究・開発・製造・			り,Guidant と合計すると販売シェアは 90%を超		BSC/Cameron と Guidant の間の関
	販売			える。		連製品の製造・販売に係る潜在的競
	冠動脈ガイドワイヤ			高度に集中している。当事企業が合計で85%のシ		争が , BSC の Cameron の支配と情
	ーの研究・開発・製			ェアを有し , 他社 (J&J , Medtronic , Abbot) がそ		報授受によって,消滅する。これに
	造・販売			れぞれ 5%のシェアを占めている。		より, Cameron による新製品の投入
	植込型除細動器の研			Guidant と Medtronic , St.Jude Medical のみが関連		が遅延あるいは放棄される可能性

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
	究・開発・製造・販売		製品の相当量の販売を行っている。Cameron が研		が高まるとともに , Cameron が参入
			究開発を行い,2~3年内に FDA 認可を受ける見		していたらあり得た価格競争の活
			込みである。BSC は Cameron の株式を取得し,		発化が遅れあるいは消滅する。
			同社との合併を計画する合意を締結したところ		d. 関連市場において合併企業が価
			である。これにより , BSC は同社を取得するオプ		格を一方的に上げる能力が増大す
			ションを獲得した。契約により , Cameron は BSC		3 .
			に非公開で競争に強い関係のある情報を提供し,		e. 関連市場において ,研究開発が減
			BSC は Cameron の経営に関与できる。		少する。
FTC	薬剤溶出ステント	米国	現時点で本商品を米国で販売しているのは2社の	関連製品を開発し,	a. [DES] Rapid Exchange delivery
Johnson & Johnson C	(DES)の研究・開発・		みであり, J&J はその 1 社である(もう 1 社は	これら機器にとっ	system にアクセスすることのでき
よる Guidant の取得	製造・販売		Boston Scientific Corporation)。Guidantを含む少	て決定的に重要な	る DES 供給者3者中2者間の潜在
Docket No. C-4154			なくとも3社が研究開発を行い2~3年内にFDA	知的財産権を迂回	競争が消滅する。
(Complaint 2			から販売認可を受ける準備が整っている。現在,	しないしライセン	b. 内視鏡下血管採取機器と基端吻
November 2005)			Rapid exchange delivery system(関連製品の 70%に	スを受け ,FDA 認可	合アシストデバイスの研究・開発・
[不実施]			用いられている技術)を用いたバージョンを提供	を得るには2年を	製造・販売に係る現実・直接及び潜
			できるのは , J&J , Guidant , Boston Scientific のみ	超える相当の期間	在競争が消滅する。
			であって , この他には , 現在 , 関連製品の 70%に	を要する。	c. 関連市場において合併企業が一
			用いられている特許に係るライセンスを有し,あ		方的に価格を上げることができる
			るいはこれにアクセスできる会社が存在しない。		可能性が増加する。

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注) 「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
	内視鏡下血管採取機		J&J と Guidant 以外には本市場には競争者が存在		d. 関連市場における研究開発が減
	器の研究・開発・製		しない。Terumo が FDA 認可を 2005 年 1 月に取		少する。
	造・販売		得したものの ,両者が未だに市場を支配し米国市		
			場における販売高の 100%を占めている。		
	基端吻合アシストデ		高度集中(HHI)。市場において競争しているのは		
	バイスの研究・開発・		3 社のみであり, J&J と Guidant はこのうちの 2		
	製造・販売		社である。Guidant がマーケットリーダーであり,		
			Guidant とJ&J の合計シェアは95%である。		
FTC	産業用液体コーティ	北米	当事企業 2 社が主要な供給者であって,過去 10	アミノ樹脂全般に	a. 関連市場の集中度を実質的に増
Cytec Industries によ	ング用アミノ樹脂の	(米	年の間,米国における販売高の 90%を占めてき	わたって当事企業	大させる。
る UCB の事業取得	研究・開発・製造・販	国に	<i>t</i> =.	と競争する必要が	b. 関連市場における唯一の実質的
Docket No. C-4132	売	限ら	HHI: 8000 超(約 4000 増)	ある。必要な能力を	な競争者である UCB を消滅させ
(Complaint 28	ゴム接着増進用アミ	れる		備えるには時間が	ప .
February 2005)	ノ樹脂の研究・開発・	可能		かかる。事業範囲・	c. 関連市場における価格上昇とイ
	製造・販売	性も		規模を達成するこ	ノベーションの減少をもたらす。
		ある)		とが困難である。	
FTC	癌性疼痛用処方薬の	米国	Cephalon が関連製品の研究・開発・製造・販売に	規制・技術・特許ほ	a. 関連製品の製造・販売に係る
Cephalon & CIMA	製造・販売		係る市場を支配している。同社の製品が FDA 認	かの知的財産権な	Cephalon・CIMA 間の潜在的競争が

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
LABS の合併	[参考]		可を受けた唯一の癌性疼痛薬である。CIMA は治	どによる参入障壁	消滅し,これにより合併企業の一方
Docket No.C-4121			験中(Phase III)であって ,参入者として最も良い位	が相当程度にある	的に関連製品の価格を上げる力が
(Complaint 12			置にいる。他者も開発努力をしているものの , 失	ために , ブランド品	増大する。
September 2004)			敗し , あるいは , CIMA よりはるかに遅れている	にしてもジェネリ	b. CIMA 製品の市場への投入が遅く
			段階にある。	ック品にしても ,開	なり , あるいは , 放棄され , このた
				発して FDA 認可を	めに CIMA が参入したらあり得た
				得るには少なくと	価格競争が遅延あるいは消滅する
				も2年かかる。	可能性が増大する。
					c. 効果的にジェネリックが参入す
					る可能性が減少する。
FTC	標準 Χ 線キャビネッ	米国	高度集中。当事企業2社が主要な供給者である。	参入は,研究開発,	GE・InVision 間の現実・直接・実質
General Electric (GE)	トの研究・開発・製		取得により集中度が相当程度増大し,GE が支配	サービス・サポート	的競争が消滅し,これにより GE が
による InVision	造・販売		的な供給者になる。	体制の確立 ,ブラン	一方的に市場力を行使する可能性
Technologies の取得				ド確立のために ,費	が増大し ,現在ある品質改良とイノ
Docket No. C-4119				用と時間がかかり、	ベーションを更に行うインセンテ
(Complaint 9				難しい。小規模競争	ィブが減少し ,関連製品の顧客がよ
September 2004)				者の拡大は ,サービ	り高い価格を支払わざるを得なく
				ス・サポート体制の	なる可能性が増大する。

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
	自動欠陥検出認識機		高度集中。当事企業2社が主要な供給者である。	確立とブランド確	GE・InVision 間の現実・直接・実質
	能付 X 線装置の研		取得により集中度が相当程度増大する。取得によ	立にかかる時間と	的競争が消滅し,これにより GE が
	究・開発・製造・販売		リ GE の唯一の力をもった供給者が除去され,独	費用のために難し	一方的に市場力を行使する可能性
			占に近いものが作り出される。	l I.	が増大し ,現在ある品質改良とイノ
					ベーションを更に行うインセンテ
					ィブが減少し ,関連製品の顧客がよ
					り高い価格を支払わざるを得なく
					なる可能性が増大する。
	高エネルギーX 線発		高度集中。当事企業 2 社が主要な供給者である。		GE・InVision 間の現実・直接・実質
	生装置の研究・開発・		取得により集中度が相当程度増大し,GE が支配		的競争が消滅し,これにより GE が
	製造・販売		的な供給者になる。		一方的に市場力を行使する可能性
					が増大し ,現在ある品質改良とイノ
					ベーションを更に行うインセンテ
					ィブが減少し ,関連製品の顧客がよ
					り高い価格を支払わざるを得なく
					なる可能性が増大する。
FTC	電力事業用無線自動	米国	高度集中(HHI,上位2社・4社集中度)。	関連製品の研究開	a. Itron・Schlumberger 間の現実・直
Itron にょる	計測システムの研		当事企業 2 社が最大の供給者である。	発には時間と費用	接・実質的競争が消滅する。
Schlumberger	究・開発・製造・販売			がかかる。顧客に受	b. Itron が一方的に市場力を行使す

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
Electricity の取得				け入れられるには	る可能性が高まる。
Docket No. C-4114				時間がかかる。現	c. サービスないし品質を向上させ ,
(Complaint 5 August				在 , 当事企業が所有	更にイノベーションを進めるイン
2004)				する通信プロトコ	センティブが減少する。
				ルが他社を排除す	d. 電力事業者が関連製品に高い価
				る効果をもってい	格を支払わざるを得なくなる可能
				る。小規模な競争者	性が増大する。
				の拡大は ,顧客に受	
				け入れられるよう	
				になり ,当事企業が	
				所有する通信プロ	
				トコルとの相互運	
				用性を確立するた	
				めに必要な時間の	
				ために困難である。	
FTC	Xa 因子抑制剤の研	米国	Aventis が市場を支配しており 92%のシェアを有	製品を開発し FDA	Sanofi・Aventis 間の現実・直接・実
Sanofi-Synthelabo IZ	究・開発・製造・販売		する。Sanofi は最近,市場に参入した。両者は市	認可を受けるには	質的な競争が消滅し,市場における
よる Aventis の買収			場内で関連製品について直近2年の間に成功裏に	少なくとも2年を要	競争が減殺され , これにより当事企
Docket No. C-4112			競争を行うことができる地位にある企業3社中の	する。特許ほかの知	業が一方的に関連製品について価

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	│ │注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	│ │評価するにあたり言及された指標が示されてい	 に挙げられた要因	
			క .		
(Complaint 28 July			2 社に当たる。	的財産権が参入障	格を上げる能力が増大する。
2004)				壁になっている。	
	細胞障害薬の研究・開		Sanofi と Pfizer が関連市場を支配している。 Pfizer		Sanofi が競争品に係る価格設定・予
	発・製造・販売		は Yakult のライセンス契約に基づいて製品を販		想・販売戦略に係る競争を入手し,
			売しており,治験結果については Aventis に依存		鍵である治験結果と重要な知的財
			しこのデータを FDA 認可に用いている。同社は		産権を支配することになることで,
			知的財産権に関しても Aventis との関係に依存し		Sanofi と Pfizer 間の競争が活発でな
			ている。		くなり , これにより一方的反競争効
					果と協調的相互作用が行われる可
					能性が増加し ,顧客が関連製品に高
					い価格を支払わざるを得なくなる
					見込みが増大する。
	不眠症薬の研究・開		Sanofi が市場を支配しており 87%のシェアを有す		競争者たる Sepracor について Sanofi
	発・製造・販売		る。Sepracor が Aventis からライセンスを受けた		が経済上の利害関係を有するよう
			製品(名称: Estrorra)をもって9か月以内に市場		になることで ,関連商品に係る競争
			に参入することを予定している。		が弱まり ,顧客が関連製品に高い価
					格を支払わざるを得なくなる見込
					みが増大する。

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
FTC	宇宙船用単一物質使	米国	高度集中(HHI)。Aerojet と ARC のみが関連製品を	開発 ,必要な製造設	Aerojet・ARC 間の現実・直接・実
GenCorp にょる	用推進スラスターの	注(1)	供給している。取得により独占に近いものが創出	備の取得 ,専門能力	質的競争が各関連市場において消
Atlantic Research	研究・開発・製造・販		される。	の取得 ,経験の蓄積	滅し,これにより,
(ARC)の資産取得	売			に要する時間と費	(i) 各関連市場で擬似独占が創り出
Docket No. C-4099	宇宙船用二液式推進			用のために参入は	される。
(Complaint 14 October	スラスターの研究・開			困難である。	(ii) 各関連市場で Aerojet が一方的
2003)	発・製造・販売				に市場力を行使する可能性が実質
*GenCorp の子会社で	宇宙船用デュアルモ				的に増大する。
ある Aerojet による取	ード推進スラスター				(iii) 各関連市場で現在存在するサ
得。	の研究・開発・製造・				ービスと品質を向上させ,更にイノ
	販売				ベーションを追及しようというイ
					ンセンティブが減少する。
					(iv) 商業・民間・国防関係の顧客
					がより高い価格を関連製品につい
					て支払わなければならなくなる可
					能性が増大する。
	宇宙船用二液式姿勢		高度集中(HHI)。ARC が主要供給者であって,		Aerojet・ARC 間の現実・潜在的競
	制御スラスターの研		米国政府系顧客を含む多くの顧客にとっては		争が消滅し,これにより,
	究・開発・製造・販売		ARC は独占的地位を占めている。Aerojet は現在		(i) 商業・民間・国防関係の顧客が

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
			は関連製品を製造していないものの ,この分野で		将来的に,あり得ただろう価格と比
			相当の専門知識を有しており ,近年にこのスラス		較してより高い価格を関連製品に
			ターを製造したことがあって ,潜在的競争者であ		ついて支払わなければならなくな
			ると考えられる。		る可能性が増大する。
					(ii) 将来的にサービスと品質を向上
					させ ,更にイノベーションを追及し
					ようというインセンティブが減少
					する。
FTC	フィターゼの研究・開	世界	DSM は BASF と , Roche は Novozymes と , フィ	規制により必要と	a. DSM のグループと Roche のグル
Koninklijke DSM によ	発・製造・販売		ターゼ事業について連携している。これら競合す	されている販売承	ープとの間での現実・直接・実質的
る Roche の事業に係			るグループのみが実質的な供給者である。市場は	認を米国その他の	競争が消滅する。
る議決権と資産の取			高度に集中している(HHI)。取得により2つの,	地域で得る必要が	b. DSM が一方的に市場力を行使す
得			事前には独立していたグループが ,結び付くこと	ある。製品を開発・	る可能性が実質的に増大する。
Docket No. C-4098			になる。	製造する専門能力	c. 協調的相互作用が行われる可能
(Complaint 22				を備える必要があ	性が増大する。
September 2003)				る。流通ネットワー	d. サービスと品質を向上させ ,更に
				クを確立する必要	イノベーションをすすめる現在あ
				がある。既存業者が	るインセンティブが減少する。
				特許について[有力	e. 顧客が関連製品により高い価格

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
				な]地位を有してい	を支払わなければならなくなる可
				る。	能性が増大する。
FTC	プロセス工業用連続	世界	高度集中。	評判が顧客の購入	a. AspenTech・Hypotech 間の現実・
Aspen Technology IZ	型フローシート・プロ		もっとも実質的で近接した競争者が統合された。	選択において重要	直接・実質的競争が消滅する。両企
よる Hyprotech の買	セスエンジニアリン		シェア:買収後 67% ~ 80%	である。顧客は,関	業はともに競い合う能力とインセ
ЧΣ	グ・シミュレーション		買収により支配的企業が作り出され得る。	連製品のバグとあ	ンティブを有し,取得前には実際に
Docket No. 9310	ソフトウェア		買収時点において,合併当事企業 2 社と SimSci	り得る過去のデー	価格と製品開発・改良を競い合って
(Administrative	[以下,本欄では「製		が ,一連の本件ソフトウェアを実質的に提供でき	夕紛失による経済	いた。
Complaint 6 August	品」という。]		た。SimSci は 1990 年代半ばからシェアを当事企	的損失を考慮する	b. 関連市場の集中度が増大する。
2003)			業2社に奪われてきていた。	ため ,新規参入者の	c. AspenTech・Hypotech 間の価格競
	石油ガス精製業用製		高度集中。もっとも実質的で近接した競争者が統	サービスに乗り換	争が消滅し ,この結果として価格競
	品		合された。買収により支配的企業が作り出され得	えることには消極	争が減少し , 価格が上がる可能性が
	川下精製工業用製品		వ .	的である。開発と有	ある。
	化学工業用製品			効性の実証 ,信頼性	d. AspenTech・Hypotech 間のイノベ
	空気分離プロセスエ			にかかる評判の確	ーション競争が消滅し , これにより
	業用製品			立に時間と費用が	イノベーション競争が減少し ,製品
	プロセス工業向バッ		高度集中。もっとも実質的で近接した競争者が統	かかる。	開発・改良が停止ないし遅延する可
	チ処理用エンジニア		合された。買収により支配的企業が作り出され得		能性がある。
	リング・シミュレーシ		ప .		e. AspenTech が競争水準を超える水

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
	ョンソフトウェア				準に価格を上げる力が増大する。
	プロセス工業用統合		買収により支配的企業が作り出されうる。		f. AspeTch が関連市場で市場力を獲
	エンジニアリングソ		[統合ソフトとは,複数のプロセス工業を同時に		得する可能性がある。
	フトウェア		営む顧客向けのものである(取引の説明より)。]		g. 他のプロセス・エンジニアリング
					ないしサプライチェーン・ソフトウ
					ェアが Hypotech を取得して,競争
					を活発にすることを妨げる。
					i. オープンな標準設定機関の参入
					障壁をさげる能力を減じて ,イノベ
					ーションを制限するとともに ,第三
					者たる新規参入者が AspenTech の承
					諾なくしてニッチ・アプリケーショ
					ンを提供することを制限する。
FTC	過活動膀胱治療用徐	米国	高度集中。Pharmacia と Johnson & Johnson (J&J)	開発と FDA 認可取	Pfizer・Pharmacia 間の現実・直接・
Pfizer にょる	放処方薬の研究・開		のみが現在販売を行っている。Pfizer が FDA 認可	得に時間がかかる。	実質的競争が研究・開発の市場にお
Pharmacia の資産取得	発・製造・販売		を申請中である。同社は直近2年の間に市場に参	特許ほかの知的財	いて消滅し ,これによりこの市場で
Docket No. C-4075			人し成功裏に競争できるだろう 2 社のうちの 1 社	産権が相当の参入	イノベーションが減少するととも
(Complaint 11 April			である。	障壁となっている。	に , Pfizer・Pharmacia 間の潜在的競
2003)					争が製造・販売の市場において消滅

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		వ .		
				し,このために,Pfizer 製品の販売
				開始が遅れあるいは放棄される可
				能性が増加し ,価格競争が活発化さ
				れることが遅れあるいは無くなる
				可能性が増加する。
更年期症状治療用ホ		高度に集中している。		Pfizer・Pharmacia 間の現実・直接・
ルモン補充処方薬の		HHI 取得前 5906		実質的競争が研究・開発・製造・販
研究・開発・製造・販		Pfizer と Pharmacia は主要な供給者 3 社中の 2 社		売の市場において消滅し ,競争が減
売		にあたる。資産取得後は Pfizer と Wyeth2 社が合		殺されて , このために , 協調的相互
		計でシェアの 94%を占めることになり , HHI は		作用の可能性が増大し,関連製品の
		6066 に増加する(160 増)。		顧客がより高い価格を払わなけれ
				ばならなくなる可能性が増大する。
勃起障害治療用処方		Pfizer が市場を支配しており,シェアの 95%を占		Pfizer・Pharmacia 間の現実・直接・
薬の研究・開発・製		める。Pharmacia は長い間同社にとって唯一の実		実質的競争が研究・開発の市場にお
造・販売		質的な潜在的競争者であったのであって,		いて消滅し ,これによりこの市場で
		Pharmacia の製品は治験の初期段階にある。		イノベーションが減少するととも
				に , Pfizer・Pharmacia 間の潜在的競
				争が製造・販売の市場において消滅
				し,このために,Pharmacia 製品の

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		ప 。		
				販売開始が遅れあるいは放棄され
				 る可能性が増加し , 価格競争が活発
				化されることが遅れあるいは無く
				なる可能性が増加する。
犬関節炎治療用処方		Pfizer が市場を支配しており,シェアの 70%を占		Pfizer・Pharmacia 間の現実・直接・
薬の研究・開発・製		める。他に関連製品を販売しているのは,Wyeth		実質的競争が,研究・開発・製造・
造・販売		(シェア 30%)と Novartis(2003年2月販売開始)。		販売の市場で消滅し ,競争が減殺さ
		Novartis は Pharmacia とのライセンス契約の下で ,		れて,このために,一方的に市場支
		Pharmacia 社から製品の供給を受けて製品を販売		配力が行使される可能性が増大し,
		している。		協調的相互作用が行われる可能性
				が増大し,関連製品の顧客がより高
				い価格を払わなければならなくな
				る可能性が増大する。
乾乳牛乳腺治療用処		高度集中。取得前 HHI 4120。実質的に競争してい		Pfizer・Pharmacia 間の現実・直接・
方薬の研究・開発・製		るのは , Pharmacia , Pfizer , Wyeth の 3 社のみで		実質的競争が,研究・開発・製造・
造・販売		ある。Pfizer と Wyeth が合計で市場の 90%を占め		販売の市場で消滅し ,競争が減殺さ
		る。Pharmacia は一連の乳腺製品を提供する重要		れて,このために,協調的相互作用
		な競争者である。取得により Pfizer のシェアは		が行われる可能性が増大し ,関連製
		55%になり, HHI は 4792 (672 増) になる。		品の顧客がより高い価格を払わな

	商品市場	地理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
					ければならなくなる可能性が増大
					する。
	泌乳牛治療用処方薬		高度集中。取得前 HHI 3800。実質的に競争してい		Pfizer・Pharmacia 間の現実・直接・
	の研究・開発・製造・		るのは , Pharmacia , Pfizer , Wyeth の 3 社のみで		実質的競争が,研究・開発・製造・
	販売		ある。Pharmacia と Wyeth が合計でシェアの 85%		販売の市場で消滅し ,競争が減殺さ
			を占める。Pfizer は一連の乳腺製品を提供する唯		れて,このために,協調的相互作用
	*市販ハイドロコーチ		ーの実質的な競争者である。取得により Pfizer の		が行われる可能性が増大し,関連製
	ゾンクリーム・軟膏,		シェアは 50%になり, HHI は 4712 (912 増)にな		品の顧客がより高い価格を払わな
	乗物酔用市販薬,咳止		る。周辺的競争者1社は古い薬品を供給しており,		ければならなくなる可能性が増大
	めドロップに係る市		シェアは3%である。		する。
	場にも悪影響が及ぶ				
	とされたものの ,研究				
	開発への悪影響は特				
	には述べられなかっ				
	た。				
FTC	ペリレンの研究・開	世界	当事企業 2 社が存続可能性のある 4 社のうちの 2	関連製品の技術を	a. Dainippon・Beyer 間の現実・直接・
Dainippon Ink and	発・製造・販売		社に当たる。	開発し ,製造設備を	実質的競争が消滅する。
Chemicals にょる			高度集中(HHI)	建設し ,製造技術を	b. Dainippon が一方的に市場力を行
Beyer の事業取得			HHI: 取得後 4856(680 増)	完成させ ,潜在的顧	使する可能性が増大する。

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
Docket No. C-4073				客に販売するため	c. 既に集中した市場が更に集約さ
(Complaint 31 January				には時間と費用が	れ,これにより共謀と協調的相互作
2003)				かかる。あり得る販	用が行われる可能性が実質的に増
*Dainippon の子会社				売機会に参入費用	大する。
である Sun Chemical				がみあわない。	d. サービスと品質を向上させ ,更に
による取得					イノベーションを進めようとする
					現在あるインセンティブが減少す
					ప .
					e. 顧客がより高い価格を支払わな
					ければならなくなる可能性が増大
					する。
DOJ	レーダー偵察衛星ペ	米国	TRW は米国政府が購入する偵察衛星の主契約業	必要な専門能力を	a. レーダー偵察衛星システム ,レー
Northrop Grumman に	イロードの開発・製	注(2)	者として供給を行うことができる数少ない企業	獲得することは新	ダー偵察衛星ペイロード,電子光学
よる TRW の取得	造・販売		の1社である。Northrop は米国政府が購入する偵	規参入者にとって	/赤外線偵察衛星システム ,電子光学
1:02CV02432	電子光学/赤外線偵察		察衛星用レーダー・電子光学/赤外線ペイロードを	は極端に難しい。	/赤外線偵察衛星ペイロードに関す
(Complaint 11	衛星ペイロードの開		開発し製造する能力を有する2社のうちの1社で		る競争一般が実質的に減殺される。
December 2002)	発・製造・販売		ある。		b. レーダー偵察衛星システム ,レー
[垂直統合]	· 元· 表但· 姒冗		取得後には他社を排除しながら自社部門を優先		ダー偵察衛星ペイロード ,電子光学
			するインセンティブが生じる。		/赤外線偵察衛星システム ,電子光学

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
					/赤外線偵察衛星ペイロードの価格
					が上がり , 品質が下がり , イノベー
					ションが減少するものと考えられ
					る。
FTC	好中球再生剤の研	米国	Amgen とImmunex のみが市場で競争している。	当事企業が関連製	a. 好中菌再生剤市場における
Amgen ∠ Immunex の	究・開発・製造・販売		両社は投入要素たる顆粒球コロニー刺激因子も	品を商用化するた	Amgen・Immunex 間の現実・直接・
合併			開発し販売している。	めの権利のかなり	実質的競争が消滅する。
Docket No. C-4056	腫瘍壊死因子(TNF)		Amgen と Immunex のみが溶解性 TNF レセプタ	の部分と , 技術・製	b. 好中菌再生剤市場で合併企業が
(Complaint 12 July	抑制剤の研究・開発・		製品の臨床開発ないし販売を米国で行っている	造・臨床・規制に関	一方的に市場力を行使することが
2002)	製造・販売		(Amgen は治験段階(Phase II) ,Immunex は販売)。	する専門的能力,こ	できる可能性が増加する。
*Amgen の完全子会			この 2 社を含めて皮下投与 TNF 抑制剤の臨床開	れらを商業的に開	c. 次の関連製品の研究 ,開発 ,商用
社 である AMS			発をしている企業は4社であり ,炎症性サイトカ	発する製造能力(一	化に関するイノベーション競争が
Acquisition を通じた			インの働きを抑える TNF 抑制剤 (関節リウマチ	定の規模が必要)を	減じられる: (a) 好中菌再生剤,(b)
取得			ほか,自己免疫性疾病治療用)の臨床開発をして	支配している。FDA	TNF 抑制剤 , (c) IL-1 抑制剤。
			いる企業は 5 社である。関節リウマチ治療用に	の規制 (6~10 年か	d. TNF 抑制剤とIL-1 抑制剤商品市
			FDA により認可された TNF 抑制剤には (1)Enbrel	かり,2億円以上を	場における潜在競争が消滅する。
			(Immunex)溶解性 TNF レセプタ , (2) Remicade	要することがあ	
			(Johnson & Johnson) TNF 細胞表面レセプタ向キ	る)。特許ほかの知	
			メラ・モノクローナル抗体がある。臨床開発中の	的財産権について	

商品市場	地理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		వ .		
		TNF 抑制剤には次の 3 つがある; (1) PEG-sTNFr	は , それぞれに関係	
		(Amgen) 溶解性レセプタ (Immunex・Enbrel に	する DNA 配列,好	
		極めて類似) (Phase II 試験の後段階); (2)	中菌の製造使用方	
		D2E7(Abbott) (FDA に TNT 細胞表面レセプタ向	法 ,TNF 抑制剤及び	
		に認可申請済), (3) (Pharmacia・Celltech 共同)	IL-1 抑制剤に係る	
		ヒト化モノクローナル抗体 CDP 870 ,TNT 細胞表	ものが含まれる。	
		面レセプタ向 (Phase II 治験中)。Serono 社も溶解		
		性 TNF レセプタを欧州で使用されるように開発		
		しているものの ,この商品を米国で販売するため		
		に必要な特許を有していない。		
インターロイキン-1		Amgen と Immunex だけが IL-1 抑制剤溶解性		
受容体(IL-1)抑制剤		TNF レセプタ製品の臨床開発ないし販売を行っ		
の研究・開発・製造・		ている。Amgen 及び Immunex RA は,自己免疫		
販売		性疾患を炎症促進サイトカイン IL-1 の働きを止		
		めることにより , これらを治療する IL-1 抑制剤		
		製品の臨床試験を行い販売を行っている3社のう		
		ちの 2 社である。Amgen 製品は FDA に認可され		
		た最初の商品であり,次世代の同種商品の研究開		
		発を行ってきた[販売開始済] Immunex は関連		

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
			製品につき Phase I の試験中である。 関連製品の		
			臨床試験を行っている唯一の会社である		
			Regeneron は関連製品について Phase II 試験を開		
			始しようとしているところである。Immunex は ,		
			特許侵害訴訟は勝訴ないし訴訟が起こされる見		
			込みを通じて Regeneron が商業上の成功を収める		
			ことを阻害することに成功しそうである。		
FTC	特定の最終用途に対	米国	高度集中。Bayer が産業をリードしている。ACS	開発と製造に長い	a. Beyer・ACS 間の現実・直接・実
Bayer と Aventis の合	応した新世代殺虫剤		は残る開発と製造の大部分を供給している。	時間がかかる。EPA	質的競争が消滅する。
併	有効成分とこれに関		Syngenta が実質的に製造・開発を行っている唯一	承認が必要であり,	b. 当事企業が関連技術を実質的に
Docket No. C-4049	連する技術の研究・開		の他企業である。	これは困難であっ	支配することになり , これによって
(Complaint 13 May	発・製造・販売			て費用がかかる。	他企業が当事企業と競争する能力
2002)					が妨げられる。
*Aventis は化学農業					c. Bayer・ACS 間の関連製品とそれ
事業を Aventis と					に用いられる技術の市場における
Hoechst , Schering O					潜在的競争が消滅する。
合弁会社である					d. 特許によるものを含め参入障壁
Aventis CropScience					が高くなり,この結果,関連製品の
(ACS)を通じて行					製造費用と価格が上昇する。

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
っている。					e. 関連製品の開発者間のイノベー
					ション競争が減少する(殺虫剤技
					術・殺虫剤製造技術・殺虫剤応用に
					係る研究開発プロジェクトの遅延
					ないし方向転換を含む)。
					f. 関連市場における集中度が増大
					し,協調の可能性が増大する。
					g. 当事企業が関連市場で一方的に
					市場力を行使する能力が増大する。
	特定の最終用途に対		高度集中。Bayer が開発,製造,販売をリードし	開発と製造に長い	a. Beyer・ACS 間の現実・直接・実
	応した新世代殺虫剤		ている。ACS は残りの販売の大部分を行ってい	時間がかかる。EPA	質的競争が消滅する。
	有効成分とこれに関		る。Syngenta が実質的に販売を行っている唯一の	承認が必要であり,	b. Bayer・ACS 間の新世代殺虫製品
	連する技術の研究・開		他企業である。同社が10%以下の販売を行ってい	これは困難であっ	とこれを用いた特定穀物用製品市
	発・製造・販売		る 。	て費用がかかる。製	場における潜在的競争が消滅する。
			当事企業2社とSyngentaのみが一連の関連製品を	品の市場投入後は,	c. 特許によるものを含め参入障壁
			製造・販売している。このため競争者の数は3か	安全性・性能と信頼	が高くなり , この結果 , 殺虫剤とこ
	*除草剤などに係る他		ら2に減ることになる。	性を示して ,顧客に	れを用いた製品の製造費用と価格
	の2市場にも悪影響が		非防虫性液状殺菌剤用に関連製品を販売してい	受容される必要が	が上昇する。
	及ぶとされたものの,		るのは当事企業 2 社だけである。	ある。	d. 関連製品の開発者間のイノベー

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
	研究開発への悪影響		獣医によるペットのノミ駆除用に関連製品を開		ション競争が減少する(殺虫剤とこ
	は特には述べられな		発し,成功裏に販売しているのは,当事企業2社		れを用いた製品に係る研究開発プ
	かった。		だけである。		ロジェクトの遅延ないし方向転換
					を含む)。
					e. 関連市場における集中度が増大
					し,協調の可能性が増大する。
					f. 当事企業が関連市場で一方的に
					市場力を行使する能力が増大する。
FTC	カートリッジ式ボー	米国	当事企業だけが関連製品を供給している。	一連の関連製品を	a. INA・FAG間の現実・直接・実質
INA-Holding	ルねじベアリング・サ		高度集中(HHI)	研究開発し ,必要な	的競争が消滅する。
Schaeffler による FAG	ポートの研究・開発・		取得により独占者が作り出され得る。	製造設備を備え ,設	b. 独占が作り出され,このために
Kugelfischer Georg	製造・販売			計・製造・販売を行	INAが一方的に市場力を行使する可
Schafer の取得				う専門能力を獲得	能性が増大する。
Docket No. C-4033				するには , 時間と費	c. サービスと品質を向上させ ,さら
(Complaint 20				用がかかる。参入に	にイノベーションを進めようとす
December 2001)				必要な費用に見合	る現在あるインセンティブが減少
				う販売機会が存在	する。
				しない。	d. 顧客がより高い価格を支払わな
					ければならなくなる可能性が増大

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
					する。
FTC	熱真空チャンバ	米国	高度集中。取得前には当事企業2社のみが実質的	評判が必要である。	a. CB&I・PDM間の現実・直接・実
Chicago Bridge & Iron			な供給者だった。取得により独占が作り出される	新規参入者の費用	質的競争が消滅する。
(CB&I) に よ る			可能性がある。	は当事企業のそれ	b. 関連製品の低価格供給者・入札者
Pitt-Des Monies	液化天然ガス貯蔵タ		高度集中。実質的な供給者は当事企業2社のみで	よりも高くなる見	としてのPDMが消滅する。
(PDM)の事業取得	ンク		あり,それが統合された。取得により独占が作り	込みが高い。当事企	c. 関連市場における集中度が増大
Docket No.9300			出される可能性がある。	業は長年にわたり	する。
(Administrative	液化天然ガス・ピーク		PDMは通常,Air Products and Chemicalsと共同し	カスタマイズされ	d. CB&I・PDM間のイノベーション
Complaint 25 October	シフト用タンク		て関連設備を建設してきた。1990年以降に建設さ	た建築用設備と手	競争が消滅し ,これにより熱真空チ
2001)			れた関連設備はすべてがCB&IかPRM/Airによる	順を開発してきて	ャンパとほかの関連製品について
			ものである。取得により独占が形成される可能性	おり ,これらを財産	のイノベーションが減少する可能
			がある。	として保有してい	性がある。
	液化天然ガス輸入タ		米国内の関連設備の大多数はCB&IかPDMが,単	る。新規参入者は書	e. 関連製品の価格があがる可能性
	ンク		独で,若しくは他社と共同して,建設したもので	類にされ標準化さ	がある。
			ある。最大の供給者2社が統合された。取得によ	れた建設手順をも	f. 関連市場の参入障壁が増大する
			り独占が形成される可能性がある。	たず,このために経	可能性がある。

商品市場	地	理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的	市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場		評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
液化石油ガス貯蔵タ			供給者が少数しか存在しない中で,当事企業2社	済的に品質を保証	g. CB&Iが関連市場で市場力を獲得
ンク			は主要競争者であった。1990年以降に建設された	しながら関連製品	する可能性がある。
			関連設備のほとんどがCB&IとPDMにより建設さ	を完成させること	h. 期限前かつ成功裏にプロジェク
			れたものである。最大の供給者2社が統合される。	は難しいと考えら	トを完了する長い歴史をもったも
			取得により独占が形成される可能性がある。	れる。	のとして最も近接した競争者であ
液体窒素/液体酸素/液			CB&IとPDMは供給者5社のうちの主要供給者2社		ったCB&IとPDMを統合すること
体アルゴン貯蔵タン			であった。他の主要供給者は本件取得前のみに存		で,CB&Iが関連市場で一方的に市
ク			在していた。1990年以降に建設された関連設備の		場力を行使することが可能になる
			ほとんどがCB&IとPDMにより建設されたもので		可能性がある。
			ある。最大の供給者2社が統合される。取得によ		i. 液化天然ガス・ピークシフト用タ
			り独占が形成される可能性がある。		ンクの供給者としてCB&Iと競争関
					係にあるものを1社ないし複数社,
					排除する可能性がある。
					j. 液化天然ガス・ピークシフト用タ
					ンクについて,1社ないし複数の競
					争者を排除することによって ,価格
					競争とイノベーション競争が減る
					可能性がある。
					[FTC法5条違反であるとも述べられ

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注) 「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
					た。]
FTC	高度版「Nastran」(航	米国	買収前には当事企業3社のみが供給していた。	関連製品を開発し,	a. MSC・UAI・CSAR間の現実・直
MSC Software による	空宇宙局(NASA)によ	世界	MSCが支配的企業であって90%を供給し , 残りを	解析結果の有効性	接・実質的競争が消滅した。これら
Universal Analytics	って開発され米国政		UAIとCSARがほぼ同等に分け合っていた。	を確かめ ,信頼性に	のいずれも競争するインセンティ
(UAI) & Computerized	府・民間にライセンス		UAIとCSARの買収は,各々としてみても,合計	ついての評判を確	ブを有し,買収前には実際に価格と
Structural Analysis &	されている有限要素		しても,集中の程度を実質的に増大させた。	立するには時間と	製品の開発と改良を競っていた。
Research (CSAR)の買	解析ソルバー) のライ		HHI 買収前 8100 買収後 10000	費用がかかる。	b. MSCの競争水準以上に価格を上
ЧХ	センスないし販売に				げ,製品開発・改良を停止ないし遅
Docket No. C-9299	係る市場				延させる力を創出あるいは強化す
(9 October 2001)	ならびに ,特定の顧客				ることによって , 価格と製品イノベ
	群(中でも航空機産業				ーションに悪影響を与えた。
	と自動車産業)向上記				c. 他の工学ソフトウェア開発者が
	製品のライセンスな				UAIとCSARを取得して,競争を活
	いし販売に係る市場				発にすることを妨げた。
	高度線形解析分析用		買収前には競合してライセンスないし販売を行		[FTCは買収はシャーマン法2条違反
	有限要素解析ソルバ		うものが少数 , 存在した。買収前の市場は高度に		(独占化・独占企図)にも当たると
	ーのライセンスない		集中していた。		した:略]
	し販売		買収は , 各々としてみても , 合計しても , 集中の		
	ないし販売に係る市		程度を実質的に増大させた。		

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ 。		
	場				
	ならびに ,特定の顧客				
	群(中でも航空機産業				
	と自動車産業)向上記				
	製品のライセンスな				
	いし販売に係る市場				
DOJ	室内成型ドア製造用	米国	関連製品たるドアスキンの実質的な供給者は3社	室内用成型ドア製	a. 室内成型ドア製造用ドアスキン
Premdor にょる	ドアスキンの販売		である(供給者は合計で2000)。Masoniteが最大	造費用にドアスキ	の開発・製造・販売に係る競争全般
Masonite の取得			の供給者である(半分以上を供給)。同社は室内	ン費用が占める割	が実質的に減殺される。
01-01696			用成型ドア市場では供給を行っていない。	合は70%である。ド	b. 室内用成型ドアの開発・製造・販
(Complaint 2 August		> (0)	Premdorは室内用成型ドアの主要供給者2社のう	アスキンの価格を	売に係る競争全般が実質的に減殺
2001)	室内用成型ドア 	注(3)	ちの1社である(シェア40%超)。同社は,室内	川下製造業者に対	される。
*Masonite は			成型ドアスキン市場では相当程度ではあるもの	して上げることに	c. 室内成型ドア製造用ドアスキン
International Paper			の小規模に参加している。取得により当事企業は	よって ,協調を行う	と室内用成型ドアの価格が上がり,
Company (IP) の子会			関連市場の両方を垂直的に統合することになる。	企業らは ,競争的な	品質とサービスが下がり ,イノベー
社			独立したドアスキン販売者たるMasoniteを統合す	制約を及ぼす垂直	ションが減少するものと考えられ
			ることで ,供給を継続する者らが協調的相互作用	的に統合されてい	వ .
			を行うことが容易になる。	ない企業の力を弱	
				めることができる。	

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ర .		
				室内用成型ドアス	
				キン市場に参入す	
				るには費用と時間	
				がかかる。一連のデ	
				ザインをそろえる	
				必要がある。効率的	
				で競争的な規模を	
				達成するとともに,	
				参入に要した費用	
				を回収するには,垂	
				直的に統合されて	
				いない室内用成型	
				ドア製造業者の需	
				要をすべて獲得す	
				る必要がある。	
DOJ	産業用ラピッドプロ	米国	3社のみが開発・製造・販売を行っている。	洗練された高度な	a. 関連製品の開発・製造・販売に係
3D Systems による	トタイピングの開		シェア: 3D 60% DTM 約20% Stratasys 約20%	技術能力を備える	る競争一般が実質的に減殺される。
DTM の取得	発・製造・販売		3DとDTMが最も洗練されたシステムを提供して	必要があり ,これに	b. 3D・DTM間の関連製品とその関
1:01CV01237			いる。	は数年かかる。既存	連製品の現実的・潜在的競争が消滅

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	 注)「 高度集中 」 に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	 評価するにあたり言及された指標が示されてい	 に挙げられた要因	
			వ .		
(Complaint 6 June				業者が利用してい	する。
2001)				る多くの技術が特	c. 関連製品とその関連製品の価格
				許ないしライセン	が上がり,品質とサービスが低下
				ス契約で保護され	し ,イノベーションが減少するもの
				ている。取得により	と考えられる。
				3Dの既に強い特許	
				の地位は更に強ま	
				る。購入者の信頼を	
				得る必要があり,こ	
				れには数年かかる。	
FTC	酸素転炉(BOF)用耐火	北米	高度集中(HHIほか)。当事企業2社が最大の販売	上に記した専門性	関連市場各々において
RHI による Global	れんがの研究・開発・		業者であり,合計でおよそ95%の販売シェアを占	の高い耐火性れん	a. RHIとGlobal間の現実・直接的・
Industrial Technologies	製造・販売		める。合併は事実上,独占を創出するに等しい。	がの開発(適切に化	実質的な競争が消滅する。
の取得				学組成を決定し ,中	b. 集中度が実質的に増大する。
Docket No. C-4005	電動アーク炉用マグ		高度集中(HHIほか)。当事企業2社は合計でおよ	でも適切な気孔率	c. 合併企業が一方的に市場力を行
(Complaint 23	ネサイトカーボンれ		そ65%の販売シェアを占める。	を保持できるよう	使する可能性が増大する。
March 2001)	んがの研究・開発・製		HHI:合併後 5100 (2000増)	製造を行う技術を	d. 購入者が高い価格を支払わざる
	造・販売			含む)を行うために	を得なくなる可能性が増大する。
				は , 時間・費用がか	e. 購入者に対する技術的なあるい

商品市場	地	理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的	市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場		評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
鉄酸素転炉取瓶用マ			高度集中(HHIほか)。当事企業2社が最大の販売	かり ,極端に高度の	は販売上のサービスが減じられる
グネサイト・カーボン			業者であり,合計でおよそ40%の販売シェアを占	専門性が必要であ	可能性が増大する。
耐火れんがの研究・開			める。	る。鉄鋼業界では顧	f. 開発に関してイノベーションが
発・製造・販売			HHI: 合併後 2500(750増)	客は耐火性れんが	減じられる可能性が増大する。
				を一定の製造業者	g. (酸素転炉用マグネサイト・カー
鋼脱ガス用マグネサ			高度集中(HHIほか)。当事企業2社が最大の販売	から購入する傾向	ボン耐火れんがに係る市場を除く
イトクロム耐火れん			業者であり,合計でおよそ46%の販売シェアを占	があるため ,新規参	関連市場で) 製造販売に係る競争
がの研究・開発・製			める。	入者は酸素転炉・電	者間の協調可能性が実質的に促進
造・販売			HHI:合併後 3900(896増)	動アーク炉用・取鍋	される。
				用耐火れんがにつ	h. 参入障壁が増大する。
鉄酸素転炉取瓶用高			高度集中(HHIほか)。当事企業2社が最大の販売	いて一連の商品を	
アルミナ耐火れんが			業者であり,合計でおよそ70%の販売シェアを占	完全にそろえるこ	上記すべてにより ,近い将来及び長
の研究・開発・製造・			める。	とが必要となるだ	期的に関連市場で価格上昇あるい
販売			HHI:合併後5000(2250増)	ろう。さらに , 製品	はサービス減少が起こる可能性が
				の使用には危険が	増大する。
混銑車用高アルミナ			高度集中(HHIほか)。当事企業2社が最大の販売	伴うため顧客は変	
耐火れんがの研究・開			業者であり,合計でおよそ52%の販売シェアを占	更には極端に慎重	
発・製造・販売			める。	であって ,新規参入	
			HHI:合併後 3600(960增)	者は認知を得るま	

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
				でに数か月にわた	
				る室内試験と数年	
				のフィールド試験	
				を行う必要がある。	
FTC	直鎖低密度ポリエチ	米 国	LLDPE は差別化された商品であって,顧客ごと	[左記参照]	a. 関連市場における Dow・Carbide
Dow Chemical Ł	レン(LLDPE)	とカ	に違う仕様のものが製造されている。Dow と		間及び Dow・Univation 間の現実・
Union Carbide の合併	LLDPE 製造に用いら	ナダ	Carbide は高性能 LLDPE 製造の主要製造業者であ		直接的・潜在的競争が消滅する
Docket No. C-3999	れるメタロセン触媒		る(このほか Exxon などにより製造されている)。		b. LLDPE ポリマー市場において ,
(Complaint 5 February	技術		高性能 LLDPE は LLDPE 販売高中 ,相当の割合を		当事企業が LLDPE 用メタロセン触
2001)	LLDPE リアクタ・プ	世界	占める。Dow は伝統的に顧客の要請に合わせた		媒を実際上独占することになるこ
*Union Carbide は	ロセス技術		LLDPE ポリマー供給をリードしており , プレミ		とにより ,競争者が競争する能力を
Univation			アム品を高い(プレミアムの)価格で提供してい		損ない,このことを通じて競争が実
Technologies の持分	*これらのほか ,3 市場		వ .		質的に減少する。
保有者(50%)でもあ	に悪影響が及ぶとさ		Carbide , Dow と BP がポリエチレン・リアクタ・		c. 最も広くライセンスされている
る。	れたものの , これら市		プロセス技術の主要開発業者である。Carbide の		LLDPE リアクタプロセス技術を当
	場については研究開		気相反応に用いられるリアクタ・プロセス技術		事企業が支配することになり,当事
	発への悪影響は特に		「Unipol」は世界で最も広くライセンスされ,用		企業を利する形で代表的な競争者

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	│ │注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	│ │評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		ప .		
は述べられなかった。		いられている技術である。BP の技術は,やはり		の競争上の力を妨げることを通じ
		気相反応に用いられるものであって , LLDPE 製		て,LLDPE ポリマー市場における
		造のために広くライセンスされている,唯一の他		競争が実質的に減少する。
		技術である。気相反応による LLDPE 製造方法は		d. Dow・Carbide 間の LLDPE 製造業
		他の製造方法に比べて費用が低い。		者向メタロセン触媒技術市場にお
		メタロセン触媒技術はポリエチレンを製造する		ける潜在的競争が消滅する。
		上で優れた利点をもつ触媒技術である。Dow と		e. 特許を通じた参入障壁を増強し,
		Exxon のみが世界で商業的に利用可能な LLDPE		LLDPE 製造の費用と LLDPE ポリマ
		向メタロセン触媒技術を開発することに成功し		-の価格を増大させることなどを
		ている。両社はこの技術について特許を有してい		通じて ,関連市場の参入障壁を増大
		వ .		させる。
		Dow (BP と共同)と Carbide (Exxon と共同,		f. 関連製品の開発者間のイノベー
		Univation Technolgies によるもの) のみが ,メタロ		ション競争を減少させる(メタロセ
		セン技術を , 気相反応ポリエチレン・プロセスに		ン触媒 , LLDPE リアクタ・プロセ
		応用することに成功している。Dow は BP にメタ		ス技術,LLDPE とその応用に係る
		ロセン触媒技術を共同開発合意に基づいてライ		研究開発プロジェクトの遅延・方向
		センスし,BP が開発したポリエチレン・リアク		変更を含む)。
		タ・プロセス技術と組み合わせて , ポリエチレン		g. 関連市場における集中度を実質
		製造技術の開発を行ってきたのであるが ,Carbide		的に増大させ,協調の可能性が増大

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		వ .		
		との合併合意締結とともに,この契約は終了し,		する。
		BP に対するメタロセン触媒技術サブライセンス		h. BP が気相反応ライセンスについ
		権も与えられなくなった。このために,BPは,		て競い ,新技術と製品を開発する能
		メタロセン触媒技術についても ,Dow と共同で開		力を ,Dow が更に妨げることを可能
		発した技術についても , 現在・将来の BP の製造		にする。
		技術ライセンシーに提供することができなくな		i. 合併企業が関連市場において一
		った。		方的に市場力を行使する能力を高
		Dow と Univation は最も大きな特許群を有してお		める。
		り,これらは相互に自由に操業できるよう相互に		j. Univation が競争的にメタロセン
		特許ライセンスを与えている。他企業は Dow ,		触媒技術と LLDP リアクタ・プロセ
		Univation, Exxon による特許侵害訴訟のおそれな		ス技術のライセンスについて競う
		く触媒を商業化することができないでいる。メタ		能力を Dow が妨げることを可能に
		ロセン触媒の開発に成功しても ,気相反応用に開		する。
		発できなければ , Dow ないし Univation に対する		k. BPがLLDPE 製造業者向メタロセ
		抑制力とはならないと思われるところ,これには		ン触媒技術の開発とライセンスに
		相当の時間と費用がかかるものと見込まれる(特		係る現実・潜在的競争者としてとど
		にDow と Univation が有している特許を迂回する		まることができなくなる。
		必要に照らして)。		
		合併後は2社(結合企業と Exxon)が LLDPE ポ		

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
			リマー販売の 50%以上を占める見込みである。特		
			に LLDPE 用メタロセン技術であって現在までに		
			商用化されたもの ,ならびに ,LLDPE リアクタ・		
			プロセス技術について相当のシェアを占めるこ		
			とになる。たとえば当事会社の技術は北米におい		
			て設置された LLDPE の設備の 75%で利用されて		
			いる。		
FTC	鏡表面保護用銀溶液	米国	高度集中。	製法を開発し,全国	a. 各関連市場においてValspar・Lilly
Valspar による Lilly	の研究・開発・製造・		シェア: 当事企業合計 90%以上	規模の販売・サービ	間の現実・直接・実質的競争が消滅
Industries の取得	販売			ス網を確立し ,ブラ	する。
Docket No. C-3995	鏡製造用錫溶液の研		高度集中。	ンドが認知される	b. Valspar と Lillyが関連製品につ
(Complaint 26 January	究・開発・製造・販売		シェア: 当事企業合計 90%以上	ようになり ,顧客か	いて価格を上げる可能性が増大す
2001)	鏡製造用銅溶液の研		高度集中。	ら受容されるよう	ప .
	究・開発・製造・販売		シェア: 当事企業合計 90%以上	にすることが難し	c. 関連市場におけるイノベーショ
	鏡裏止塗料の研究・開		高度集中。	いため。市場規模も	ンが減少する。
	発・製造・販売		シェア: 当事企業合計 60%以上	小さく,新規参入に	
				伴う費用やリスク	
				を正当化するもの	
				とは考えられない。	

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
FTC	国防省との一定の契	米国	高度集中(HHI)	競合品を研究開発	a. SETAサービスの提供者として,
Boeing による Hughes	約に係るシステムエ		Boeing のみが SETA サービスを提供している。	し ,必要な製造設備	一定種類のプログラムについて競
Electronics の取得	ンジニアリング・技術		Boeing は本件取得により SETA を提供するととも	施設を確保し ,高品	争者を不利な立場に置き,あるい
Docket No. C-3992	支援サポート(SETA)		に ,一定種類のプログラムに係る競争入札参加者	質製品であるとい	は ,競争者の費用をあげることがで
(Complaint 29	サービスの提供		となる。	う評判を確立する	きるようになる。このことを通じ
December 2000)	[当事企業 2 社のうち			ためには時間がか	て, Boeingと競争者の間の現実的競
	Boeing のみが提供]			かる。	争が活発でなくなる。
*Hughes は General	Boeing が提供する				b. Boeingは人工衛星供給者に関す
Motors の子会社	SETA プログラム				る競争にとって重要である非公開
	商用静止地球軌道人	世界	高度集中(HHI)		情報を取得することが可能となり、
	工衛星の研究・開発・				これにより、Boeingと人工衛星供給
	製造・販売				者間の現実の競争が活発でなくな
	商用中高度地球軌道				り,人工衛星の研究・開発・イノベ
	人工衛星の研究・開				ーションが減少し品質が落ちる可
	発・製造・販売				能性がある。
	商用低高度地球軌道				c. Boeingは他の人工衛星打上機供
	人工衛星の研究・開				給者に関する競争にとって重要で
	発・製造・販売				ある非公開情報を取得することが
	米国政府向人工衛星	米国			可能になり,これにより,Boeingと

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
	の研究・開発・製造・				人工衛星打上機供給者間の現実の
	販売				競争が活発でなくなり ,人工衛星打
	人工衛星打上機の研	米 国	高度集中(HHI)		上機の研究・開発・イノベーション
	究・開発・製造・販売	ある	Boeing は買収により ,人工衛星打上機と種々の衛		が減少し品質が落ちる可能性があ
	[当事企業 2 社のうち	いは	星であって人口衛星打上機から打ち上げられる		る。
	Boeing のみが提供]	世界	ものの研究・開発・製造・販売に携わることにな		d. Boeingは , 人工衛星供給者である
		(顧	వ 。		とともに人工衛星打上機供給者で
		客に			ある者として ,人工衛星と人工衛星
		よる)			打上機との間の互換性確保に必要
					な人工衛星に係る情報を提供しな
					いことによって ,他の人工衛星打上
					機供給者を不利な立場におき,ある
					いは ,その費用をあげることができ
					るようになる。
					[垂直型]
FTC	5HT-3 制吐薬の研	米国	高度集中(HHI)。当事企業は代表的な供給者 2	薬品を開発し ,FDA	合併企業が市場において,一方的に
Glaxo Wellcome と	究・開発・製造・販売		社に当たる。	認可を得るのには、	あるいは協調して,価格を上げ,か
SmithKlein Beecham			シェア(およそ): Glaxo 58% SB 34% 合併	時間と費用がかか	つ ,イノベーションを減少させる可
の合併			後予想 92%	る。	能性が増加する。

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	 評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
Docket No. C-3990			HHI:合併前 4584 合併後 8528 (3944 増)。		
(Complaint 15	ヘルペス治療用第二		高度集中。GlaxoとSBのみがこれら薬品を米国で		合併企業が市場において,一方的に
December 2000)	世代経口・静脈注射用		販売している。		あるいは協調して,価格を上げ,か
	抗ウィルス薬の研				つ ,イノベーションを減少させる可
	究・開発・製造・販売				能性が増加する。
	ヘルペス局所治療抗		高度集中。現在のところSBの商品のみがFDAの認		SBが現在独占者である市場への唯
	ウィルスの研究・開		可を受けている。2000年4月までにGlaxo はFDA		一の潜在的参入者が消滅する。
	発・製造・販売		認可に向けた最終段階に達していたが ,合併の公		
	[参考]		表後,GlaxoはFDA認可申請を取り下げた(再申		
			請は可能)。このGlaxoの商品が1年以内に市場		
			化されえた唯一の商品だった。他の企業はこの商		
			品に係る事業を行っていない。		
	セフタジジムの研		高度集中(HHI)。GlaxoとSBだけが市場で製造		合併企業が市場において,一方的に
	究・開発・製造・販売		を行っており ,商品を販売する権利を持っている		あるいは協調して,価格を上げる可
	[参考]		のはこれらを含めて3社である。		能性が増加する。
			シェア(およそ):Glaxo 77% SB 8% 合併		
			後予想 85%		
			HHI:合併前 6218 合併後 7450 (1232増)		

商品市場	地	理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的	市	 注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場		 評価するにあたり言及された指標が示されてい	 に挙げられた要因	
			ప .		
ヘルペス予防ワクチ			現在ヘルペス予防ワクチンを販売している企業		合併企業が開発努力を放棄しある
ンの研究・開発・製			は存在しない。SBがヘルペス・ワクチンについて		いは遅らせる可能性を増大させ,又
造・販売			最も進んだ開発を行っている。Glaxo は,Cantab		は,商品の市場導入後の2者間の価
			Pharmaceuticalsとともに,HSV感染病ワクチン開		格競争が消滅する。
			発を行ってきた。Glaxoは,Cantabとともに本年,		
			第3段階の臨床試験を行うことを予定していた		
			- これはCantabとの契約上のオプションの行		
			使である。ヘルペス予防ワクチンの開発を行おう		
			とした他企業は,失敗したか,SB・Glaxo/Cantab		
			からはるかに遅れた段階にあり ,これらのワクチ		
			ンは臨床実験の前段階にある。以上のことから		
			GlaxoとSBが関連製品の市場で最初の競争者2社		
			となる可能性が高い。		
H-2 ブロッカーの研			高度集中(HHI)。Glaxoと SB が米国における		合併企業が市場において,一方的に
究・開発・製造・販売			商品の代表的供給者である。		あるいは協調して,価格を上げ,か
			シェア(およそ): Glaxo 30% SB 11% 合併後予		つ ,イノベーションを減少させる可
			想 41%		能性が増大する。
			HHI:合併前 2990 合併後3650(660増)		[Analysis より: Glaxo が Pfizer の
			[Analysis : GlaxoブランドはPfizerがGlaxoからの		改良品販売を許諾する見込みは合

商品市	市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注) 「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	:	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
			商標ライセンスに基づき販売されている。]		併後には減るものと思われる。さら
					に Pfizer は改良等を近接する競争者
					に知られることになる。これらのこ
					とから , Pfizer の競争的な製品改良
					努力が阻害される可能性がある。]
トポイ	イソメラーゼ抑	-	高度集中。SB商品が二次治療(卵巣癌および非小		合併企業が市場において , 一方的に
制剤の	の研究・開発・製		規模細胞肺癌用)の代表的商品であり,同社はこ		あるいは協調して , 価格を上げ , か
造・則	贩売		れら癌用の一次適応症とともに ,結腸直腸癌ほか		つ ,イノベーションを減少させる可
			固形腫瘍癌用二次治療を開発している。Glaxo は		能性が増大する。
			現在 , Gilead Sciences により開発されたトポイソ		
			メラーゼI抑制薬製剤(卵巣癌,乳癌,小細胞肺		
			癌 , 結腸直腸癌 , その他固形腫瘍適応症用) に関		
			して権利をもっている。		
			これ以外でトポイソメラーゼI抑制剤を市場で提		
			供しているのはPharmaciaであり ,これは結腸直腸		
			癌二次治療用のものである。ほかに開発中の同商		
			品は存在しない。		
過敏性	生腸症候群治療	-	現在のところ利用可能な商品は販売しない。FDA		合併企業が市場において ,一方的に
薬の研	研究・開発・製		認可を受けた Glaxo 商品は副作用の深刻なおそれ		あるいは協調して , 価格を上げ , か

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			క .		
	造・販売		があり市場から消えた。もっとも同社は SB との		つ ,イノベーションを減少させる可
			ライセンス契約に基づいて臨床試験を継続して		能性が増大する。
			おり,商品を開発してきている。Alizyme は,SB		
			とのライセンス契約に基づいて ,商品を開発して		
			きた。SB が同社との契約に基づくオプションを		
			行使すれば ,SB と Alizyme が現在開発中の商品 3		
			つのうちの 1 つを持つことになるだろう。		
	偏頭痛治療用トリプ		高度集中。		合併企業が市場において,一方的に
	タン薬の研究・開発・		シェア(およそ):Glaxo 65% (2薬品合計)		あるいは協調して,価格を上げ,か
	製造・販売		ほかに認可を受けたのは2薬品のみ(AstraZeneca		つ ,イノベーションを減少させる可
			のもの,Merckのもの)		能性が増大する。
			SBはこれら薬品と同じ類に属するトリプタン薬		
			剤(SB209509)について権利を有しており,この		
			薬剤についてはVernalisによる偏頭痛用薬として		
			の開発が進められている。		
FTC	トウモロコシ用イネ	米国	高度集中(HHI)	新製品を導入する	a. 独立した実質的競争者としての
Novartis &	科雑草発生防止除草		シェア: Novartis 50% Zeneca 15%	には大規模な研	Zeneca と Novartis が消滅する。
AstraZeneca による	剤の研究・開発・製		HHI:設立後 4600(約 1400 増)	究・開発を行い EPA	b. Zeneca・Novartis 間の現実・直接・
Syngenta 設立	造・販売		関連製品はアセトアニリド類に属する。この類に	登録をしなければ	実質的競争が消滅する。

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప 。		
Docket No. C-3979			属する有効成分を用いた除草剤が,イネ科雑草防	ならず,これには時	c. 関連製品の研究開発者間のイノ
(Complaint 1			止除草剤の販売高の 90%を占める。これら除草剤	間がかかる。さらに	ベーション競争が減少する(研究開
November 2000)			を当事企業らは販売しており, Novartis, Zeneca	特許ほかの知的財	発プロジェクトの減少・遅延・方向
			と Monsanto が合計して販売高の 90%を占める。	産権が強く ,克服で	転換を含む)。
				きない可能性のあ	d. 関連市場の集中度が増大する。
				る参入障壁となっ	e. 関連市場の参入障壁が増大する。
				ている。新しい優れ	f. 3 あった最も近接した代替品を統
				た有効成分が発見	合することにより ,統合企業が一方
				されてから,除草	的に市場力を行使する能力が増大
				剤・殺菌剤を開発す	する。
				るまでには,6~10	g. 市場内の競争者間で協調的相互
				年を要することが	作用が行われる可能性と程度が増
				ある。	大する。
	穀類・落花生・芋・米・		Novartis と Zeneca が殺菌剤の主要供給者であり,		a. 独立した実質的競争者としての
	芝・野菜向病害治療用		合計して 40%の売上げを毎年占める。 穀物野菜種		Zeneca と Novartis が消滅する。
	葉面殺菌剤の研究・開		別ごとに 2~3 の販売者が相当部分を販売してお		b. Zeneca・Novartis 間の現実・直接・
	発・製造・販売		り, 穀類・落花生・芋・米・芝については, 上位		実質的競争が消滅する。
			2~3 位の供給者が 70% ~ 90% 超を販売する。野菜		c. 関連製品の研究開発者間のイノ
			については ,上位 5 位の供給者が約 70%を販売す		ベーション競争が減少する(研究開

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
			 వ.		発プロジェクトの減少・遅延・方向
			Novartis と Zeneca は ,葉面殺菌剤に最近使われる		転換を含む)。
			ようになったストロビルリン系殺菌剤を用いて		d. 関連市場の集中度が増大する。
			いる。効果と環境負荷の点からこの種の製品には		e. 関連市場の参入障壁が増大する。
			強い需要がある。Novartis と Zeneca の関連製品は		f. 3 あった最も近接した代替品を統
			ストロビルリン系殺菌剤である。EPA 登録された		合することにより ,統合企業が一方
			ストロビルリン系殺菌剤販売者はBASFがあるの		的に市場力を行使する能力が増大
			みであって ,これら以外に新しいストロビルリン		する。
			系殺菌剤を導入しそうな者は存在しない。		g. 市場内の競争者間で協調的相互
					作用が行われる可能性と程度が増
					大する。
FTC	店頭販売用虱撲滅剤	米国	集中(HHI)。当事企業2社が市場での代表的供給	成功裏に参入する	合併企業が市場において,一方的
Pfizer にょる	の研究・開発・製造・		者である。	のに必要な時間と	に,価格を上げ,イノベーションと
Warner-Lambert の取	販売		シェア(およそ): 当事企業各々 30% 合併後予	費用は ,あり得る販	販売促進活動を減少させる能力が
得			想 60%	売機会に見合わな	増大する。
Docket No. C-3957			HHI:合併前 2223 合併後 4024	い程度に高い。	
(Complaint 19 June			[Analysis から:残るシェア(40%)はプライベー		
2000)			ト・ブランドや名前の知られていないブランド		
			(small brand)製品で占められている。]		

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
*Pfizer の完全子会社	鬱病治療用選択的セ		集中(HHI)。	FDA 認可を受ける	市場において協調的相互作用が行
である Seminole を通	ロトニン・ノルアドレ		シェア: Pfizer 23% Warner 10% 合併後予想	商品を開発するに	われる可能性が増大する。
じた取得	ナリン再吸収抑止物		33%	は時間と費用がか	
	質の研究・開発・製		HHI:合併前 1834 合併後 2294	かる。	
	造・販売 [参考]				
	アルツハイマー病治		高度集中(HHI)。	FDA 認可を受ける	合併企業が市場において,一方的
	療薬の研究・開発・製		シェア:Pfizer 98%以上 Warner 約 1%	商品を開発するに	に,価格を上げ,イノベーションを
	造・販売		HHI:合併前 9801 合併後 10000	は時間と費用がか	減少させる可能性が増大する。
				かる。	
	癌治療用上皮成長因		関連製品について FDA の認可を受けた商品は存	FDA 認可を受ける	合併企業が , 一方的に , 関連製品の
	子受容体チロジンキ		在しない。	商品を開発するに	研究開発に係る競合するプログラ
	ナーゼ抑制剤の研		関連市場は高度に集中している。現在,Pfizer と	は時間と費用がか	ムを遅らせ , 阻害し , あるいは , 消
	究・開発・製造・販売		Warner-Lambert を含む4企業のみが臨床試験を行	かる。	滅させて ,これによって市場化され
			っている。合併により,企業数は,4から3に減		る商品の数を減らす可能性をもた
			少することになる。		らし ,これにより結果として消費者
					に対する価格が高いものとなる可
					能性が増大する。
DOJ	軽量用レッカー車	米国	[特許とライセンスについて]いくつかの特許技	Miller の車両引上げ	a. 設計・製造・販売に関する当事企
Miller Industries によ	(light-duty towtrucks)		術を含む車両引上げ(wheel lift)のデザインを採	に係る特許が実質	業間の競争(価格競争を含む)が除

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
ර Vulcan Equipment	の設計,製造,販売		用することが有効に競争を行う上では非常に重	的に競争を行うた	去され,Miller のイノベーション継
と Chevron の取得			要である。Miller と Vulcan はこの技術に関する特	めに不可欠であり,	続に対する競争的圧力が顕著に弱
1:00CV00305			許・改良特許を有し,クロスライセンスを 1992	Miller 以外にこれに	まる。
(Complaint 17			年から実施している。Chevron は Miller による買	代わる技術を提供	b. 競争(価格競争を含む)が一般的
February 2000)			収前に,Miller 特許の回避技術を開発し,販売を	できる者は存在し	に実質的に減殺される。
			開始したが , その直後に Miller が Chevron を特許	ない。	
			侵害で提訴した。特許訴訟が解決される前に買収	顧客は軽量レッカ	
			された。	ー車と軽量自動車	
			[取得の効果]取得前から Miller は米国最大の供	運搬機全種の両方	
			給者であって,同社は 1990/91 年に確立された企	を継続的に必要と	
			業だった他企業数社(この中には重要なイノベー	する傾向があり,こ	
			ション実施者が含まれる)をそのブランド・特許	の両方を提供でき	
			とともに買収し , そのブランドを使い始めた。シ	る販売・製造者を好	
			ェアは, Miller のブランド(第 1 位)が 45%,	む傾向がある。	
			Jerr-Dan(第2位)18%,Vulcan(第3位)16%,	既存販売者は確立	
			Chevron 8%である。残りは小規模な7社により占	されたブランドと	
			められている。Miller, Vulcan と Chevron 関連製	実証済デザインに	
			品を開発し ,多種の商品を製造販売する競い合い	対して顧客ロイヤ	
			を行ってきた。この競争により,デザインに関し	ルティを持つ傾向	

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	注) 「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		వ .		
		て有意義な改良が生み出され,顧客に扱いやす	がある。	
		く ,効率的で安全なよりよい商品を提供できてい		
		た。Miller の Vulcan・Chevron 買収によりこれら		
		の間の競争は消滅する。1998 年までに Miller のシ		
		ェアは 73%に上昇するだろう (Jerr-Dan が 18% ,		
		他企業が 9%のシェアを占め続けるとしても)。		
		HHI:合併前 2650 合併後 5650 (3000 上昇)		
		重要な車両引上げに関する特許のすべてが Miller		
		により支配されることになる(被買収企業が有す		
		る特許を取得する結果)。 軽量レッカー車に関す		
		る特許を有する企業の数は , 3 社 (Miller , Vulcan		
		及び Jerr-Dan)から 2 社に減少する。Vulcan 取得以		
		来, Miller はその車両引上げに関する特許を競争		
		者にライセンスしてきていない。		
		買収により ,独立してイノベーションを実施する		
		者が消滅する。被買収者は Miller 買収前には成功		
		裏にイノベーションを行ってきたが , 買収後にこ		
		れが継続されそうではない。		
軽量自動車運搬機		[特許とライセンスについて] Miller による取得	Miller の車両引上げ	

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	注) 「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		ప .		
(light-duty car carrier)		前に , Chevron は関連商品に用いられる部品につ	特許が有効に競争	
の設計,製造,販売		いて特許を取得した。本特許技術は競争上の優位	する上で重要であ	
		性を顕著に与えるものだった。本特許に関しても	り , このすべてが	
		Miller が Chevron に対して特許侵害訴訟を提起し	Miller に支配されて	
		ていたが,この争いは買収により終結した。	いる。既存販売業者	
		[取得の効果]シェア (1995 年 (Vulcan 買収 1 年	は確立されたブラ	
		前))は,Miller ブランド・23%, Jerr-Dan・41%,	ンドと実証済デザ	
		Chevron・11%であった。Vulcan , Dual Tech はと	インに対する顧客	
		もに約 5%である。残りのシェアは 8 社で占めら	ロイヤルティを確	
		れていた。Miller の取得によりこれら企業間の間	立している。	
		の競争は消滅する。1998 年には , Miller のシェア		
		は 47%に上昇し , Jerr-Dan が 37% , 他企業が 16%		
		である。		
		HHI:合併前 2380 合併後 3580 (1200 上昇)		
		Chevron 取得により同社が独立して支配していた		
		関連製品について高い価値を有する		
		Raise-and-Lower 特許が排他的に支配されること		
		になる。重要な車両引上げに関する特許について		
		上記のとおり(すべてが Miller により支配される		

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
			ことになる, Vulcan 取得以来, Miller はその車両		
			引上げに関する特許を競争者にライセンスして		
			きていない。		
			取得により,独立してイノベーションを実施する		
			者が消滅する。		
FTC	直接的抗血栓剤の研	米国	高度集中。当事企業2社が直接的抗血栓剤の開発	FDA規制(認可を受	a. 実質的・独立した競争者としての
Hoechst \succeq	究・開発・製造・販売		を行っているリーディング企業である。Hoechst	けるには , 10年から	HoechstとRPが消滅する。
Rohne-Poulenc (RP)			とRP (Novartisからのライセンスに基づく)が直接	それを超える年数	b. HoechstとRP間の現実・直接・実
の合併 [合併後名			的抗血栓剤製品を商業化するための財産的権利	を要し得る)。特許	質的な競争が消滅する。
称: Aventis]			の実質的部分と,これを商業的に開発するための	等の知的財産権が	c. 研究者・開発者間のイノベーショ
Docket No. C-3919			技術,製造,臨床,規制に関する専門的能力及び	参入障壁となって	ン競争を減少(研究開発プロジェク
(Complaint 18 January			製造能力を有している。Hoechstの関連製品はヘパ	いる。財産化されて	トの減少・遅延・方向変更を含む)
2000)			リン起因性血小板減少症・血液凝固を治療するた	いる投入要素には,	する。
			めのFDA認可を既に取得している。RPは直接的抗	種々の血液凝固を	e.現実に存在する潜在競争及び予想
			血栓剤開発の最終段階にある。両者とも,他の血	治療するための経	される潜在競争が消滅する。
			液凝固治療の臨床試験の最終段階にある。	口直接トロンビン	f. 特許及び特許出願を組み合わせ
				抑制剤と同抑制剤	ることを通じた参入障壁が増大す
				製法に係るものが	ప .
				含まれる。	g.合併企業が市場力を一方的に行使

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
					する能力が増大する。
	酢酸セルロースの製		高度集中。本製品に関しては製造業者が3社い	需要が減少してい	h. 実質的で独立した競争者として
	造・マーケティング・		る:Eastman Chemical , Primester (RPとEastmanの	る。新規製品に代替	のHoechstとRPが消滅する。
	販売[参考]		JV), Celanese(Hoechstの子会社)である。Eastman	されつつある。製	i. HoechstとRP間の現実・直接・実質
			ChemicalとCelanese は,各々,およそ45%の製造	造・販売能力を備え	的な競争が消滅する。
			能力シェアを占める。Primesterはおよそ10%の製	るために高い費用	j. 集中度が増大する。
			造能力シェアを占める。Kuwait Petroleumは,	がかかる。	k. 実際に存在する潜在競争及び予
			Celaneseの株式を25%を有しているところ,合併		想される潜在競争が消滅する。
			により12.5~15%のAventis(現RP)の株を保有す		1. 参入障壁が増大する。
			ることになる。合併会社はPrimesterに係る持分も		m. 協調可能性が増大する。
			取得することになる。		
FTC	パッケージ業で印刷	北米	大変高度に集中している(HHI ,上位 2 社集中度)。	適切な製造装置を	a. Polyfibron・MacDermid 間の現実・
MacDermid による	版製造に利用される		当事企業 2 社で販売高の 99%を占めており ,計画	建設するためには	直接・実質的な競争が消滅する。
Polyfibron	液状感光性樹脂の研		された買収は実質的には独占を作り出すものに	時間と費用がかか	b.集中度を実質的に,独占を創出す
Technologies の取得	究・開発・製造・販売		等しい。	る。量質ともに商業	るまでの程度に,増大させる。
Docket No. C-3911				化に足る商品を製	c.合併企業が一方的に市場力を行使
(Complaint 25 Dec.				造する技術能力取	する可能性を増大させる。
1999)				得は困難である。継	d.商品購入者がより高い価格を支払
				続的にイノベーシ	うことになる可能性が増大する。

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప 。		
* 後 半 部 で				ョンを続けること	e.購入者に対して技術的・販売上の
MacDermid,と旭化学				ができる研究開発	サービスが減じられる可能性が増
工業間の市場分割協				能力獲得は困難で	大する。
定(日本・北米相互不				ある。顧客に一定の	f. 関連製品の開発に関してイノベ
参入)を違法 (FTC 法				形で補完品を提供	ーションが減じられる可能性が増
5 条違反)としてい				する必要がある(委	大する。
ప 。				託販売ないしリー	i. 関連市場において参入障壁が増
				スベースでの製版	大する。
	パッケージ業で印刷		大変高度に集中している(HHI ,上位 2 社集中度)。	機器提供)。顧客は	g. Polyfibron・BASF・旭化成間で直
	版製造に利用される		Polyfibron と DuPont が合計して 90%以上の販売シ	質の知れているサ	接・実質的競争が行われる強固な可
	固形シート状感光性		ェアを占める。Polyfibron 販売分は,自ら製造し	プライヤーからの	能性が , Polyfibron と BASF ならび
	樹脂の研究・開発・製		たものと BASF が製造したものを含む。	変更を躊躇しがち	に MacDermid と旭化成間の排他的
	造・販売		MacDermid は関連製品の製造を行っていない	であって ,市場で認	供給契約のために , 消滅し , 現在の
			が,旭化学工業との 1998 年の契約に基づいて,	知されることは難	複占体制が揺るぎのないものにさ
			同社の製品を北米で販売する排他的な権利を有	しい。ほとんどの顧	れる。
			している。DuPont , Polyfibron 及びBASFととも	客が当事企業のい	h. シート状感光性樹脂に係る関連
			に ,旭化学工業は関連製品の世界における主要な	ずれかと長期装置	商品市場における製造販売に関し
			製造業者の1社である。	リース・材料	て協調的相互作用が行われる可能
				(material)調達契約	性が顕著に増大する。

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			క .		
				を結んでいる。	i. 関連市場において参入障壁が増
					大する。
					[Analysis では「イノベーションが
					減じられる可能性が増大する」とも
					述べられている。]
FTC	チタン航空用インベ	世界	高度集中(HHI)。 当事企業 2 社が世界における関	製造設備と専用設	(a) 開発・製造・販売について PCC・
Precision Castparts	ストメント鋳造部品		連製品供給者4社のうち2社に当たる。	備を備え,工法・製	Wyman-Gordon 間の現実・直接・実
(PCC) に よ る	の開発・製造・販売			造技術を開発し ,顧	質的競争が消滅する。
Wyman-Gordon の取	大型ステンレス鉄鋼		高度集中(HHI)。 当事企業 2 社が世界における関	客が必要とする認	(b) 開発・製造・販売について一方
得	航空用インベストメ		連製品供給者6社のうち2社に当たる。	証・認可を得るには	的反競争効果が生じる可能性が増
Docket No. C-3904	ント鋳造部品の開			時間を要する。	大する。
(Complaint 10	発・製造・販売				(c) 開発・製造・販売について協調
November 1999)	大型ニッケル基調合		高度集中(HHI)。当事企業2社が世界における関		的相互作用が生じる可能性が増大
	金航空用インベスト		連製品供給者4社のうち2社に当たる。		する。
	メント鋳造部品の開				(d)顧客がより高い価格を支払うこ
	発・製造・販売				とになる可能性が増大する。
					(e)開発・製造・販売に向けたイノベ
					ーションが減少する。
DOJ	米国軍及び民間の飛	世界	当事企業2社が関連製品供給者3社のうち2社に	[Analysis:洗練され	a. 各関連市場において

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
AlliedSignal &	行機用航空機衝突防		当たる。合併後のシェアは 60%以上になる見込み	た高度技術製品の	AlliedSignal・Honeywell 間の開発・
Honeywell の合併	止警報装置(TCAS)の		である。合併後の企業は , 一方的にあるいは他企	設計開発能力を有	製造・販売における現実的・潜在的
1: 99CV02959	開発・製造・販売		業と協調して価格を上昇させる力を有し,費用削	し ,複雑な製造プロ	競争が消滅する。
(Complaint 8			減・品質改良・イノベーションを行うインセンテ	セスを建設し ,厳し	b. 各関連市場において関連製品の
November 1999)			ィブは減少するだろう。	い品質基準を満た	開発・製造・販売に係る競争が除去
	探索・気象観測レーダ		当事企業2社のみが関連製品を供給している。合	す必要がある。法規	あるいは実質的に減殺される。
	ーの開発・製造・販売		併により競争が全て消滅し ,実質的に独占が作り	制のために ,米国外	c. 各関連市場において価格の上昇
			出される。価格を上昇する能力が生じるととも	の製造業者は ,主要	と品質の低下が見込まれる。
			に,費用削減・品質改良・イノベーションを行う	な購入者である米	d. 各関連市場においてイノベーシ
			インセンティブが減少するだろう。	国軍に販売するこ	ョンが減少すると見込まれる。
	米国軍及び民間宇宙		当事企業2社が関連製品の供給を実質的に行って	とは ,不可能ではな	
	産業用リアクショ		いる者4社のうち2社に当たる。当事企業2社は	いとしても ,難しい	
	ン・モメンタム・ホイ		ともにそれぞれ米国軍及び民間宇宙プロジェク	可能性がある。]	
	ールの開発・製造・販		トに係る入札資格を有しており ,現在宇宙で利用		
	売		されているリアクション・モメンタム・ホイール		
			を販売してきた。合併後のシェアは 50%以上にな		
			る見込みである。合併後の企業は , 一方的にある		
			いは他企業と協調して価格を上昇させる能力を		
			有し,費用削減・品質改良・イノベーションを行		

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
			うインセンティブは減少するだろう。		
	米国軍及び民間宇宙		当事企業2社が関連製品の供給を実質的に行って		
	産業用慣性計測シス		いる主要企業のうち2社に当たる。両者はそれぞ		
	テムの開発・製造・販		れ製造・販売を営んできた。合併は実質的に競争		
	売		を減少させることになる。合併後の企業は , 一方		
			的にあるいは他企業と協調して価格を上昇させ		
			る能力を持ち,費用削減・品質改良・イノベーシ		
			ョンを行うインセンティブは減少するだろう。		
DOJ	四輪駆動トラクター	米 国	高度集中。供給者は5社のみである。	参入には数年の時	a~c. 関連市場における競争全般が
Fiat による Case の取	の開発・製造・販売	とカ	シェア:Case 約 27% New Holland 約 13%	間がかかり相当の	実質的に減殺される。
得		ナダ	HHI: 取得前 3025 取得後 3690(665 増)	設備投資が必要で	d~f. New Holland・Case 間の現実
1:99CV0297	大型二輪駆動トラク		高度集中。	ある。あるトラクタ	的・潜在的競争が消滅する。
(Complaint 4	ターの開発・製造・販		シェア:Case 約 25% New Holland 約 10%	ー・ファミリーを開	g~i. 関連製品の価格が上昇し,品
November 1999)	売		HHI: 取得前 3950 取得後 4460(510 増)	発するには少なく	質が低下し ,イノベーションが減少
				とも3~5年かかる。	すると考えられる。
*New Holland は Fiat				流通体制を確立す	
の子会社				る必要がある。ブラ	
				ンド認知も参入障	
				壁である。既存企業	

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
				が余剰生産能力を	
				有する。	
	大型スクエアベーラ		4 社がほぼ全量を販売している。	参入には数年の時	
	ーの開発・製造・販売		シェア:Case 約31% New Holland 約16%	間がかかり相当の	
			HHI: 取得前 3240 取得後 4235 (995 増)	設備投資が必要で	
	小型スクエアベーラ		4 社がほぼ全量を販売している。	ある。流通体制を確	
	ーの開発・製造・販売		シェア:Case 約 10% New Holland 約 47%	立する必要がある。	
			HHI: 取得前 3365 取得後 4265 (900 増)	農家が部品・サービ	
	自動推進スクエアベ		5 社がほぼ全量を販売している。	スに迅速にアクセ	
	ーラーの開発・製造・		シェア:Case 約 19% New Holland 約 18%	スできる必要があ	
	販売		HHI: 取得前 2215 取得後 2885 (670 増)	る。ブランド認知も	
				参入障壁である。既	
				存企業が余剰生産	
				能力を有する。	
DOJ	大型汎用コンピュー	世界	[関連市場と市場シェア] Compuware が市場を	新規参入には開	a. 各市場において Compuware・
Compuware による	夕試験・デバッグ用ソ		60%を越えるシェアを有して市場を支配してい	発・評判確立のため	Viasoft 間の現実的・潜在的競争が消
Viasoft の取得	フト		る。Viasoft 製品は , 市場内で実質的なプレゼンセ	に時間・費用がかか	滅する。
1:99CV02884			ンスを占める競争者 2 社のうちの 1 社である。	る。市場は成熟し,	b. 各市場において競争が一般的に
(Complaint 29 October			Viasoft のソフトは , 多様な環境・プログラム言語	需要には変化がな	実質的に減殺すると見込まれる。

	*D+18	Luk TE	+18.0.13.13	41471051	######################################
	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
1999)			に使用できる点で Compuware のソフトに比し得	く ,既存企業で占め	c. 各市場において価格が上昇し ,製
			る性能を有する。	られ ,他の潜在的競	品サポートの品質と開発が減少す
			市場は既に高度に集中している(HHI)。	争者にとって参入	ると見込まれる。
			HHI:合併前 4800 超 合併後 5600 (少なくとも	は魅力のないもの	[Analysis では ,「イノベーションが
			800 上昇)	となっている。	減少する」とも述べられている。]
			合併により Compuware に最も近接した競争者が		
			消滅する。		
	大型汎用コンピュー		[関連市場と市場シェア] Compuware が圧倒的		
	タ故障管理ソフト		に支配的であり,シェアは 80%以上と予測され		
			వ .		
			市場は既に高度に集中しており ,HHI は合併前で		
			6900 以上である。買収により潜在的に最も実質的		
			な競争者が除去されることになる。加えて,		
			Compuware はこれを除く唯一の関連製品(ソフト)		
			を独占的に販売する権利を取得する申込みを行		
			っており , これにより市場における競争を完全に		
			排除しようとしている。		
			Viasoft 製品は Compuware の実質的競争者 2 社の		
			うちの 1 つである。Viasoft の製品が導入されたの		

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注) 「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
			は本年になってからであるが ,既に顧客を引き付		
			け Compuware から顧客を奪いつつあるのであっ		
			て,最も実質的な競争者である。Viasoft は環境・		
			言語のカバレッジの点で Compuware 製品に機能		
			的に比する製品をソフトを提供する唯一の企業		
			である。同社はベンダーに対して近い将来にテス		
			ト・デバッグ , 故障管理用ソフトの統合を行うこ		
			とを既にアナウンスしており ,統合製品を好む顧		
			客と競い合うのに最も適した地位にある。		
FTC	広告消費計測サービ	米国	高度集中(HHI)	効果的なデータ収	a. VNU と Nielsen 間の現実・直接・
VNU による Nielsen	ス		VNU 子会社(Competitive Media Reporting (CMR))	集技術を開発する	実質的競争が消滅する。
Media Research の全			と Nielsen (「Monitor Plus 」 Division)のみが関連	には時間と費用が	b. 顧客がより高い価格を支払わな
議決権取得			役務を提供している。	かかる。歴史的デー	ければならなくなる可能性が増大
Docket No. C-3900			シェア: CMR 72% Monitor Plus 28%	タを開発するには	する。
(Complaint 22 October			HHI: 取得前 5968 取得後 10000	時間がかかる。顧客	c. 関連市場におけるイノベーショ
1999)				には長期契約を締	ンが減少する。
				結しているものが	
				多い。広告出現デー	
				タをレーティング	

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
				情報に結び付ける	
				必要がある。正確性	
				についての評判を	
				確立する必要があ	
				る。	
FTC	床用製品に用いられ	北米	高度集中(HHI,上位4社集中度)。	適切な製造設備を	(a)Rohm & Haas・Morton の間の直
Rohm & Haas による	る水性ポリマーの研		Rohm & Haas と Morton が主要販売者 3 社のうち	建設するのには長	接・現実的競争が消滅する。
Morton International	究・開発・製造・販売		の2社に当たる。	い時間と費用がか	(b)合併企業が一方的に市場力を行
の取得				かる。専門技術能力	使する可能性が増大する。
Docket No. C-3883				の取得は難しい。確	(c)残った企業が関連市場内で協調
(Complaint 13 July				立された製造業者	的相互作用を行う可能性が増大す
1999)				からの転換を躊躇	る。
				しがちな顧客が構	(d)顧客が高い価格を支払わされる
				成する市場で認知	ことになる可能性が増大する。
				を確立することが	(e)技術・販売に関するサービスが減
				困難である。	じられる可能性が増大する。
					(f)イノベーションが減じられる可
					能性が増大する。

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
					上記すべてにより ,買収は近い将来
					あるいは長期的に価格上昇とサー
					ビス減少をもたらす可能性を増大
					させる。
FTC	長時間作用型局部麻	米国	高度集中(HHI)。HHI 合併前 6682。Astra は北	新製品の研究開発,	(a) Zeneca・Astra 間で実際に存在す
Zenneca Group による	酔薬の製造・販売		米と世界における長時間作用型局所麻酔の主要	FDA 認可 ,顧客の認	る潜在的競争が消滅する。
Astra の取得			供給者であり ,米国で長時間作用型局所麻酔販売	知を得ることが困	(b) 顧客がより高い価格を払わされ
Docket No. C-3880			について FDA 認可を受けた 2 社のうちの 1 社で	難である。	ることになる可能性が増大し ,ある
(Complaint 7 July			ある。このほかで同製品の製造販売について FDA		いは顧客が価格低下による便益を
1999)			認可を受けたのは Abbott Laboratories のみであ		受ける可能性が減少する。
			る。Zeneca は現在,長時間作用型局所麻酔の製造		(c) 製造・販売に向けたイノベーシ
			販売につき競争を行ってはいないものの,		ョンが減少する。
			Zeneca/Chiroscience ライセンス契約に基づいて,		
			新しい長時間作用型局所麻酔の研究開発を行っ		
			ており ,1999 年に米国でマーケティングと販売を		
			開始することを予定している。		
FTC	非閉塞性動脈ポンプ	米国	関連市場は高度に集中しており ,買収により更に	[詳細な説明なし]	a. Medtronic・Avecor 間の現実・直
Medtronic にょる	の研究・開発・製造・		集中することが見込まれる。		接・実質的競争が消滅する。
Avecor	販売		HHI: 買収前 5700 超 買収後 6050(340 増)		b. Medtronic が一方的に市場力を行

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
Cardiovascular の取					使する可能性が増大する。
得					c. 顧客の支払う価格が上昇する見
Docket No. C-3879					込みが増大する。
(Complaint 3 June					d. 研究・開発・製造・販売に向けた
1999)					イノベーションが行われる見込み
					が減少する。
FTC	心肺機器の研究・開	米国	高度集中(HHI)	新製品開発の困難	(a) SNIA と Gambro 間の研究・開
SNIA による COBE	発・製造・販売		HHI:合併後 4638 (1554 増)	性 ,FDA 認可取得の	発・製造・販売に関する現実・直接
Cardiovascular の 取	*COBE は COBE		Gambro と SNIA はそれぞれ,第1位・第3位の	難しさ,全国的サー	的かつ実質的競争が消滅する。
得	Laboratories Inc. †		供給者である。	ビス・販売ネットワ	(b) 協調的相互作用の可能性が増大
Docket No. C-3889	Gambro などを通じて		[Analysis:4 社が供給している。第4位の企業は	- ク及び製品の	する。
(Complaint 14 May	関連する事業・研究開		他の3社に比較して顕著に小さい。]	質・信頼性の記録シ	(c) 顧客が高い価格を支払わされる
1999)	発を実施してきてい			ステムを確立する	ことになる可能性が増大する。
	た。			ことが困難である	(d) 研究・開発・製造・販売に向け
				ことから ,参入は困	たイノベーションが減少する可能
				難である。	性が増大する。
FTC	ガスクロマトグラフ	世界	高度集中(HHI)	新製品の設計・開発	a. ABB・Elsag Bailey 間の現実・直
ABB による Elsag	装置の製造・販売		HHI: 取得後 4764(2310 増)	と製品試験 ,製品品	接・実質的競争が消滅する。

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
Bailey Process			当事企業 2 社が主要供給者であって ,合計シェア	質についての実績	b. ABB が一方的に市場力を行使す
Automation の全株式			は70%になると予想される。	確立 ,サービスとサ	る可能性が高まる。
取得				ポートの体制確立	c. 関連製品の顧客がより高い価格
Docket No. C-3867				は困難である。	を支払わなければならなくなる可
(Complaint 14 April					能性が高まる。
1999)					d. イノベーションが減少する。
	マススペクトロメト		高度集中(HHI)		e. ABB・Elsag Bailey 間の現に存在す
	リー装置の製造・販売		HHI: 取得後 4150		る潜在的競争が消滅する。
			ABB が主要供給者であり, Elsag Bailey は研究開		f. 関連製品の顧客がより高い価格
			発を行っている。1999 に製造販売を開始する予定		を支払わなければならなくなる可
			である。		能性が高まる。
					g. イノベーションが減少する。
DOJ	海洋掘削用掘削同時	米国	高度に集中しており,4 社のみが競争している。	LWD 装置をひとと	a. Halliburton・Dresser 間の現実的・
Halliburton ∠ Dresser	検層 (LWD)サービス		Dresser が 2 位 (販売総額中 27%), Halliburton が	おり開発するには	潜在的競争が消滅する。
Industries の合併	の提供		4位(販売総額中18%)を占める。合併により相	多額の投資が必要	b. LWD サービスの提供に関する競
Civil Action No.			当に集中が進む。HHI は , 合併により 1000 近く	である。開発後は相	争が一般的に実質的に減殺される。
98CV2340			増大し,3600になる。	当の試験と ,高品質	c. LWD サービスの価格が上昇する。
(Complaint 29				で信頼できるとい	d. LWD 装置の開発・商業化・改善
September 1998)				う評判を確立する	に関する競争が実質的に減殺され

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		る 。		
			必要がある。顧客は	ప .
			これら装置の欠陥	
			による遅延により	
			生じる費用が高額	
			に上るため ,確立さ	
			れた評判をもつ商	
			品であることを要	
			求している。	
			新規ないし改良さ	
			れた LWD 装置の提	
			供者すべて(現在4	
			社,当事企業2社を	
			含む)が , 経験を有	
			し ,相当の研究開発	
			部門を持ち , 世界規	
			模でサービス提供	
			を行っており ,これ	
			らすべてが新規・改	
			良装置を作り出す	

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
				計画を有している。	
				規模の経済と評判	
				が装置に係るイノ	
				ベーションを行う	
				ためには必要であ	
				って,LWD サービ	
				スへの新規参入が	
				難しい以上 ,相当の	
				期間内に LWD の研	
				究開発計画が実施	
				される見込みは薄	
				l1.	
FTC	心臓血栓溶解剤の研	米国	高度集中(HHI)。	研究開発と FDA 認	(a) Roche と Corange の研究・開発・
Roche Holding による	究・開発・製造・販売		HHI:取得後およそ 8698 (3220 増)	可取得に時間がか	製造・販売に関する現実・直接・実
Corange の全議決権			Roche と Corange は主要供給者の 2 社であり,最	かるため。	質的競争が消滅する。
取得			も効果的で安全な製品を提供している。Roche と		(b) Roche が研究・開発・製造・販売
Docket No. C-3809			Corange は研究・開発・製造・販売に関する現実		に関して一方的に市場力を行使す
(Complaint 21 May			の競争者である。		る見込みが増大する。
1998)					(c) 顧客がより高い価格を支払うよ

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
					うになる見込みが増大する。
					(d) 研究・開発・製造・販売に向け
					たイノベーションが行われる見込
					みが減少する。
	職場検査用 DAT 試薬		高度集中(HHI)。	一連の DAT 試薬を	(a) Roche と Corange の研究・開発・
	の研究・開発・製造・		HHI: 取得後 およそ 4878 (704 増)	開発するとともに,	製造・販売に関する現実・直接・実
	販売		Roche と Corange が関連製品の供給者 4 社のうち	ブランド認知・顧客	質的競争が消滅する。
			の 2 社である。Roche と Corange は研究・開発・	受容を確立するの	(e)研究・開発・製造・販売の市場に
			製造・販売に関する現実の競争者である。	が困難であるため。	おける共謀ないし協調的相互作用
			[Analysis:両者は上位 3 社中の 2 社に当たる。]		が行われる見込みが増加する。
FTC	傷・汚れ除去製品の研	米国	高度集中(HHI)。	中でも一連の DAT	(a) 関連市場において S.C. Johnson
S.C. Johnson & Son	究・開発・製造・販売		HHI: 取得後 5646 (2730 増)	試薬を開発すると	と Dow Brands の間の現実・直接・
による DowBrands 資			S.C. Johnson と Dow Brands が主要供給者 2 社に該	ともに , ブランド認	実質的競争が消滅する。
産取得			当する。S.C. Johnson と Dow Brands は研究・開発・	知・顧客受容を確立	(b) 関連市場において S.C. Johnson
Docket No. C-3809			製造・販売に関する現実の競争者である。	し , 小売網を確立す	が一方的に市場力を行使する見込
(Complaint 12 April	ガラス・クリーナー製		高度集中(HHI)。	るのが困難である。	みが増大する。
1998)	品の研究・開発・製		HHI:取得後 およそ 4920 (1180 増)		(c) 顧客が関連製品について高い価
	造・販売		S.C. Johnson と Dow Brands が主要供給者 2 社に該		格を支払わなければならなくなる

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
			当する。S.C. Johnson と Dow Brands は研究・開発・		見込みが増大する。
			製造・販売に関する現実の競争者である。		(d) 関連市場においてイノベーショ
					ンが減少する。
					(e) 関連製品について広告及び販売
					促進の水準が減少する。
DOJ	米国軍航空機用早期	米国	Northrop と Lockheed のみが米国軍航空機に用い	2 既存業者が持つ専	早期警戒レーダー ,光学ミサイル警
Lockheed Martin と	警戒レーダーの開	注(4)	られている関連製品を製造している。取得により	門知識を乗り越え	戒システム ,指向性赤外線対抗シス
Northrop Grumman の	発・製造・販売		独占が生じる。米国軍用に関連製品の開発・製造	るために技術その	テム ,米国軍用光ファイバ曳航デコ
合併			を行う最も高い能力を有する。	他のリソースを相	イ , SQQ-89 対潜水戦闘システムに
98CV00731				当程度投入する必	ついて , 競争が消滅し , 費用が上昇
(Complaint 23 March				要がある。参入には	し , イノベーションが減少し , 価格
1998)				少なくとも5年かか	が上昇する。
				り ,10 億ドルを超え	
*Northrop は Logicon				る開発・設備投資費	機上電波妨害装置 システム , 高性
を保有する。				用が必要である。	能固定翼戦闘機,ステルス技術,遠
	米国軍プログラム用		米国企業としては Northrop と Lockheed のみが関	高度の技術 , 熟練技	隔機雷掃討システムについては,
	光学ミサイル警戒シ		連製品を開発している。現在及び次世代の関連製	術者,試験施設,專	Lockheed と Northrop が主要な競争
	ステムの開発・製造・		品について他には有効な競争者は存在しない。取	門的機器が必要で	者 3 社のうちの 2 社であるところ ,
	販売		得により競争がすべて消滅し ,独占が生じること	ある。難しく高額で	これらについて競争が実質的に減

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		ప .		
		になる。	時間がかかる開発	殺され,この結果,費用が高くなり,
			に従事する必要が	価格が上昇し ,イノベーションが減
			ある。	少する。
米国軍用指向性赤外		Lockheed は赤外線対抗システムを ,Northrop は指	高度の技術 , 熟練技	
線対抗システムの開		向性赤外線対抗システムを製造している。両企業	術者,試験施設,專	[垂直型]国防省は,価格とイノベー
発・製造・販売		とも国防省の競り (Competition) に向けてより小	門的機器が必要で	ションに関する競争から生じる利
		さく強力な関連製品を開発中である。他に関連製	ある。難しく高額で	益を得ることに関して,国防省の主
		品は開発・製造されていない。取得により供給者	時間がかかる開発	要調達相手方が盛んに競争するこ
		の数は1になる。	に従事する必要が	とに依存しているところ,競争は,
			ある。	ロッキードが垂直的に統合された
米国軍用機上電波妨		Lockheed と Northrop は関連製品の主要な供給者	高度の技術 , 熟練技	企業となって ,主要調達相手方であ
害装置システムの研		中の2社である。次世代システムの信頼できる入	術者,試験施設,專	るとともに主要なシステム・サブシ
究・開発・製造・販売		札者としては ITT Industries のみが存在する。	門的機器が必要で	ステム供給者となって,内製された
		Lockheed と Northrop は最先端の関連システム開	ある。難しく高額で	システム・サブシステムを自己にと
		発を , それぞれ ITT と共同で手掛けており , 国防	時間がかかる開発	って差別的に有利に用いることが
		省はいずれかの技術を採用する見込みが高い。	に従事する必要が	できる能力によって,害されること
			ある。	になる。競争が減少すれば,ロッキ
米国軍用光ファイバ		Lockheed が国防省向けに関連製品を製造してい	高度の技術 , 熟練技	ード並びに他のシステム・サブシス
曳航デコイの開発・製		る。Northrop は国防省ほかの資金により,国防省	術者,試験施設,專	テム・主要調達相手方たる競争者に

商品市場	地	理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的	市	注) 「高度集中 」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場		評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
造・販売			の調達歴がある企業と共同で ,関連製品を開発中	門的機器が必要で	よるイノベーションは減少し,競争
			である。取得により Lockheed が供給を独占する	ある。難しく高額で	者の退出が生じ ,競争的参入の機会
			ことになる。	時間がかかる開発	は減少し,関連商品の品質低下・費
				に従事する必要が	用上昇と価格上昇が生じると見込
				ある。	まれる。
米国軍用高性能固定			Lockheed , Northrop とボーイングのみが関連製品	参入障壁は極端に	
翼戦闘機の開発・製			について国防商用デザイン・開発・製造経験・製	高い。資金 , デザイ	a. 各関連市場内において開発・製
造・販売			造能力を有する。国防省のみが関係する顧客であ	ン・開発・技術力,	造・商品販売に関する競争が消滅
			る。国防省は上記以外の企業から調達することは	低被発見性・ステル	し,あるいは実質的に減殺される。
			できない。Lockheed , Northrop は新型機に関する	ス能力 ,高性能機を	b. 各関連市場において Lockheed・
			最有力競争者である。取得により供給者の数が減	試験し建設する設	Northrop 間の開発・製造・商品販売
			ることになる。	備の必要性は ,現在	に係る現実的・将来的競争が消滅す
				市場内にいない企	3 .
				業にとっては過重	c. 各関連市場において商品の費用
				である。	及び / あるいは価格が上昇する。
米国軍用低被発見			Lockheed と Northrop は関連製品技術に係る知ら	参入は極端に難し	d. 各関連商品市場におけるイノベ
性・ステルス技術の開			れたリーダーである。これらは 20 年以上にわた	い。Lockheed と	ーションが減少する。
発・応用			るステルス技術応用経験を有し ,他にはこれに比	Northropの経験に対	e. [垂直型]決定的防御システムとサ
			する経験を持つものはない。実際にステルス飛行	抗する専門能力を	ブシステム市場 , 軍事用プラットフ

商品市場	地	理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的	市	注) 「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場		評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
			機を製造したのはこれらだけである。当事企業は	開発する時間と費	ォーム及び統合電子的システム市
			統合後 ,他に代替物のない技術を支配することに	用は禁止的な程度	場における競争が減殺される。
			なる。	のものである。	f. [垂直型]軍事用プラットフォー
米国軍用遠隔機雷掃			Lockheed と Northrop 以外には関連製品を製造す	広範囲にわたる能	ム ,統合電子的システム及び防御シ
討システム(RMS)の開			る契約を取り付けた企業はない。他の競争者は	力を開発するため	ステムとサブシステム市場の参入
発・製造・販売			Boeing のみである。	の相当の投資が必	障壁が高くなる。
				要になる。ビジネス	
				が得られる見込み	
				がなければ , かかる	
				投資は行われそう	
				にない。	
SQQ-89 対潜水戦闘シ			Lockheed と Northrop のみが調達歴を有し,交互	対潜水戦闘システ	
ステムの開発・製造・			に調達を行ってきている。取得により競争が消滅	ムに探知機を統合	
販売			する。次世代機器に関する競争について両者は競	した製品は他には	
			り合っている。	製造されておらず,	
				Lockheed &	
				Northrop に対して相	
				当に不利な立場に	
				立つことになる。	

商品市場	地理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
1544.17 %	的市			134 - 131 - 131 - 131 - 131
	場場	評価するにあたり言及された指標が示されてい		
			に手门ろれた安囚	
		వ .		
国防省各種	プログラ	Logicon による SETA サービスが Lockheed の競争	[説明なし]	
ム(イージ	ス・プログ	者に提供される限りで,競争者の秘密情報へのア		
ラム向) SE	TA (シス	クセスを同社は持つことになる。調達に際して薦		
テムエンジ	ニア・技術	められた仕様を開発することが Lockheed はでき		
支援)サート	ごスの提供	るようになる。Lockheed は入札ほか提案の評価補		
		助を通じて競争者を不利な立場に置くことがで		
		きるようになる。		
		*次の市場において垂直型悪影響が発生することも	・ ・指摘された(研究開	
		発に関する悪影響は指摘されていない):早期警戒	レーダー、空中射撃コ	
		ントロール・レーダー,光学ミサイル警戒システム	4,指向性赤外線対抗	
		システム,機上電波妨害装置システム,光ファイル	「曳航デコイ , 側方機	
		雷掃討探知機,機雷回避探知機,魚雷音響逆探知隊	方御ソナー,広角口径	
		配列船体固定式探知機,, SQQ-89 対潜水戦闘シスラ	テム,宇宙ベースプラ	
		ットフォーム等用を含むスペース・ベース・エレク	フトロニクスとこれら	
		が用いられる米国軍プラットフォーム・電気シスラ	テムの開発・製造・販	
		売。		

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			క .		
FTC	制約ドリブン・グリッ	世界	CCT は,現在,商業的に利用可能な制約ドリブ	制約ドリブン・グリ	Cadence にとって集積回路レイアウ
Cadence Design	ドレス(shape-based)集		ン・グリッドレス集積回路ルーティングツールを	ッドレス集積回路	ト環境を他者に提供することは利
Systems & Cooper &	積回路ルーティング		販売している唯一の企業である。他に少なくとも	ルーティングツー	益になるはずであるが,同社は,同
Chyan Technology	ツールの研究・開発・		1 社がこの商品の開発を行っている。	ルについては相当	社の製品に競合するルーティング
(CCT)の合併	販売			の参入障壁が存在	ツールの供給者に対しては , レイア
Docket No. C-3761				する。高度に複雑で	ウト環境を提供するインセンティ
(Complaint 7 August				開発が困難である。	ブを有さない。合併により ,同社は ,
1997)				開発に必要な既に	制約ドリブン・グリッドレス集積回
[垂直合併]				基礎になるコア技	路についてルーティングツールを
				術を有する企業が	所有することになる。合併後には
				新規に参入するに	Cadence はこれと競合する制約ドリ
				は,およそ 2~3.5	ブン・グリッドレス集積回路ルーテ
				年を要する。この種	ィングツール供給者に対してレイ
				の技術を有さなけ	アウト環境の提供をする見込みが
				ればより長い期間	減るものと考えられる。
				が必要である。	
				集積回路レイアウ	合併により , 制約ドリブン・グリッ
				トツールとの互換	ドレス集積回路ルーティングツー
				性を確保するため	ル市場に成功裏に参入するには ,集

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		ప .		
			には ,集積回路設計	積回路レイアウト環境市場への同
			者は共通の集積回	時参入が必要になるようになる見
			路レイアウト環境	込みが高まる。二段階参入の必要性
			に対するインター	により , 制約ドリブン・グリッドレ
			フェイスを有する	ス集積回路ルーティングツール市
			集積回路を選ぶこ	場への参入の見込みは減ることに
			とが必要である。	なる。
			Cadence が集積回路	
			レイアウト環境の	合併により制約ドリブン・グリッド
			支配的供給者であ	レス集積回路ルーティングツール
			って,Cadence 製同	市場の競争は実質的に減少し,独占
			製品とのインター	が創出される可能性がもたらされ
			フェイスを有しな	る。
			い制約ドリブン・グ	
			リッドレス集積回	価格が高くなり ,サービスが減らさ
			路ルーティングツ	れ,イノベーションが減る。
			ールが集積回路設	
			計者に受け入れら	
			れる見込みは ,同イ	

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		る 。		
			ンターフェイスを	
			有した場合に比べ	
			て低い。	
集積回路レイアウト		Cadence は集積回路レイアウト環境の支配的供給	相互に互換性のあ	
環境		者である。Cadence の本製品に関する主要な競争	る集積回路レイア	
		者は Avant! Corporation である。Avant! 及びこの	ウトツールをフル	
		トップ経営層は , 共謀して Cadence から営業秘密	セットで備えない	
		を盗んだとして刑事罰を科されている。	限りは ,集積回路レ	
			イアウト環境が集	

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
				積回路設計者に選	
				択される見込みは	
				低い。	
FTC	導きピストンの研	米国	取得前:Mahle 50%超 Metal Leve 約 45% (合	参入者は,製造のた	a. 高度に集中した市場での集中度
Mahle による Metal	究・開発・製造・販売		計約 95%)	めの専門能力を獲	を相当程度に増大させる。
Leve の過半数議決権			高度集中(HHI)。 買収により HHI は 4500 上昇し	得し ,時間のかかる	b. Mahle・Metal Leve 間の現実・直
取得			およそ 9500 になる。	r customer	接・実質的な競争並びに潜在的に増
Docket No. C-3746			現在,導きピストンを販売している他企業は,脆	qualification」手続を	大し得る競争が消滅する。
(Complaint 4 June			弱な競争者であって , Mahle と Metal Leve に顧客	満足させ ,相当のサ	c. 独占あるいはそれに近いものが
1997)			を奪われている。	ンクコストをかけ	創り出される。
				て製造設備を獲得	d. 差別化された製品の中でも最も
				しなければならな	代替性の強い2製品の間の競争が
				いためである。 エン	消滅する。
				ジン製造業者は , ピ	e. 合併企業が一方的に市場力を行
				ストンの費用がピ	使することを促進する。
				ストンの低性能や	f. 価格が上がる結果をもたらすと
				その故障に伴い生	見込まれる。

商品市場	地 理	- 市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
1-2 HH (15 - 20	的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と		13-2100000000000000000000000000000000000
	場場			
	场	評価するにあたり言及された指標が示されてい _	に挙げられた要因	
		వ .		
			じる費用に比べて	g. イノベーションが減少し ,この結
			低いために , ピスト	果として製品開発が遅れあるいは
			ン供給者の選択に	減る結果がもたらされると見込ま
			あたりリスク回避	れる。
			的になる傾向があ	
			る。	
大口径二個式ピスト	世界	高度集中。世界で現在4社のみが製造を行ってい		a. 高度に集中した市場において ,集
ンの研究・開発・設		る。Mahle と他の 1 社が世界市場を支配しており,		中の程度を相当に上昇させる。
計・製造・販売		Metal Leve はその市場の中で販売を行い,積極的		b. Mahle・Metal Leve 間の現実・直
		に入札をしてきている。		接的・実質的な競争及び潜在的に活
				発化され得る競争が消滅する。
				c. 市場に活発な競争をもたらして
				きた一匹狼型競争者が消滅する。
				d. 販売者間の協調的行動を米国内
				において促進する。
				│ │e. 価格が上がる結果をもたらすと│
				見込まれる。
				f. 合併企業が製品開発を遅らせあ
				るいは減らしてイノベーションを

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
					減少させる可能性がある。
FTC	犬用ライム病ワクチ	米国	高度集中(HHI)	参入には数年にわ	a. AHP・Solvay 間の現実・直接・実
American Home	ンの研究・開発・製		HHI:取得後 8042(1976 増)	たる相当の投資が	質的競争が消滅する。
Products (AHP)によ	造・販売		当事企業2社を含め供給者は3社のみである。	必要である上に , 商	b. AHP が一方的に市場力を行使す
る Solvay の事業取得	[参考]			用可能な商品が得	る可能性が増大する。
Docket No. C-3740	犬用コロナウィルス		高度集中(HHI)	られる保証はない。	c. 当事企業以外の企業が共謀し協
(Complaint 16 May	ワクチンの研究・開		HHI:取得後 5496 (809 増)	製品の製造を広く	調的相互作用を行う可能性が高ま
1997)	発・製造・販売		供給者は少数であって,当事企業はその中の2社	カバーする特許が	ప .
	[参考]		である。Solvay 以外の供給者は AHP から関連製	存在する。農務省か	
			品を製造販売するライセンスを受けている。	ら製造販売許可を	
				得る必要があり,更	
				に時間がかかる。	
	猫用白血病ワクチン		高度集中(HHI)	参入には数年にわ	
	の研究・開発・製造・		HHI: 取得後 6980(3353 増)	たる多額の投資が	
	販売		当事企業2社を含めて供給者は3社のみである。	必要である上に , 商	
	[参考]			用可能な商品が得	
				られる保証はない。	
				農務省から製造販	
				売許可を得る必要	

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
				があり ,更に時間が	
				かかる。	
FTC	国防省用高高度滞空	米国	高度集中(HHI・上位 2 社集中度・上位 4 社集中度)	技術を開発し必要	a. 各関連市場において Tier II Plus
Boeing にょる	無人航空機の研究・開		関連製品を製造するのは 2 チーム(Tier II Plus チ	な専門能力を獲得	チーム・Tier III Minus チーム間の現
Rockwell International	発・製造・販売		ームと Tier III Minus チーム) だけであり,当事企	することが難しい。	実・直接・実質的競争が減少する。
の事業取得			業 2 社はメンバーである。Boeing は取得によって		b. 国防省が高高度滞空無人航空機
Docket No. C-3723			両方のチームに参加することになる。		により高い価格を支払わなければ
(Complaint 5 May	宇宙発射装置の研		[記述なし]	[Complaint 本文には	ならなくなる可能性が増大する。
1997)	究・開発・製造・販売			記述なし , 右記参	c. 高高度滞空無人航空機市場にお
				照]	いて品質が低下し技術的イノベー
	宇宙発射打上用ロケ		高度集中(HHI)	技術を開発し必要	ションが減少する可能性が増大す
	ット推進システムの			な専門能力を獲得	る。
	研究・開発・製造・販			することが難しい。	e. Boeing が Tier II Plus チームに係る
	売				競争上重要な非公開情報にアクセ
					スすることができるようになり,こ
					れにより ,高高度滞空無人航空機に
					係る Tier II Plus チーム・Tier III
					Minus チーム間の現実・直接・実質
					的競争が減少し ,国防省が高高度滞

	+	1.1		45 5 45 	### \
	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			る 。		
					空無人航空機により高い価格を支
					払わなければならなくなる可能性
					が増大し , 高高度滞空無人航空機の
					品質が低下し技術的イノベーショ
					ンが減少する。
					f. Boeing が他の宇宙発射ロケット
					製造業者に係る競争上重要な非公
					開情報にアクセスできるようにな
					ることで ,Boeing と他の宇宙発射口
					ケット製造業者製造業者との間の
					現実的競争が減少し , 宇宙発射ロケ
					ット市場において品質が低下し技
					術的イノベーションが減少する。
FTC	FDA により承認され	米国	高度集中(HHI)。Baxter と Immuno のみが供給を行	参入は時間と費用	a. 各関連市場において, Baxter・
Baxter International	た第8因子抑制剤の研		っている。	がかかり , 長年にわ	Immuno 間の直接・現実的競争が消
よる Immuno	究・開発・製造・販売			たる相当の資源投	滅する。
International の過半数				│ │ 入が必要である上 ,	b. Baxterが各関連市場で一方的に市

		1			
	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
議決権取得	FDA により承認され		高度集中(HHI)。BaxterとImmunoは関連製品を	商業的に販売可能	場力を行使する可能性が増大する。
Docket No. C-3726	たフィブリン・シーラ		販売するために FDA 承認を申請している数少な	な製品を開発でき	c. 各関連市場において支配的企業
(Complaint 24 March	ントの研究・開発・製		い企業のうちの2社である。	る保証はない。特許	が作り出される。
1997)	造・販売			も参入を難しくし	
				ている。	
FTC	遺伝子治療技術,遺伝	米国	高度集中。Ciba・Chiron 及び Sandoz は,商業的	FDA・EPA の規制の	a. Ciba・Sandoz 間の実質的で独立し
Ciba-Geigy & Sandoz	子治療の研究・開発		に遺伝子治療製品を開発している能力を有する	ために製品導入に	た競争者としての競争を消滅させ,
の合併 [新会社名:	(生体外・生体内と		数社中 2 社に当たる。Ciba・Chiron 及び Sandoz	は長いリードタイ	現実・直接・実質的競争を消滅させ
Novartis]	も)		のみが,遺伝子治療製品を商業化する上での技	ムが必要である。加	(研究開発の減少,遅延,方向変更
Docket No. C-3725			術・製造・治験・規制・製造能力を保有している。	えて特許等の知的	を含む), 関連市場の集中の程度を
(Complaint 24 March			この2社とも,人間の病気であって,従来医療上	財産権が強力で ,克	増大させる。
1997)			のニーズが充たされてこなかった病気の治療に	服不可能な可能性	b. 関連市場における現実・潜在的,
*Ciba-Geigy は Chiron			向けた治験を行っている段階にあるか ,それに近	がある参入障壁と	その可能性が認識されている潜在
の株式約 46.5%を保			い段階にある。Ciba・Chiron 及び Sandoz は,遺	なっている。	的競争が消滅する。
有する。			伝子治療技術の主要な商業的開発者 2 社であっ		c. 関連市場への参入障壁を高める。
			て,特許,特許出願,ノウハウを含む遺伝子治療	参入には,長期にわ	
			において不可欠な財産的ポートフォリオを支配	たる治験 , データ収	(遺伝子治療について)
			している。	集と分析が必要で	d. 代替的な技術を結び付け ,遺伝子

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		క .		
癌用ヘルペス	スウイル	高度集中。2 社のみが関連製品を商業的に開発す	あり ,製造施設につ	治療製品の研究開発者間のイノベ
ス・チミジン	キナーゼ	る能力を有し,治験かそれに近い段階にある。	いて FDA 承認を得	ーション競争を減らす(研究開発経
("HSV-tk")遺化	云子治療	Sandoz と Chiron は , この遺伝子治療技術の主要	るための長年にわ	路の減少・遅延・方向変更を含む)。
の研究・開発	・製造・	な商業的開発者であって,特許,特許出願,ノウ	たる出費が必要で	e. 合併企業が Sandoz の遺伝子治療
販売		ハウを含む遺伝子治療において不可欠な財産的	ある。各々の遺伝子	研究開発を完全に支配するととも
		ポートフォリオを支配している。	治療市場への参入	に , Chiron の株式の 46.5%を支配す
移植片対宿	1主病用	高度集中。2 社のみが関連製品を商業的に開発す	に要する期間は 10	ることとなって ,遺伝子治療市場に
HSV-tk 遺伝子	ど治療 の	る能力を有し,治験かそれに近い段階にある。	~ 12 年にわたり得	おいて合併企業が,一方的ないし
研究・開発・	製造・販	Sandoz と Chiron は , この遺伝子治療技術の主要	る。最も目立った参	Chiron との協調的相互作用を通じ
売		な商業的開発者であり,特許,特許出願,ノウハ	入障壁には,技術,	て,市場力を行使する能力を増大さ
		ウを含む遺伝子治療において不可欠な財産的ポ	規制,特許,治験,	せる。Chiron は , 合併企業以外で遺
		ートフォリオを支配している。	製造上の障壁が含	伝子治療を商業化する能力を持っ
血友病用遺伝	云子治療	高度集中。2社のみが第8因子遺伝子が用いられ	まれる。	た唯一の企業である。
の研究・開発	・製造	た関連製品を商業的に開発する能力を有する。		f. その範囲と有効性が不確かな特
		Chiron と Sandoz はこの遺伝子治療技術の主要な		許・特許出願を結合し,潜在的参入
		商業的開発者であり,特許,特許出願,ノウハウ		者が,より多くの特許について,回
		を含む遺伝子治療において不可欠な財産的ポー		避発明をするか無効だと主張せざ
		トフォリオを支配している。		るを得ないように仕向けることに

商品市場	地	理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的	市	 注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場		│ │評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
薬剤耐性遺伝子治療			薬剤耐性遺伝子治療の研究開発の市場は高度に		よって,参入障壁を高める。
の研究・開発・製造・			集中している。3 社のみがミトコンドリアリボソ		g. 合併企業の知的財産権を他者に
販売			ームタンパク質を用いた関連製品を商業的に開		ライセンスし , あるいは , 他の企業
			発することが可能である。Chiron と Sandoz はこ		と共同するインセンティブは ,合併
			の遺伝子治療技術の主要な商業的開発者であり,		前のそれと比較して小さくなる。
			特許 , 特許出願 , ノウハウを含む遺伝子治療にお		
			いて不可欠な財産的ポートフォリオを支配して		
			เงอ		
ノミ駆除剤の研究・開			高度集中(HHIほか)。Ciba は主要な開発・製造・	参入には 10 年以上	k. 最も近接した代替品を結合する
発・製造・販売			販売者であり,およそ 50%のシェアを占める。	にわたる化学合成,	ことにより ,合併企業が市場力を一
			Sandoz は第 2 位であり,材料である methoprene	長期のテスト , デー	方的に行使する能力を上昇させる。
*トウモロコシ用除草			を製造している。合併により集中度は増大する。	夕収集と分析 ,商業	1. 競争者間の協調的相互関係の度
剤市場にも悪影響が			HHI:合併前 3050 合併後約 6600	的販売に関して	合いと可能性を増す。
及ぶとされたものの,			合併前には Sandoz と Ciba はほかのノミ駆除剤で	EPA ないし FDA 承	m. 現実・直接・実質的な価格競争
研究開発活動への悪			あって,直接かつ潜在的な競争関係に立ちそうな	認を得るための数	の可能性を消滅させることにより,
影響は特には述べら			ものを開発していた。	年にわたる出費が	消費者がより高い価格を支払わな
れなかった。				必要である。市場に	ければならなくなる。開発中の新製
				製品が導入されれ	品が導入されなくなり ,あるいはそ
				ば,顧客とペット飼	の時期が遅くなり , あるいは , 方向

商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	的市	 注)「高度集中 」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	場	│ │評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
		ప .		
			主の認知を得るた	が変更されて製造者間のイノベー
			めの広告宣伝のた	ション競争が減少する。
			めに多額の埋没費	
			用をかけなければ	
			ならない。	
			Sandoz のノミ駆除	
			剤に使われている	
			「methoprene」に係	
			る特許の期限は切	
			れたものの ,EPA 承	
			認及び「methoprene」	
			の製造に係る財産	
			的技術のために,	
			Sandoz のノミ駆除	
			剤に対するジェネ	
			リック品の競争は	
			妨げられてきた。	

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
FTC	スクラップ回収所情	米国	各関連市場は高度に集中している。ADP が交換機	注(5)	a. 実質的で独立した競争者たる
Automatic Data	報システムの製品・サ	ある	能の唯一の供給者であり ,スクラップ回収の唯一		AutoInfo が消滅する。
Processing (ADP)によ	ービス	いは	の供給者であって ,スクラップ回収所管理システ		b. ADP・AutoInfo 間の現実・直接・
る AutoInfo の資産取		米 国	ムについては市場で少なくとも 80%のシェアを		実質的競争が消滅する。
得 Docket No. 9282		とカ	占めて支配的供給者であり ,中央データベースを		c. 関連市場の集中の程度を増大さ
(Complaint 13		ナダ	通じた部品配置を可能にする電子コミュニケー		せる。
November 1996)			ション・システムの唯一の供給者である。		d. 製品価格を上昇させたか ,させる
					可能性がある。
	自動車部品・組立交換		本買収は主要なスクラップ回収業者向インフォ		e. メンテナンス・サービスを減少さ
	機能 (interchange)の		メーションサービスプロバイダを買収し ,市場力		せたか,させる可能性がある。
	開発・販売		を獲得する計画の一環をなすものである。1992		f. 関連製品に係る技術改良あるい
			年までに ADP は Hollander (顧客数最大)と		はイノベーションを減少させたか,
			AutoInfo(顧客数第2位)を獲得する計画を立て		させる可能性がある。
			た。買収前には AutoInfo が ADP の主要かつ唯一		g. 関連市場への参入障壁を増大さ
			の実質的な競争者だった。他には供給者が3社い		せた。
,					

h					
商品市	場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
	1	的市	注) 「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
	į	場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			ప .		
スクラ	ラップ回収所管		るものの,これらは極端に小規模である上,ADP		h. AutoInfo の交換機能,回収所管理
理シス	テム(交換機能		からのライセンスにより Hollander Interchange の		システム,電子コミュニケーショ
に統合	されたもの)の		システムを利用している。		ン・システム , 情報システムのアッ
開発・	販売		買収前には ADP と AutoInfo は,激しく接戦を繰		プグレードを行わず , あるいはこれ
			り広げる競争者だった。		を迅速に行わないことを通じて ,こ
			ADPと AutoInfo 間の競争が近接していたことは,		のユーザーに不便を与え経済的損
			イノベーション競争にも反映していた。ADP と		失をもたらした。
			AutoInfo は,相互の動きに対応しながら,活発に		i. ADP が関連製品市場で市場力を
	ップ回収所用		自社のマネジメントシステムを強化すべくコミ		有するようになった。
電子コ	1ミュニケーシ		ュニケーション機能を付加・増強していた。		j. 回収所管理システム ,電子コミュ
ョン・	システムの開		ADP は現在 ,主要な製品の提供者であり ,部分的		ニケーション・システムとインフォ
発・販	売		には唯一の製品提供者である。		メーションシステムの値上げとサ
					ービス・イノベーション競争を減殺
					することを通じて ,ADP が一方的に
					市場力を行使することを可能にし

	商品市場	地 理	市場の現況	参入を不十分なも	特筆された反競争効果
		的市	注)「高度集中」に続くカッコ内では高度集中と	のとするとして特	
		場	評価するにあたり言及された指標が示されてい	に挙げられた要因	
			వ .		
	スクラップ回収所在				たか,可能にする可能性がある。
	庫データの収集・配布				k. ADP に関連製品市場で独占力を
					与えたか , それを与える危険なまで
					の蓋然性を創出した。
PTC .	体明末明点次在四十	- V =			
FTC	結腸直腸癌治療用ト	米国	高度に集中している。Upjohn と Pharmacia は , 関	FDA 認可に時間が	a. 関連市場における Upjohn・
Upjohn & Pharmacia	ポイメソラーゼI抑制		連製品開発について進んだ段階にあるごく少数	かかる。少なくとも	Pharmacia 間の現実・直接・実質的
Aktiebolag の合併	剤の研究・開発・製		の企業の2社に当たる。Upjohn 製品が米国で最初	2年の間,科学的研	な競争が消滅する。
Docket No. C-3638	造・販売		に販売される製品になると予想されている。	究に携わることな	b. 関連製品に係る研究開発トラッ
(Complaint 8			Pharmacia は今後 2~3 年内に FDA 認可を申請す	くしては ,開発が進	ク数が減少する。
February 1996)			ることを計画している。	んだ段階には到達	c. 関連市場において存在し得る
				しない。	Upjohn・Pharmacia 間の現実・直接・
					実質的な価格競争が消滅する。

注(1)理由:輸出規制,国防省・米国宇宙技術プログラムでは国家安全保障上の要請から他国供給者の製品は利用されない。

(2) 購入者は米国政府のみ。米国政府が関連製品を米国外の企業からは購入することはない。

- (3) ドア製造工場から放射状にひろがる米国内地域市場
- (4) 国防省と米軍 prime contractors (performing on U.S. military programs)は,次の商品については外国製造業者に切り替えたことはないし,そのようなことを行う見込みは低い;AEW レーダー,空中射撃コントロールシステム,レーダシステム,光学ミサイル警戒システム,指向性赤外線対抗手段システム,機上電波妨害装置 システム,光ファイバ曳航デコイ,高性能固定翼戦闘機,ステルス技術,統合電子システム, 遠隔機雷掃討システム,側方機雷掃討探知機,機雷回避探知機,魚雷音響逆探知防御ソナー,広角口径配列船体固定式探知機,SQQ-89 対潜水戦闘システム,宇宙プラットフォーム,スペース・ベース・エレクトロニクス,SETA サービス。
- (5) ADP の交換機能は著作権で保護されているとともに,同様のものを作るには時間がかかり困難と思われる。長年にわたって作られたデータベースに基づいている。この交換機能は,回収所マネジメントシステム及び電子的コミュニケーション・システムにとって鍵になる構成要素でもあるのであって,交換機能市場への参入が行われないのであれば,他の商品の時宜にかなう十分な市場への参入が行われる見込みも低い。

スクラップ回収在庫データの収集・配布についても、この種のデータを ADP と独立に集めるのは時間・費用を要し困難であるなどの理由から、時宜にかなう十分な参入が行われる見込みは低い。ADP はその交換システム、統合回収所管理システム、電子的コミュニケーション・システム及び回収所情報システムを通じて、スクラップ回収所データをコントロールし、ゲートキーパーとなっているためである。

回収所管理システムと電子コミュニケーション・ネットワーク,あるいはこれに代えて回収所情報システムの市場への参入も困難・見込みが低い。ADP の顧客の大多数が,現在これらシステム等を有しているためである。回収所管理システムと電子コミュニケーション・システムは,使用された部品の売買 ネットワークを作るために利用されており,スクラップ回収所は他の相当数のスクラップ回収所がネットワークに参加しているのでない限り新規参入者に 依存することには消極的である。